

生駒市こども計画

令和7年3月

生駒市

ごあいさつ

令和5年にこども基本法が施行され、同法第9条に基づき、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども大綱が策定されました。それを受け、本市においても、すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送れるよう、社会全体で総合的にこども、ならびに子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に、「生駒市こども計画」を策定しました。



こどもは、成長の過程にあって保護や配慮が必要な存在であることから、その権利が軽くとらえられることがあります。しかしながら、こどもの健やかな成長・自立のためには、私たち大人が、こどもの権利を認め、こどもの意見を尊重し、一人の人間としてこどものありのままを受け止めることが大切だと考えます。

この考えを踏まえ、本計画のキーメッセージを「こどもは大丈夫。オトナは大丈夫？」としました。このメッセージには、こどものウェルビーイングを考えると、私たち大人が自らの価値観をこどもに押し付けるのではなく、こどもが持つ「自ら育つ力」を信じ、こどもの自己決定を尊重するよう、大人の意識が変わるようにとの願いを込めました。大人みんなで地域のこどもたちのウェルビーイングを大切にする文化を醸成していきたいと考えます。

本計画の策定にあたって、こどもの意見や自己決定を尊重し、「こどもとともに」という姿勢を進めていくため、こどもへの意見聴取を行いました。アンケートの作成や協力を呼び掛ける動画の作成、アンケートの実施、アンケート結果を踏まえたこどもとの対話という、意見聴取のすべてのプロセスにこどもに携わってもらう「こども版パブリックコメント」という新たな取組も実施しました。こどもの意見に大きな学びを得るとともに、その意見を計画に反映しています。

こうした考えや計画策定の経緯などを踏まえ、「こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち」の実現を目指し、本計画を推進していきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りましたこどもたち、市民及び関係機関の皆様、ご審議いただきました子ども・子育て会議の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

生駒市長 小紫 雅史

目次

第1章 こども計画の概要

1. 計画の背景・趣旨	2
2. 計画の位置づけ.....	6
3. 計画の期間.....	6
4. 計画の対象.....	7
5. 計画の策定体制.....	7

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 基本情報.....	12
2. こどもに関する状況	16
3. 若者に関する状況.....	42
4. 子育て世帯に関する状況	51
5. 地域や社会の状況.....	68
6. こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の整理	78

第3章 こども計画の基本的な方針

1. キーメッセージと基本理念.....	80
2. 成果指標	82
3. 基本目標	83

第4章 施策の展開

1. 施策体系.....	86
2. 基本目標ごとの取組.....	87

第5章 第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画

1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返り	104
2. 教育・保育提供区域の設定	106
3. 量の見込みの算出について	106
4. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	107
5. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	109
6. 子ども・子育て支援事業の推進方策等	127

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理	132
2. 関係機関等や地域の人材との連携.....	133
3. 計画のロードマップ	134

資料編.....	152
----------	-----

第1章 こども計画の概要



1. 計画の背景・趣旨

① 国・奈良県の動き

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、同年12月には、こども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、実現すべき社会として、「こどもまんなか社会」が掲げられています。「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会とされています。

また、奈良県では、令和6年10月に、奈良県のこども政策を総合的に推進するために、「すべてのこども・若者が、将来に夢と希望を抱きながら、個性や多様性が尊重され、ひとしく健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる、あたたかい奈良県を目指す」を基本理念とした「奈良県こどもまんなか未来戦略」が策定されました。

こども政策の推進にあたっては、以下の経緯を踏まえる必要があります。

【こどもの権利に関すること】

- 平成6年4月に、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約」※(以下、子どもの権利条約)を批准しました。
- 平成12年5月に、児童虐待の禁止、虐待の発生予防及び早期発見、また、児童虐待を受けた児童の保護、自立の支援等を目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」が公布されました。近年、児童虐待の相談対応件数は増加傾向が続き、重大な虐待事件が生じる中で、令和4年6月には、こどもと子育て家庭への支援を強化し、こどもの権利の擁護を図る児童福祉施策を推進することを目的に改正児童福祉法が成立しました。
- 令和4年12月に、民法が改正され、親権者が子を懲戒する権利についての規定が削除されるとともに、体罰その他こどもに有害な言動が禁止とされました。

※ 児童の権利に関する条約：平成元年11月に第44回国連総会において採択され、日本は平成2年9月にこの条約に署名し、平成6年4月に批准を行いました。この条約は、世界の多くの児童(児童については18歳未満のすべての者と定義。)が、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

- 平成25年6月に、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が公布されました。いじめの認知件数は増加傾向にあり、令和5年度のいじめ認知件数が過去最多、うち重大事態の発生件数も最多となっています。また、不登校児童・生徒数も令和5年度に過去最多となっています。令和5年10月には、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」が示されました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 平成15年7月に制定された「少子化対策基本法」に基づき、令和2年5月に第4次の「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。大綱では、「希望出生率 1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくとされました。
- 少子化の進行等を背景に、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境整備を目的に、平成15年に公布された「次世代育成支援対策推進法」(次世代法)について、令和6年5月に、仕事と育児・介護の両立支援制度の強化等を目的に、育児・介護休業法及び次世代法が改正されました。この改正により、次世代法の有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化を図るとされました。
- 平成24年8月に、急速な少子化、家庭や地域を取り巻く環境の変化、また保育所における待機児童等の課題に対応するため「子ども・子育て関連3法」の1つとして、「子ども・子育て支援法」が制定されました。令和6年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、改正により、こども誰でも通園制度※(以下、乳児等通園支援事業)、妊婦等に対する相談支援事業の創設や産後ケア事業※の地域子ども・子育て支援事業への位置づけが定められるなど、こども・子育て世帯への支援拡充が掲げられました。
- 令和元年10月には、子育てや教育にかかる費用負担の軽減、また幼児教育・保育の重要性の観点から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。
- 令和2年12月に、「待機児童解消加速化プラン(平成25～29年度)」「子育て安心プラン(平成30～令和2年度)」に次ぐ保育の受け皿整備の指針として、「新子育て安心プラン」が示されました。「新子育て安心プラン」では、令和3年度から令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿の整備を目標に、地域の特性に応じた支援や魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用等が掲げられました。

※ こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業):すべての子育て家庭に対して、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。

※ 産後ケア事業:出産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。(利用期間は原則7日以内)

【こども・若者育成支援に関すること】

- 平成22年4月に、有害情報の氾濫等、こども・若者をめぐる環境の悪化や、ニート、ひきこもり、不登校等こども・若者の抱える問題の深刻化を背景に、こども・若者の健やかな育成、及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援を目的に、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。同法に基づき、令和3年4月に、第3次の「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、すべてのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくとされました。
- 平成25年6月に、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。同法に基づき、令和元年11月に現在から将来にわたり、すべてのこどもたちが夢や希望を持てる社会を目指すこと、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的に、前大綱(平成26年8月閣議決定)の改定として、「子供の貧困対策に関する大綱」が新たに策定されました。
- 令和6年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の中で、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー※が明記されました。
- 令和6年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、こども大綱を踏まえ、法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と変更されました。こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化するとともに、基本理念では、「こどもの将来の貧困を防ぐこと」、「妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまで支援が切れ目なく行われること」が明記されました。

※ ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども、若者のことです。

② 生駒市の動き

- 平成16年度に「生駒市次世代育成支援行動計画」を、平成21年度に「生駒市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「子育て楽しいね！いこま～子どもも大人も笑顔で健やかに育ちあうまち～」を理念に掲げ、この理念の実現に向け様々な施策を実施してきました。
- 平成27年度には、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」という子ども・子育て支援新制度の目的や国の方針を踏まえ、「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和元年度には、「第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「生駒市子ども・子育て支援事業計画」の取組を一層充実させながら、総合的・計画的に子育て支援策を推進してきました。

③ 「生駒市こども計画」の策定にあたって

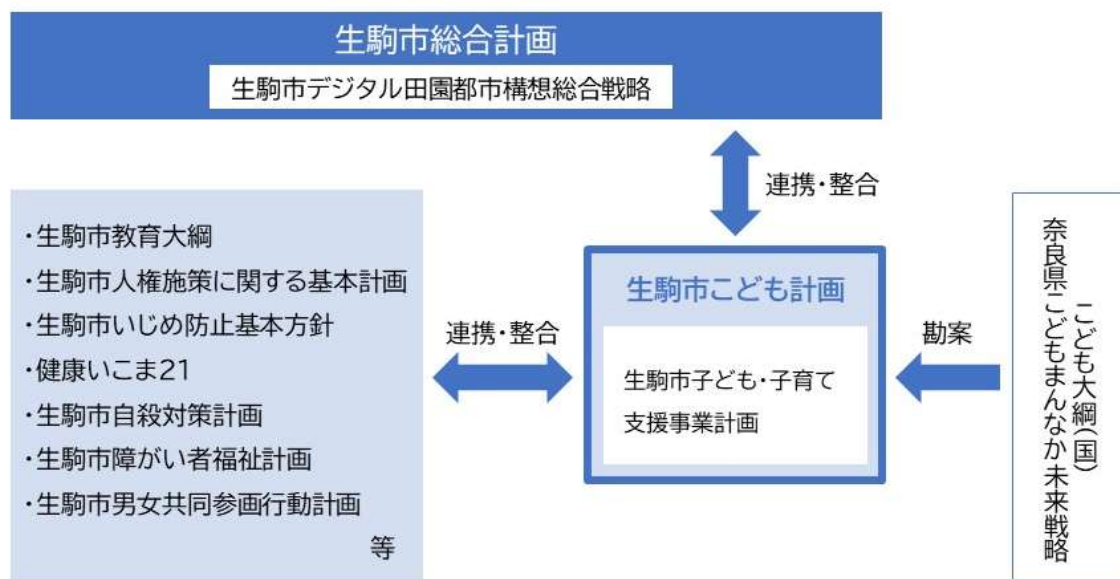
このような状況を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長・自立できるよう、社会全体で総合的にこども、並びに子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に、「生駒市こども計画」(以下、本計画)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、国が定める「こども大綱」及び奈良県が策定する「奈良県こどもまんなか未来戦略」を勘案して策定する、生駒市におけるこども施策に関する総合的な計画です。

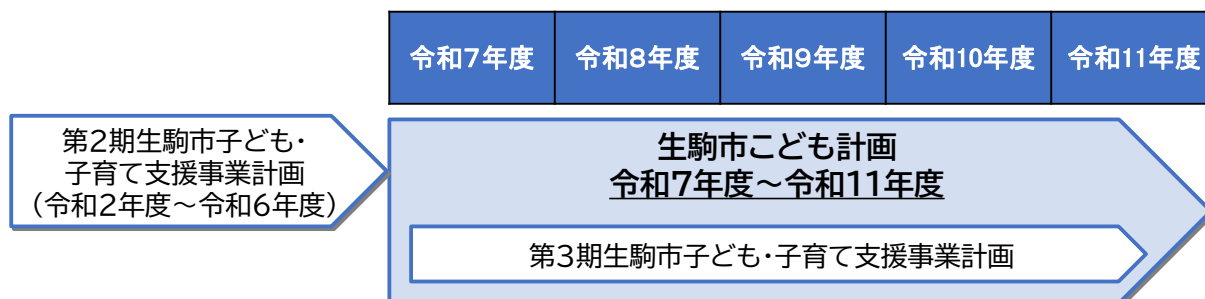
本計画は、同法第10条第5項に基づき、「第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定します。

また、本計画の策定にあたっては、上位計画となっている「生駒市総合計画」をはじめ、「生駒市教育大綱」、「生駒市人権施策に関する基本計画」等その他関連計画と整合を図り策定します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。



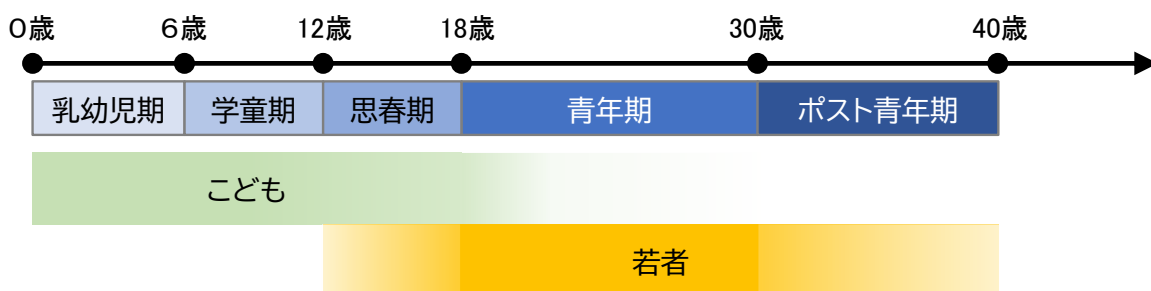
4. 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者・子育て当事者やこどもと直接接する人だけでなく、地域の人や空間、地域文化まで広く含むものとします。

なお、本計画において、「こども※」とは、こども基本法第2条に基づき、「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供できるよう努めます。

「若者」については、国の子供・若者育成支援推進大綱に基づき、思春期(中学生からおおむね18歳まで)、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者、施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とします。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期以降が主な対象に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の表現を用います。



5. 計画の策定体制

本計画では、下記のような様々な視点で調査や意見交換等を行いながら計画策定を進めました。

(1) 生駒市子ども・子育て会議

こどもや若者、子育てに関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、保育所関係者、学校教育関係者、社会的養護関係者、地域福祉関係者、保護者、公募市民、その他のこども・子育て支援関係者で構成する「生駒市子ども・子育て会議」を設置し、それぞれの立場から意見をいただきながら、計画を策定しました。

※ こども:本計画中では、「こども」を、若者を含む広い意味で使っている箇所(計画名、基本理念等)があります。また、「こども」の表記については、固有名詞以外は、すべて平仮名表記としています。

(2) アンケート調査

市民のこども・子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握し、今後のこども・子育て支援施策の参考にするため、以下のアンケート調査を実施しました。

【生駒市子育て支援に関するアンケート調査】

対象	(1)市内在住の就学前のこどもがいる保護者 2,000 名 (2)市内在住の就学中の小学生がいる保護者 1,200 名
調査方法	郵送配布、郵送又は WEB 回答
実施時期	令和6年2月～3月
有効回答・回収数 (回収・回答率)	(1)就学前児童保護者 1,352 件 (回収・回答率:67.6%) (2)小学生児童保護者 733 件 (回収・回答率:61.1%)

(3) ヒアリング調査

生駒市のこどもや子育てに関する状況の把握のために、地域でこどもや子育て家庭への支援を行う民間団体等にインタビュー調査を実施しました。

対象	・アトリエ e.f.t. ・いこま育児ネット ・生駒市子ども・子育て会議委員 ・生駒市民生児童委員 ・一般社団法人無限 ・一般社団法人和草 ・社会福祉法人いこま福祉会 ・宝山寺福祉事業団 ・リトルパイン 総合型地域スポーツクラブ
調査方法	個別インタビュー形式
実施時期	令和6年5月～6月

(4) こどもからの意見聴取

① 生駒市子育て支援に関するアンケート調査(再掲)

「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」の中で、「好きな場所」「遊び場」「放課後児童クラブ(学童保育)」「こどもの権利」等について、小学校4～6年生のこども本人が回答する設問を設け調査を実施しました。

対象	「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」対象者のうち、小学校4～6年生のこども 641名(小学校4年生:211名、5年生:212名、6年生:218名)
調査方法	郵送配布、郵送又はWEB回答
実施時期	令和6年2月～3月
有効回答数 (回答率)	381件(回答率:59.4%)

② 生駒市居場所に関するアンケート調査

生駒市に居住するこどもに対して、居場所に関する現在の状況や利用ニーズを把握し、本計画策定の参考とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

対象	(1)市内の公立小学校に通う小学校4～6年生全員 3,330名 (2)市内の公立中学校に通う中学校1～3年生全員 2,970名 ※人数は、令和6年5月1日時点
調査方法	タブレット端末を使い、各学校でWEB調査の形式で実施
実施時期	令和6年6月～7月
有効回答数 (回答率)	(1)小学校4～6年生 2,957件(回答率:88.8%) (2)中学校1～3年生 2,251件(回答率:75.8%) ※学年不詳10件

③ ワークショップ「みんなで考えよう ご機嫌な居場所」

②の居場所に関するアンケート調査を深掘りすることを目的に、こども自身に理想の居場所や、理想の居場所での過ごし方を考えるワークショップを実施しました。

対象	市内の公立小中学校に通う小学校4年生～中学校3年生(①の回答者)
開催日時・場所	令和6年7月27日(土)10時～12時(生駒セイセイビル3階)
参加者数	5名
テーマ	みんなで考えようご機嫌な居場所

④ こども版パブリックコメント

子ども・子育て会議でまとめた計画案のうち、こども自身に関する施策について、広くこどもから意見聴取を行うため、パブリックコメントを実施しました。

対象	(1)市内の公立小学校に通う小学校4～6年生全員 3,330 名 (2)市内の公立中学校に通う中学校1～3年生全員 2,970 名 ※人数は、令和6年5月1日時点
調査方法	タブレット端末を使い、各学校で WEB 調査の形式で実施
実施時期	令和7年1月10日(金)～1月22日(水)
有効回答数 (回答率)	(1)小学校4～6年生 1,678 件 (回答率:50.4%) (2)中学校1～3年生 1,661 件 (回答率:55.9%) ※学年不詳:5件

(5) パブリックコメント

子ども・子育て会議でまとめた計画案について、広く市民から意見聴取を行うため、パブリックコメントを実施しました。

対象	(1)市内に住所を有する者 (2)市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4)市内に存する学校に在学する者 (5)当該案件に利害関係を有する者
実施方法	計画(案)を市役所、市内公共施設、市ホームページに公表し、窓口に参加、郵送、ファクス、市ホームページからのいずれかの方法で意見を受付
実施時期	令和6年12月19日(木)～令和7年1月24日(金)
意見提出	6名(17件)

「こどものこえ」マークについて

こども基本法第11条では、「地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

生駒市としても、こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こどもへの意見聴取を積極的に行いました。「こどものこえ」を大切にしたいと考え、分かりやすく示すために、本計画では、こどもの声を聴き、計画に反映した箇所に「こどものこえ」マークを付けています。



第2章

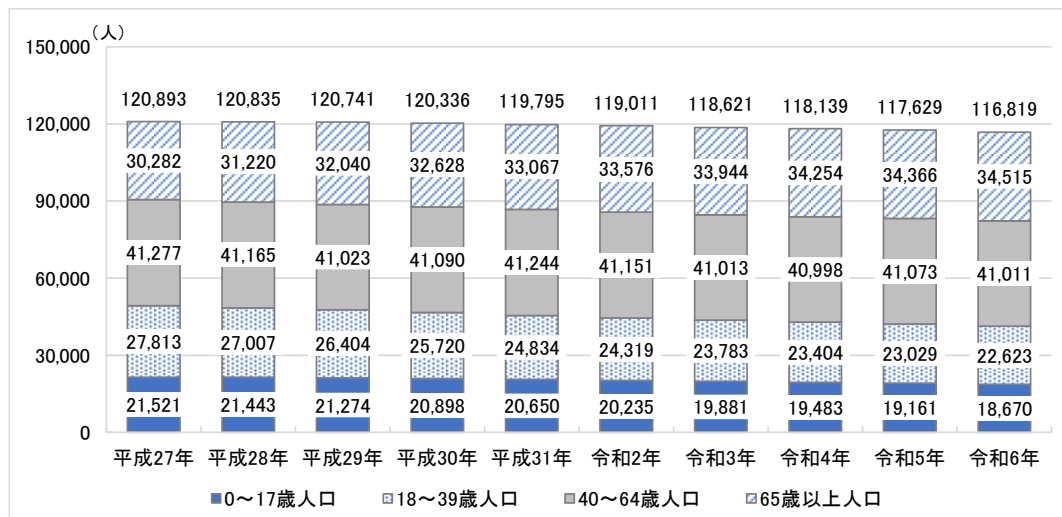
こども・若者や子育て家庭を 取り巻く現状と課題

1. 基本情報

① 総人口・年齢4区分別人口の推移

総人口は減少傾向が続いており、平成27年に比べると、特に39歳以下の人口が減少しています。(図表1)

図表 1 総人口及び年齢4区分別人口の推移(各年4月1日現在)



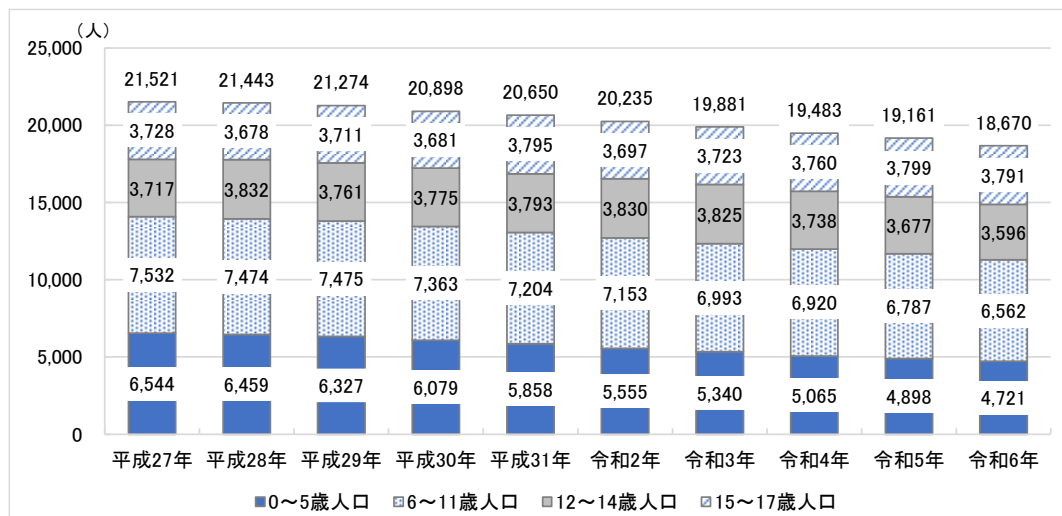
資料:住民基本台帳

② 児童人口の推移

18歳未満人口は減少傾向が続いており、平成27年に比べると、特に11歳以下の人口が減少しています。(図表2)

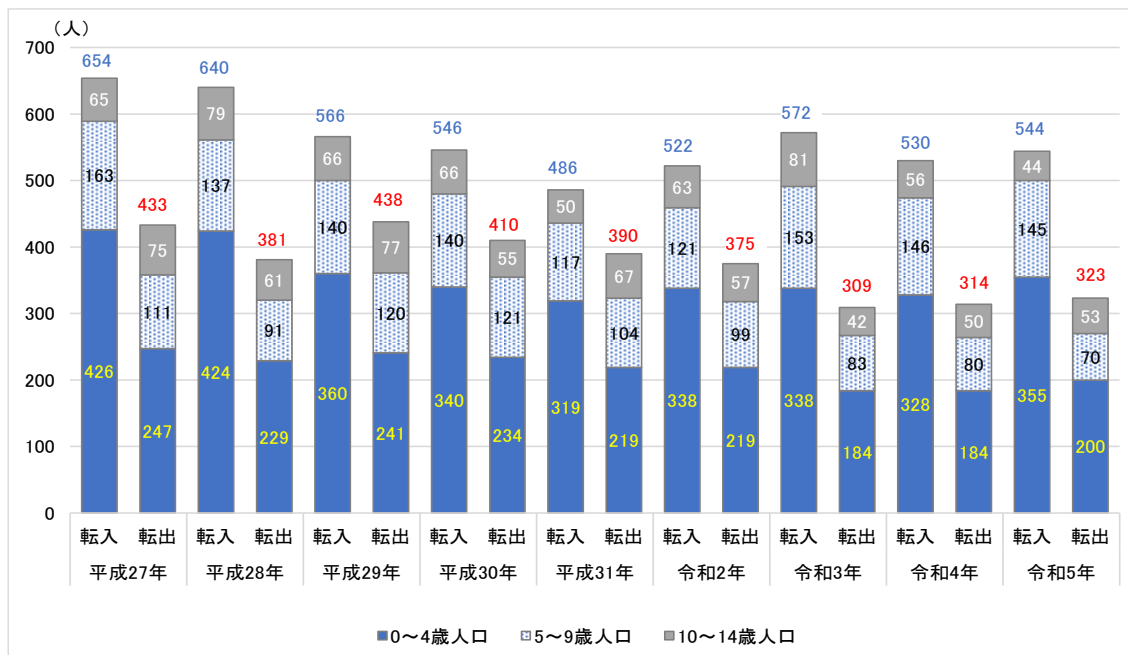
0歳～9歳までは一貫して転入数が転出数を上回る転入超過となっていることから、児童人口の減少には出生数の低下が大きく影響していると考えられます。(図表3)

図表 2 18歳未満人口の推移(各年4月1日現在)



資料:住民基本台帳

図表 3 15歳未満人口の転入転出推移

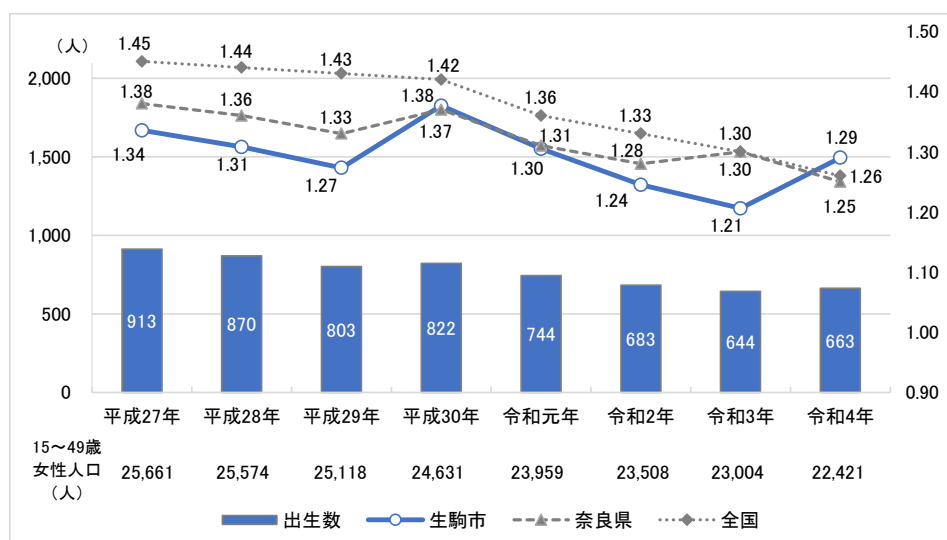


資料：総務省住民基本台帳人口移動報告

③ 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は令和4年にはやや増加しているものの、平成27年以降減少傾向となっており、令和2年以降は700人を下回っています。出生数に影響のある15歳～49歳の女性人口は減少傾向にあります。合計特殊出生率※も平成30年の1.37をピークに減少傾向にあります。令和4年にはやや上昇し、奈良県や全国を上回っています。(図表4)

図表 4 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳、厚労省人口動態調査

※ 合計特殊出生率：人口に対して生まれたこどもの数を表す指標の一つです。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間にこどもを生むとしたときのこどもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

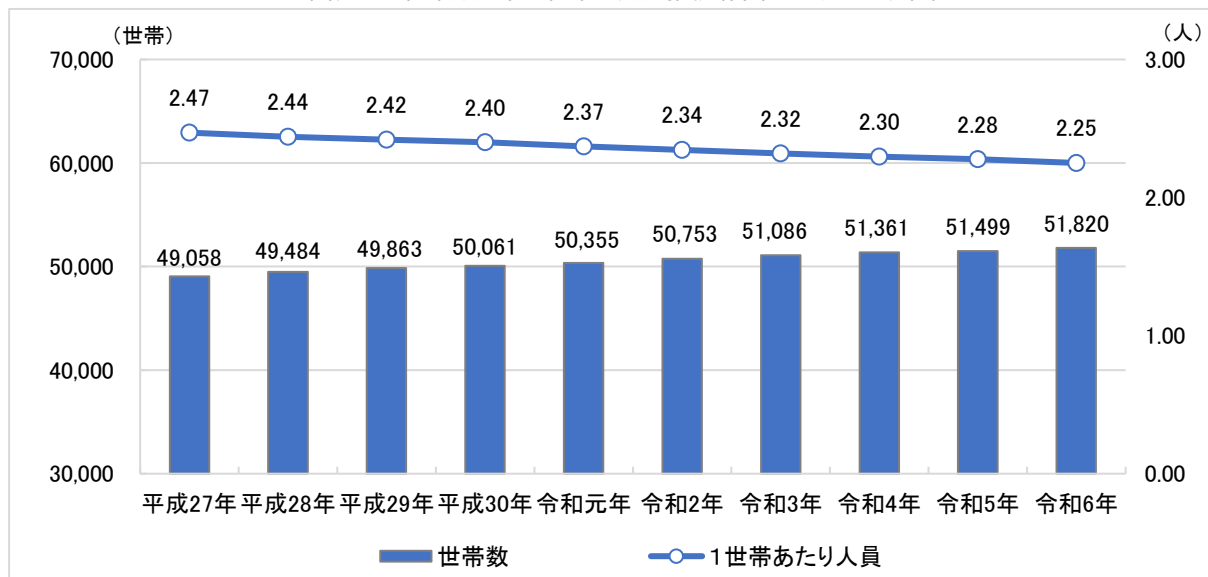
④ 世帯構成と世帯の就労状況の推移

世帯数は増加傾向にあり、令和6年には 51,820 世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、令和6年では 2.25 人となっています。(図表5)

20歳未満のこどもがいるひとり親世帯は 600 世帯程度で推移しており、ひとり親世帯の割合は全国・奈良県より低くなっています。(図表6)

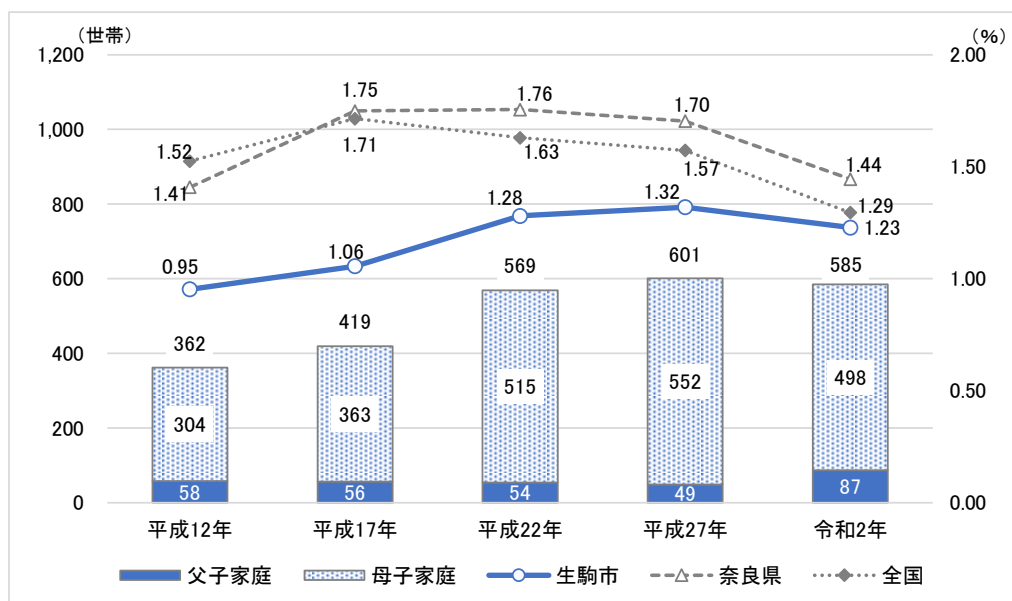
また、18歳未満のこどもがいる共働き世帯の割合は、平成12年が 35.0%だったのに対し、令和2年は 66.4%となっており、大きく上昇しています。(図表7)

図表 5 世帯数と平均世帯人員の推移(各年 10 月1日現在)



資料:住民基本台帳

図表 6 20歳未満のこどもがいるひとり親世帯数の推移

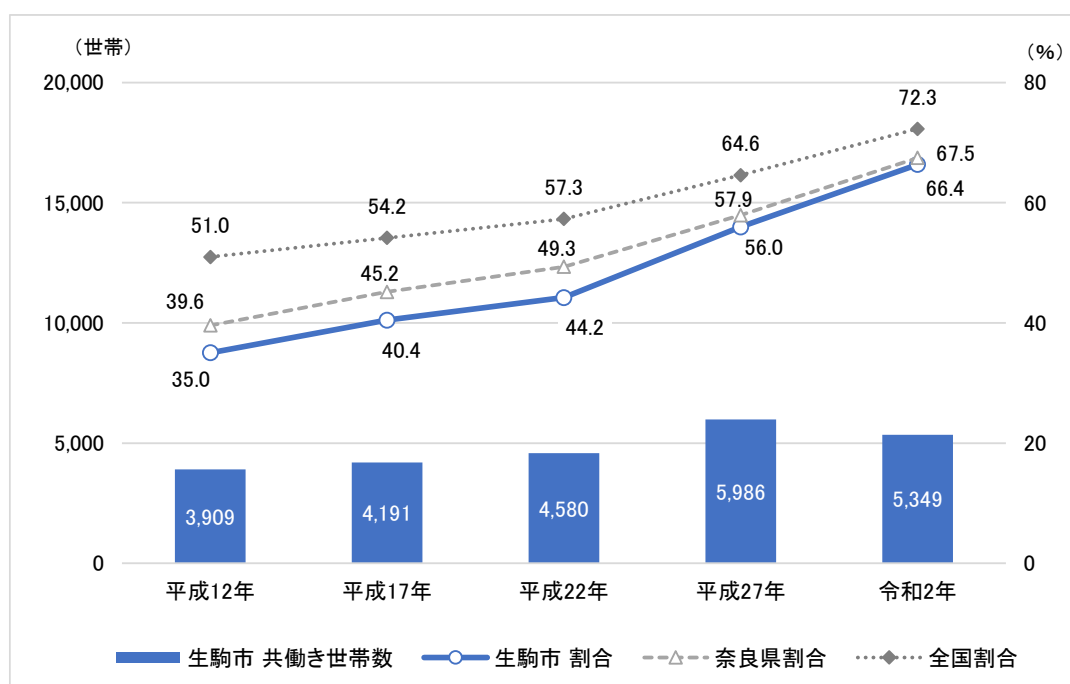


資料:総務省「国勢調査」

※ひとり親世帯の割合は、一般世帯の総数を母数とし、20歳未満のこどもがいるひとり親世帯を分子として算出しています。

※「図表 5 世帯数と平均世帯人員の推移」は住民基本台帳をもとにしていますが、本表は国勢調査をもとにしているため、母数となる世帯数に相違があります。

図表 7 18歳未満の子どもがいる共働き世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

※共働き世帯の割合は、18歳未満の子どもがおり、かつ夫が就業者の世帯数を母数とし、そのうち妻が就業者の世帯を分子とし算出しています。

※18歳未満の子どもがおり、夫の労働力状態が「不詳」の世帯が、平成27年は198世帯、令和2年は1,988世帯となっています。

2. こどもに関する状況

① こどもの幸せ

日本のこどもの幸福度は、ユニセフ イノチェンティ レポートカード16※によると総合順位は38か国中20位となっています。しかし、分野ごとの内訳をみると、身体的健康は1位ながら精神的幸福度※は37位と最下位に近い結果となっています。(図表8)

生駒市のこどもの幸福実感は、小学生では全国よりも高く、中学生では全国や奈良県よりもやや高くなっています。(図表9)

小学生の「自己肯定感(「自分には、よいところがあると思う」に対する肯定的回答割合)」は、令和6年度では全国や奈良県より低くなっています。中学生の自己肯定感は、令和3年度以降上昇傾向にありますが、令和6年度では全国より低くなっています。(図表10)

将来の夢や目標を持っている割合については、令和6年度では小学生・中学生ともに、全国や奈良県に比べ低くなっています。(図表11)

自己肯定感・将来の夢や目標ともに、小学生に対して中学生の方が肯定的な回答の割合が低くなっています。(図表10、図表11)

※ ユニセフ イノチェンティ レポートカード 16: ユニセフ・イノチェンティ研究所が令和2年9月に発表した報告書であり、先進国のこどもたちの精神的幸福度、身体的な健康と、学力・社会的スキルについてランキングしています。

※ 精神的幸福度: 「生活満足度の高い15歳のこどもの割合」と「15～19歳の若者の自殺率(10万人あたりの自殺者数)」より順位付けしています。

図表 8 子どもの幸福度の総合順位表:精神的幸福度、身体的健康、学力・社会的スキル

総合順位	国	精神的幸福度	身体的健康	スキル
1	オランダ	1	9	3
2	デンマーク	5	4	7
3	ノルウェー	11	8	1
4	スイス	13	3	12
5	フィンランド	12	6	9
6	スペイン	3	23	4
7	フランス	7	18	5
8	ベルギー	17	7	8
9	スロベニア	23	11	2
10	スウェーデン	22	5	14
11	クロアチア	10	25	10
12	アイルランド	26	17	6
13	ルクセンブルク	19	2	28
14	ドイツ	16	10	21
15	ハンガリー	15	21	13
16	オーストリア	21	12	17
17	ポルトガル	6	26	20
18	キプロス	2	29	24
19	イタリア	9	31	15
20	日本	37	1	27
21	韓国	34	13	11
22	チェコ	24	14	22
23	エストニア	33	15	16
24	アイスランド	20	16	34
25	ルーマニア	4	34	30
26	スロバニア	14	27	36
27	英国	29	19	26
28	ラトビア	25	24	29
29	ギリシャ	8	35	31
30	カナダ	31	30	18
31	ポーランド	30	22	25
32	オーストラリア	35	28	19
33	リトアニア	36	20	33
34	マルタ	28	32	35
35	ニュージーランド	38	33	23
36	米国	32	38	32
37	ブルガリア	18	37	37
38	チリ	27	36	38

資料:ユニセフ「イノチェンティ レポートカード 16 子どもたちに影響する世界 先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」(2021 年)をもとに生駒市作成

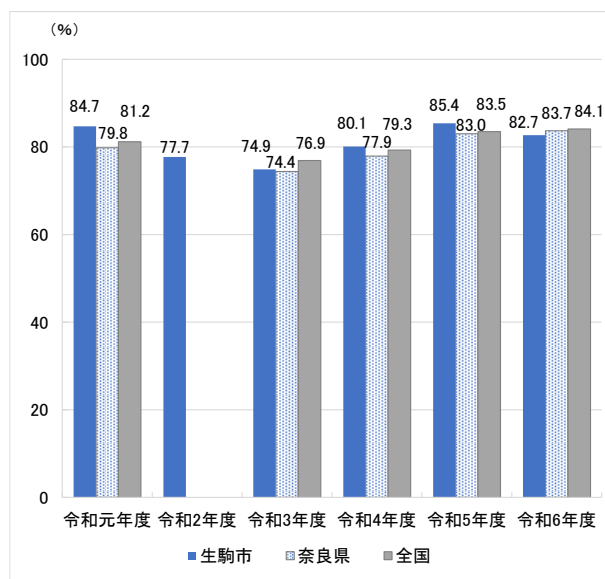
図表 9 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか。」に対する「よくある」の回答割合

	生駒市	奈良県	全国
小学生	51.4%	53.8%	50.8%
中学校	45.6%	44.5%	44.6%

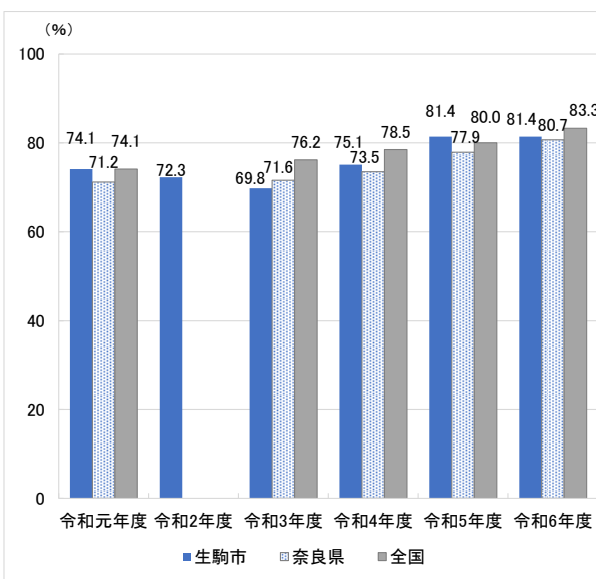
資料: 文部科学省「全国学力・学習状況調査(令和 6 年度)」

図表 10 「自分には、よいところがあると思う」に対する肯定的回答割合

(小学生)



(中学生)

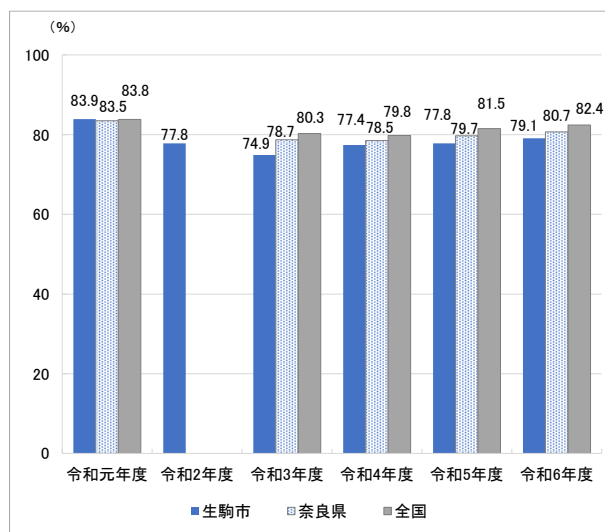


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

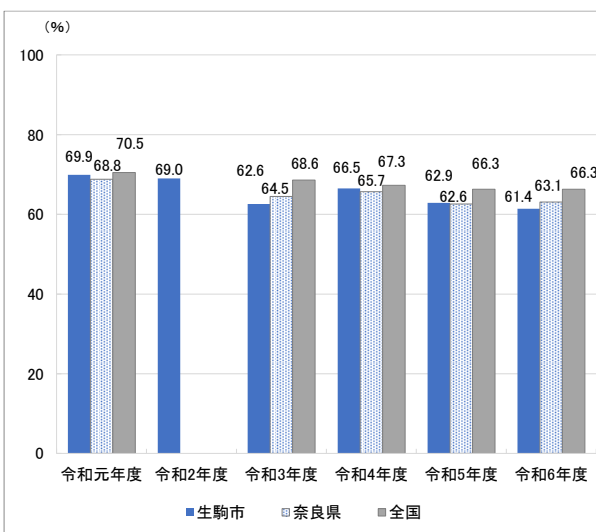
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響などを考慮し、文部科学省による全国調査の実施なし。生駒市では、学習状況調査のみ実施。

図表 11 「将来の夢や目標を持っている」に対する肯定的回答割合

(小学生)



(中学生)



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

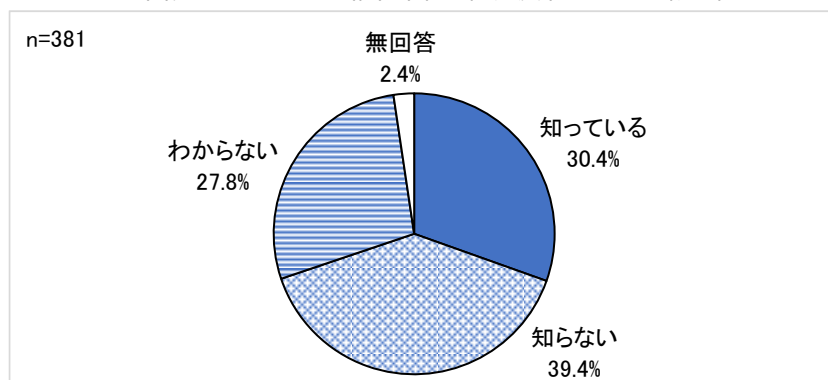
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響などを考慮し、文部科学省による全国調査の実施なし。生駒市では、学習状況調査のみ実施。

② こどもの権利の理解

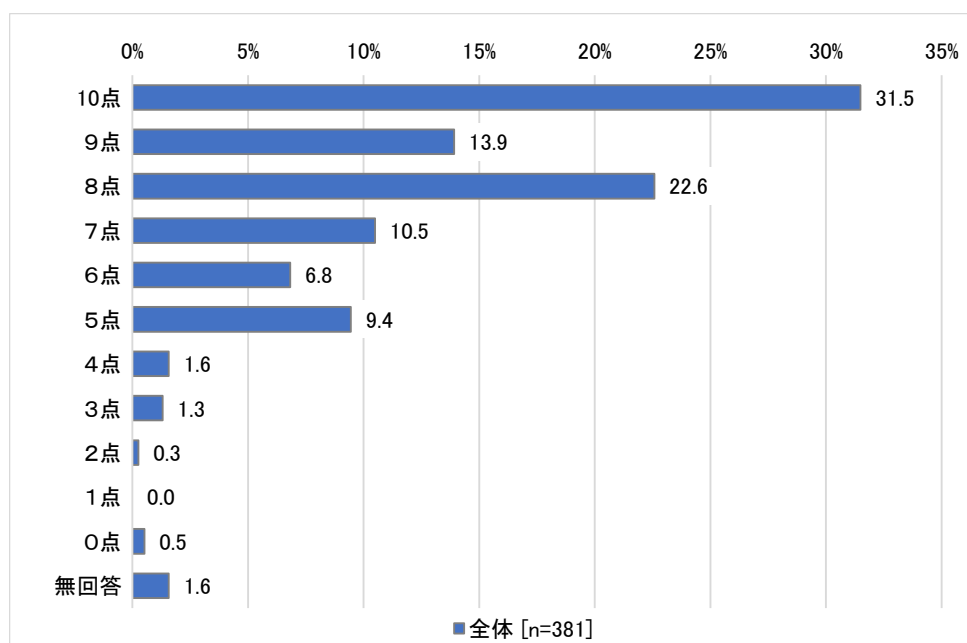
子どもの権利条約については、生駒市子育て支援に関するアンケート調査において、小学校4～6年生のこどもにおける子どもの権利条約の認知度は 30.4%となっています。(市内公立小学校においては6年生で、同中学校においては3年生で学習。)(図表12)

また、「自分自身の人権が守られていると思うか」については、平均 8.1 点となっています。(10点満点(※「まったく守られていない」を0点、「とても守られている」を10点))(図表13)

図表 12 子どもの権利条約の認知度(こどもへの調査)



図表 13 自分自身の人権が守られていると思うか(こどもへの調査)



資料:生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)

<これまでの主な取組>

子どもの権利条約について、小学校では社会の授業の一環として学ぶ機会を設けるとともに、中学校においても公民の授業等を通して、こどもが権利について知る機会を確保してきました。

(参考)関係機関ヒアリング

・こどもの権利を守るために保護者への啓発が必要。

<課題>

- ・こどもの権利について、保護者のほか、こどもに関わる大人や関係団体、一般市民等に対する啓発機会が不十分です。
- ・行政機関や社会に対して、こどもが意見を表明する機会が十分に確保されていません。

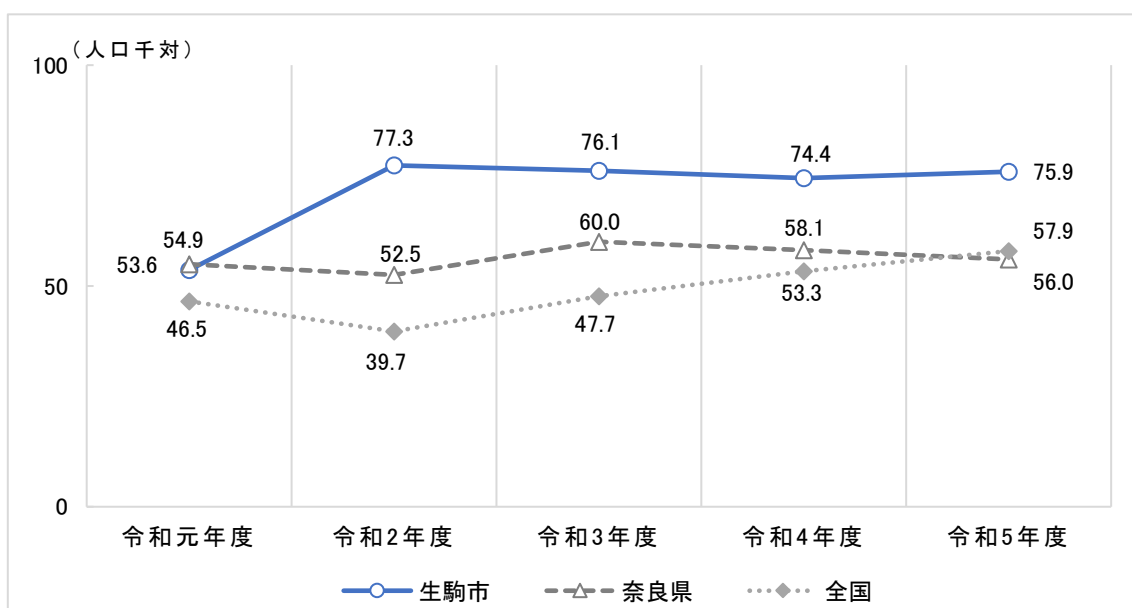
③ こどもの権利保障

いじめ認知件数(千人あたり)は、「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」を目標に積極的認知を進め、軽微なものであっても把握に努めた結果、全国・奈良県と比べても高い認知件数となっています。(図表14)

不登校※件数(千人あたり)は、小中学校とも増加傾向となっており、小学校では、全国・奈良県に比べて高くなっています。(図表15)

児童虐待相談件数は、コロナ禍により減少したものの、その後再び増加となっています。新規相談件数は減少傾向ですが、継続ケース数が増加しています。(図表16)

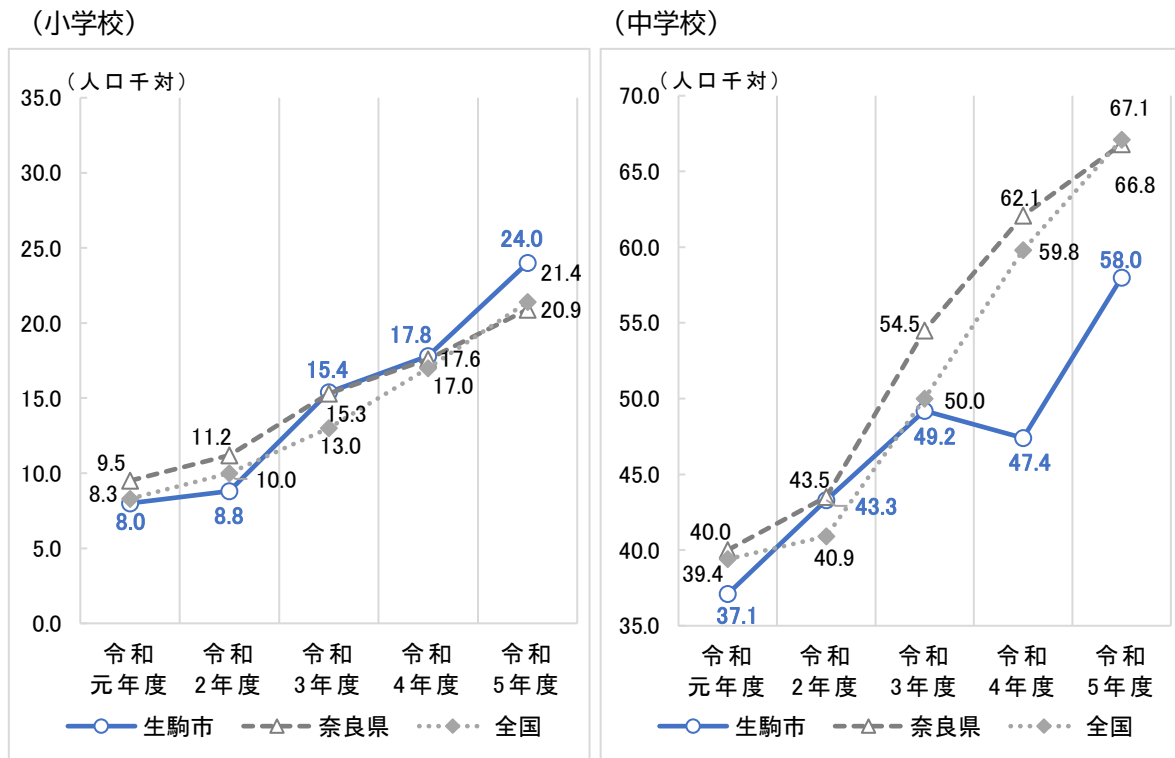
図表 14 いじめ認知件数(千人あたり)の推移



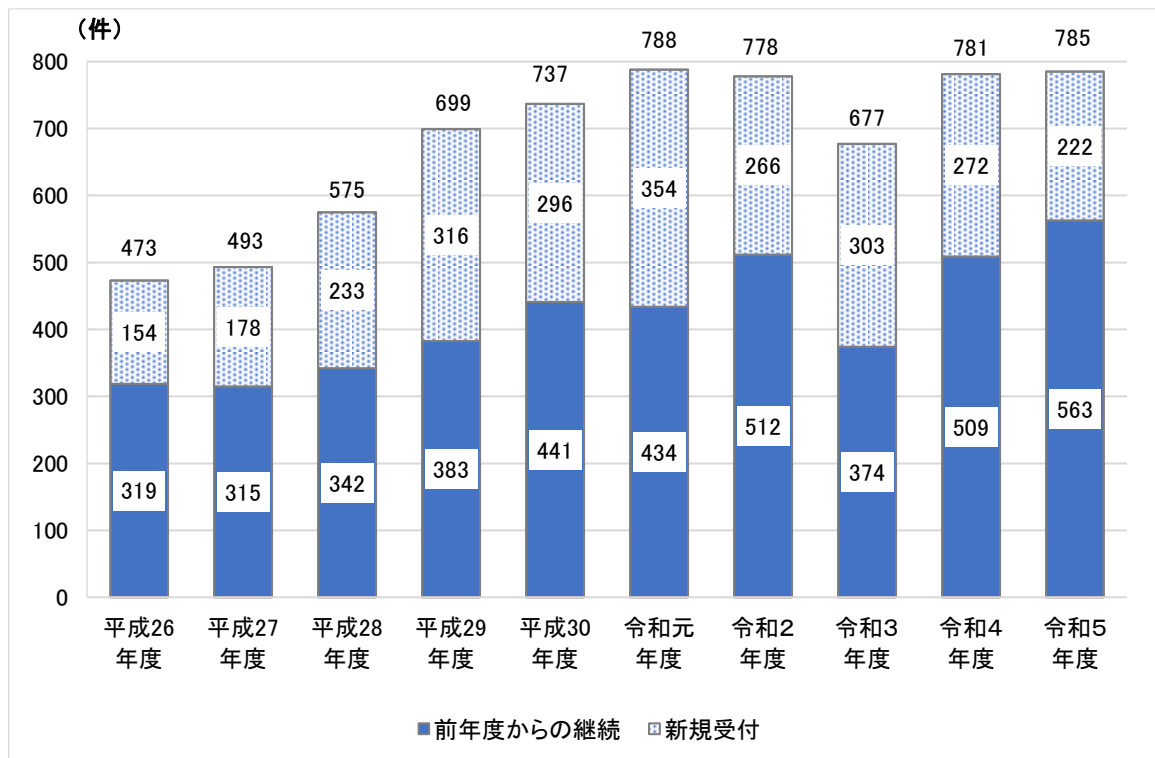
資料:教育指導課

※ 不登校:何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものです。

図表 15 不登校件数の推移(千人あたり)



図表 16 児童虐待相談件数の推移



<これまでの主な取組>

いじめについては、定期的なアンケート(5月に奈良県のアンケート、11月～12月に学校独自のアンケート)や教育相談機関の個別懇談の実施により軽微ないじめを含め早期把握に努めるとともに、6月をいじめ防止月間として取組を実施しています。また SOS の受け止め方の研修を全教員に実施するとともに、「SOS の出し方授業」を児童・生徒に対して実施するほか、GIGA 端末に悩み相談窓口の案内を掲載し周知を行うことにより、こども自身が SOS を出しやすい環境の整備に努めました。さらに、こどもの心のケアとして、スクールカウンセラー※の活用を進めてきました。

児童・生徒の不登校については、子どもの居場所・学び支援室(のびのびほっとルーム・いきいきほっとルーム)※の拡充や校内サポートルーム※の設置等に取り組んできました。生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)では、不登校・ひきこもりのこどもやその保護者の悩みに寄り添うとともに、生駒市子ども・若者支援ネットワークと連携しながら相談支援を行ってきました。

児童虐待については、予防的観点では、妊娠届の提出時から出生後の育児期にかけて、マタニティコンシェルジュによる支援、妊産婦・新生児訪問指導※、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)※等を通して、妊産婦に対して伴走支援を行い、妊産婦の不安解消に努めてきました。これに加えて、地域子育て支援拠点の運営を通して、子育て家庭の孤立化を防ぎ、気軽に相談できる体制を整えるとともに、子育てひろば・子育て講座の実施により、子育ての悩みの軽減・解決を図ってきました。また、オレンジリボンキャンペーン(児童虐待防止推進月間)によって児童虐待の認知を高め、児童虐待が疑われる場合の通報を促すとともに、家庭児童相談により、子育て家庭への相談支援を行ってきました。要保護児童等については市内の各関係機関が連携し適切な支援がなされるよう取組を進めてきました。

※ スクールカウンセラー：児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどの業務を行います。

※ 子どもの居場所・学び支援室(のびのびほっとルーム・いきいきほっとルーム)：様々な理由で学校に通いづらいこどもが安心して過ごすことができる「居場所」として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、こどもが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して支援を行います。

※ 校内サポートルーム：校内教育支援センターとして、登校しても自分の教室に入りづらい児童・生徒や不登校児童・生徒に対して、安心して過ごせる場所を提供し、社会的に自立するための支援を行うことを目的とした、学校に設置される空間です。

※ 妊産婦・新生児訪問指導：妊婦で希望する方に行う、助産師又は保健師が訪問して妊娠・出産の不安解消の手伝いをする『妊婦訪問指導』と、生後28日未満のこどもがいて希望する家庭に行う、産後のお母さんの体調、赤ちゃんの成長を、一緒に確認するとともに子育ての相談を受けたり、子育て情報をお知らせしたりする『産婦・新生児訪問指導』のことです。

※ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・フリースクール※として学校の出席日数の認定を受けています。認定を受けることで、学校とのつながりもできます。不登校の子がいる母親が市内の小学校で先生向けに出前授業(こどもが不登校になった際の親と学校のコミュニケーションのあり方等)を実施しています。
- ・全国で不登校30万人は文科省調べの数字(※令和4年度:令和5年10月17日文科科学省)です。入院中の子は含まれていません。潜在的にはもっと多いとも言われています。こどもたちの自殺は9月1日が最も多いです。すべて失ってまで学校に行く必要はないと思います。
- ・学校に行かないことを親が不幸だと思ってしまうと、こどももつらいと感じます。親が不登校の解決ではなくこどもの将来に向き合えるようになると、こどもの気持ちが楽になり、学校に通えるようになったりもします。
- ・不登校について、新型コロナウイルスの流行に伴う休校、オンライン授業の実施等により通学習慣が途切れた児童・生徒がいるほか、通信制も含めたフリースクール等の新たな選択肢が登場し、これらに対する抵抗感が薄れてきているのではないのでしょうか。

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・様々な多様性について、実際声を上げられずに苦しんでいるこどもがいます。学校等の大きな枠組みの中では、多様性を認めながら、当事者の声をどう拾えるかが大事です。
- ・昔は、協調性が重視される中で育ってきました。そのような年代は、多様性を認める意識が弱い面もあるのではないのでしょうか。
- ・不登校の子がいる保護者は孤立を感じていることも多いです。同じ状況の人が話し合うことで世界が広がるし、解決の糸口が見えてくるとも感じています。

<課題>

- ・いじめについては、引き続き軽微なものも含めた早期把握に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※等と連携しながら、対応していくことが求められます。
- ・不登校に対する大人の理解が十分でない場合があります。
- ・不登校の理由は様々であることから、こども本人の状況に応じ、一人ひとりにあった支援が求められます。
- ・いじめられたこどもや不登校になったこどもだけでなく、その保護者も悩みや不安を抱えています。
- ・児童虐待の支援が長期化するケースが増えています。
- ・国籍、LGBTQ※、障がいの有無、不登校、特別な才能を持つこども※等に対して、学校現場等の既存の制度や取組の中で、どう対応していくかが課題です。

※ フリースクール:不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を指します。

※ スクールソーシャルワーカー:教育分野に関する知識に加えて、福祉の専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。

※ LGBTQ:Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)、Questioning/Queer(クエスチョニング、クィア)の頭文字をとった頭字語で、性的マイノリティの総称の一つです。

※ 特別な才能を持つこども:特定分野に特異な才能のある児童・生徒のことを指し、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されています。

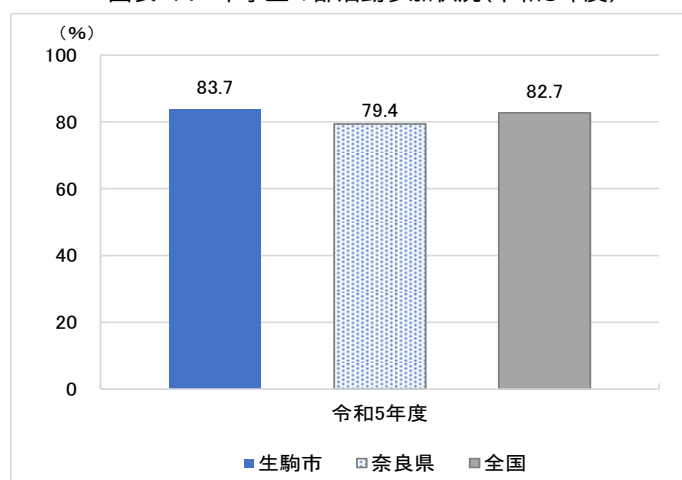
④ 遊び・体験活動

生駒市の中学校部活動の参加率は83.7%で、全国・奈良県と比較して高くなっています。(図表17)

また、地域行事への参加についての肯定的な回答割合は小学生が61.2%、中学生が36.6%となっています。(図表18)

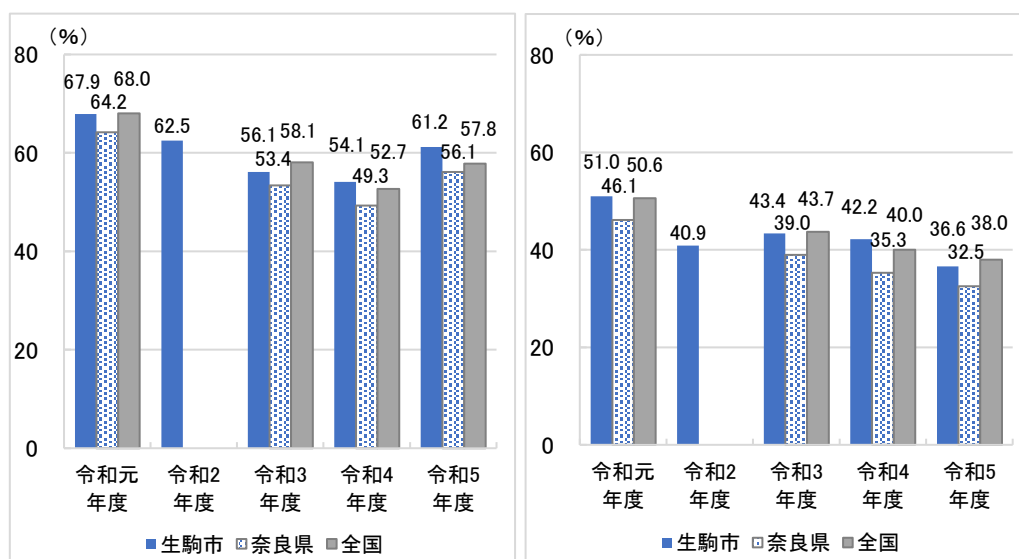
奈良県の令和5年度結婚・子育て実態調査によると、子育て支援に関する満足度として、地域の遊び場の充実に関する回答では、「満たされていない」が63.9%、自然・社会体験、ボランティア、スポーツ活動など子どものための事業に関する回答では、「満たされていない」が56.6%でした。また、生駒市においても、幼児以降の遊び場や、習いごとや体験活動の機会の充実を求める意見がありました。(図表19)

図表 17 中学生の部活動参加状況(令和5年度)



資料:文部科学省「全国学力・学習状況調査(令和5年度)」

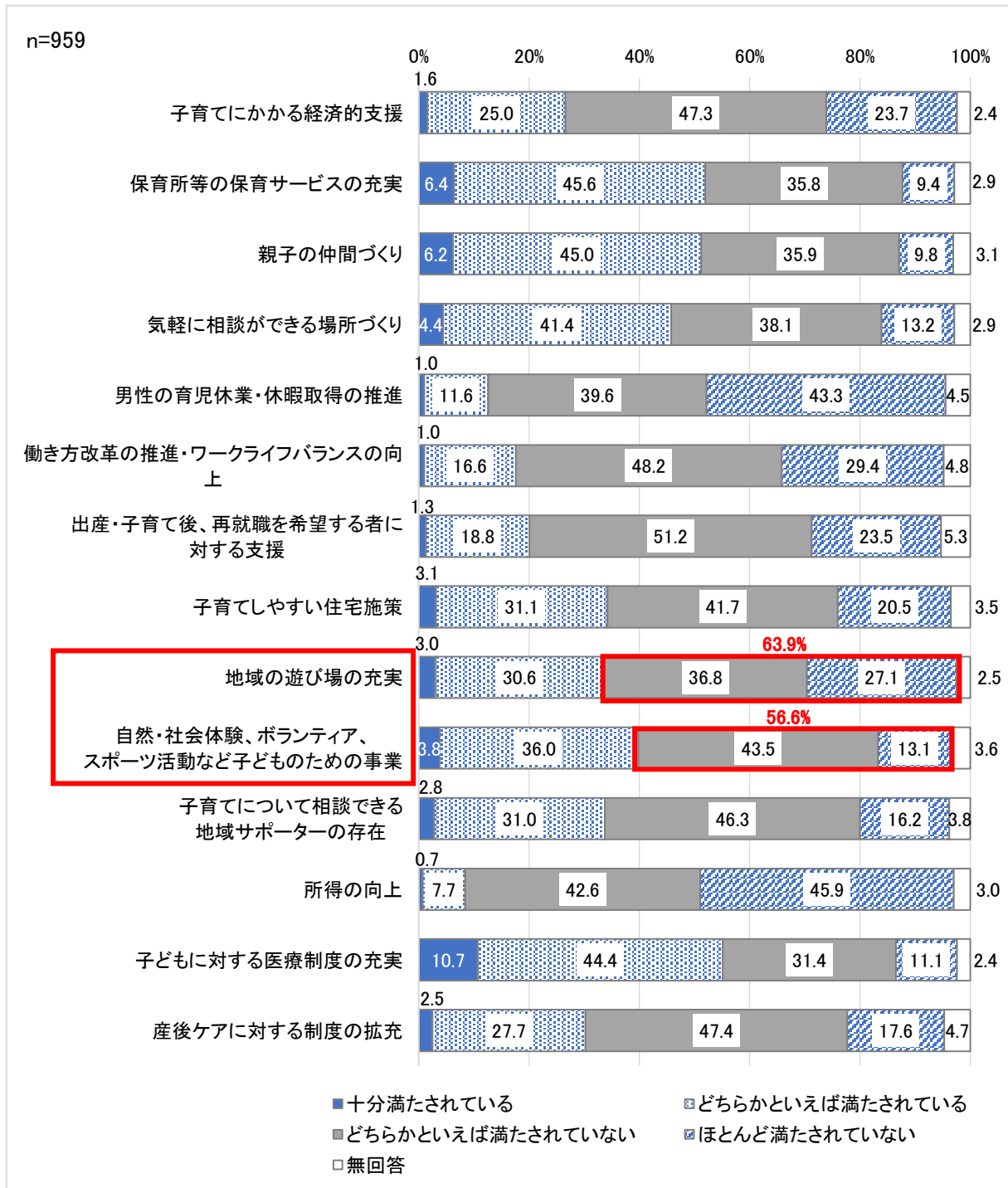
図表 18 「今住んでいる地域の行事に参加している」に対する肯定的回答割合
(小学生) (中学生)



資料:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響などを考慮し、文部科学省による全国調査の実施なし。生駒市では、学習状況調査のみ実施。

図表 19 子育て支援に関する満足度



資料：奈良県結婚・子育て実態調査報告書(令和5年度)

<こどもの遊び場や様々な経験のために必要なこと等に関する自由記述>

生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)

- ・就園すると利用できなくなる施設が多く、幼稚園児とそのきょうだい(0～2歳児)がいる場合、夏休み等に遊びに行ける児童館のような場所があるとより充実した育児であったり、親子でいろいろな交流、遊びができると感じます。
- ・室内で3歳以上が遊べる楽しい施設ができたら嬉しいです。
- ・こどもが思い切り体を動かして遊んだり体験ができたりする場所があればよいです。ボール遊び禁止の場所が多すぎます。学校外での体験の場が少ないです。
- ・両親ともに働いていると習いごとにこどもを連れていくことが難しいので、放課後に各学校に音楽、スポーツ、英語等の教室を、外部の先生を呼んで開いてもらえると助かります。
- ・保育園や学校から習いごとに行けたり、放課後児童クラブ(学童保育)に習いごとが含まれたりする等の市営又は民間事業が複数あれば、こどもを安心して育てられます。
- ・一定期間の習いごとではなく、一日体験(制作、体を動かす等)できるようなところがあったらよいです。
- ・市のイベントは平日が多く、仕事をしていると参加できません。
- ・生駒市は自然も残っている地域なので、地域特性を生かした体験活動を強化してほしいです。
- ・支援が必要なこどもも気軽に通える習いごとがあればよいです。

<これまでの主な取組>

遊びについては、0歳児～2歳児を中心とした就学前のこどもに対しては、親子で一緒に遊ぶことのできる地域子育て支援拠点の整備を進めてきました。乳児から高校生までが利用できる小平尾南児童館では、季節のイベントや農作物の収穫体験等を実施し利用促進に努めてきました。小学生には、オセロ等のゲームや軽スポーツ、工作等を異学年の友だちや地域の人と楽しむ場として放課後子ども教室を開催してきました。また、生駒山麓公園では、広大な広場での運動ができるだけでなく、本格的な遊具を備えたフィールドアスレチックもあり、自然の中で幅広い年齢のこどもが楽しむことのできる環境整備を行ってきました。

体験活動については、各学校の地域学校協働活動※において、クリーンアップキャンペーンや、地域の防災訓練、昔遊び体験など、幅広い体験ができる取組を行っています。また、地域での学びの機会として、高等教育機関と連携したサイエンス探究教室※やいこまっこチャレンジ教室※の開催のほか、親子ふれあい農業体験※など、多様な親子向け体験プログラムを展開してきました。

-
- ※ 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。
 - ※ サイエンス探究教室：主に中学生を対象に、奈良先端科学技術大学院大学や奈良工業高等専門学校等と連携して、自ら考え、調べ、実践する「探求型」の連続講座を実施しました。
 - ※ いこまっこチャレンジ教室：高等教育機関と生駒市が学市連携協定事業の一環として行われる科学教室です。
 - ※ 親子ふれあい農業体験：農業振興のみならず、生き物や自然とのふれあいなど農業体験を通じて、小学生が保護者とともに農作業を通じて農と食の大切さ、物をつくる喜びを実感し、物を大切にする心を養い、情緒豊かな成長や環境意識の醸成を促し、農業の理解と学習に資することを目的とします。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・中学校によって職業体験とは別に、保育体験を実施しています。
- ・国や奈良県の方針では、令和8年度からの中学校の休日の学校部活動の地域移行を目指しています。障がい児や特別支援学級に通っているこどもたちにも気軽にスポーツができる環境をつくっていききたいです。また、誰もが気軽にスポーツを楽しめる「4T(多世代、多種目、他志向、多様性)クラブ」も進めたいです。
- ・部活動の地域移行等により、学校での部活動がなくなる可能性もありますが、そうなった場合にこどもの放課後の過ごす場所の問題が出てきます。また、部活動を地域移行すると、費用負担が必要になります。運動の機会の確保という問題もあり、費用負担が難しい世帯に対して補助をする制度が必要になります。
- ・小さい子は体験を通して学びます。こどもたちは遊んでいる感覚です。(当団体が実施しているアート教室には)行きたくて仕方ないという子が多いです。(当団体が実施している放課後等デイサービスは)安心できる場所として機能しています。福祉的なアプローチはあまりしていません。健常児と同じプログラムを実施しています。

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・夏の暑さや冬の寒さにも対応した、思い切り遊べる場所は大切だと思います。
- ・雨天や真夏に体を動かすことができる場所があればいいです。

<課題>

- ・3歳以上のこどもや年齢差のあるきょうだいが一緒に遊ぶことができる施設が少ないです。
- ・室内で遊ぶことができる施設が少ないです。
- ・ボール遊び等、自由に思い切り遊ぶことができる場所が身近にはない場合があります。
- ・家庭環境に関わらず、こどもの関心に応じて、多様な体験ができる機会の確保が求められます。

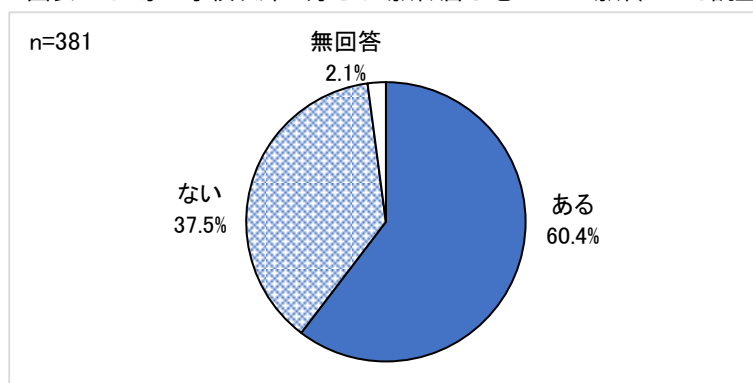
⑤ こどもの居場所

生駒市子育て支援に関するアンケート調査によると、小学校4～6年生のこどもの37.5%は家や学校以外に好きな場所がないと回答しています。(図表20)

また、市内小学校4年生から中学校3年生を対象とした生駒市居場所に関するアンケート調査においては、放課後に過ごす場所として、「家」「部活」「塾や習いごと、スポーツクラブ」が多くの割合を占めました。(図表21)

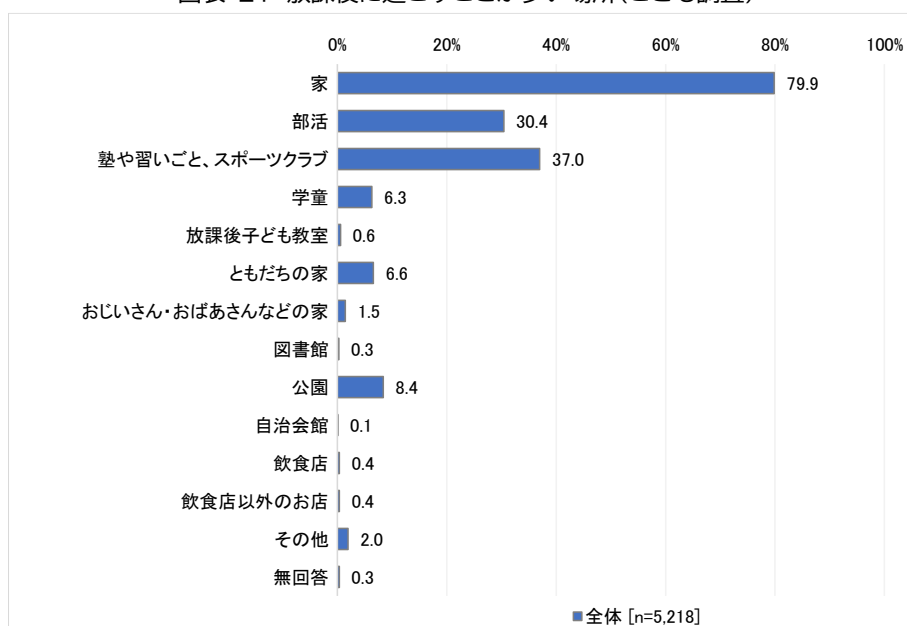
生駒市内でこどもが安全・安心に過ごすことのできる場所や遊び場としてあればよい居場所について、未就学児の保護者では、「雨の日など天候を気にせず遊べる場所」「安全な遊具で遊べる場所」、小学生児童の保護者では、低学年、高学年とも「こどもだけで安心して遊べる場所」「雨の日など天候を気にせず遊べる場所」という回答が上位でした。小学校4～6年生のこどもでは、「飲食しながら宿題等学習ができる場所」の回答が、保護者に比べて高くなっています。(図表22)

図表 20 家や学校以外で好きな場所、居心地のいい場所(こども調査)



資料:生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)

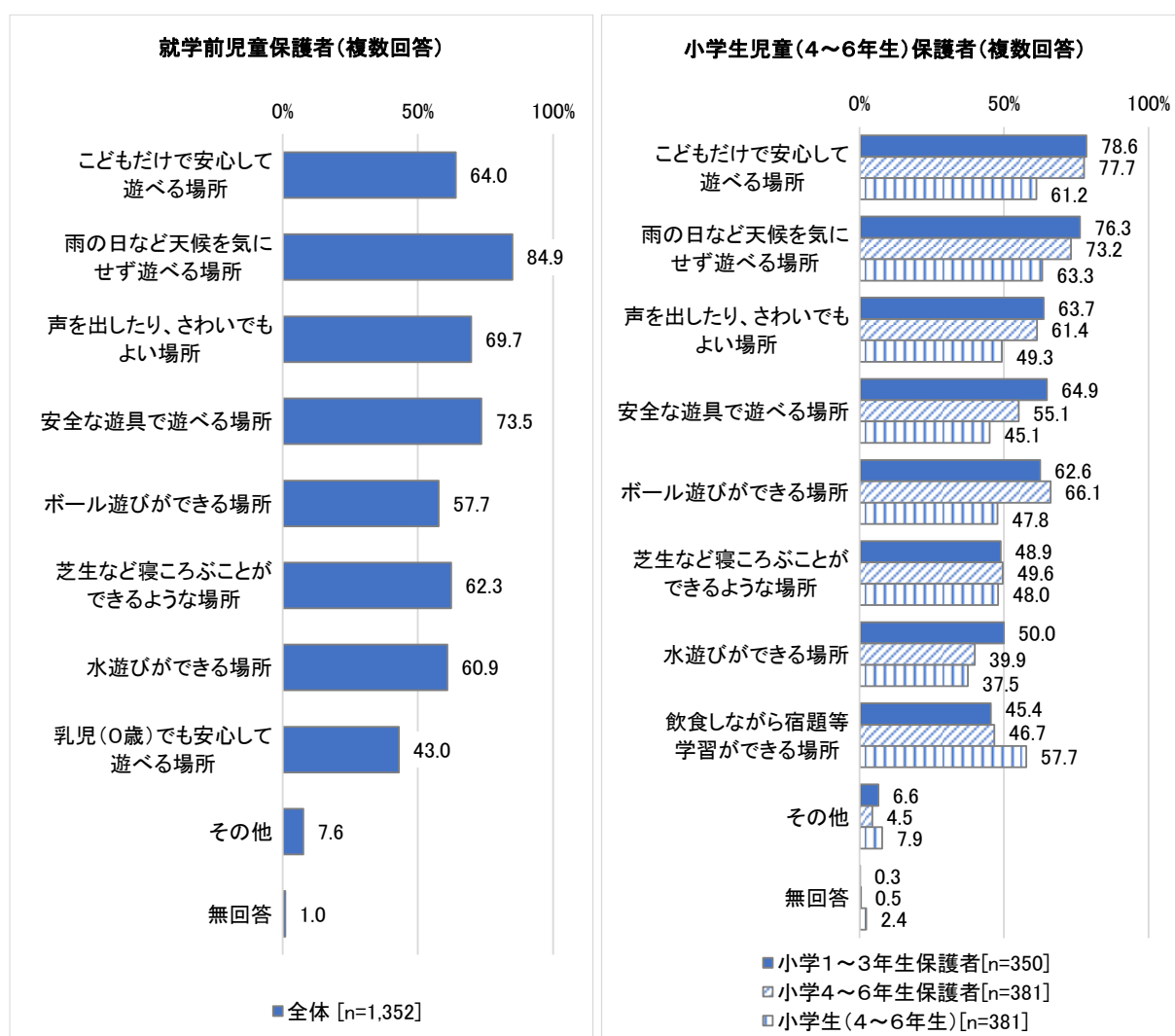
図表 21 放課後に過ごすことが多い場所(こども調査)



資料:生駒市居場所に関するアンケート調査(令和6年度)

- ・大人には、関わってほしいときは関わってほしいですが、関わってほしくないときにはそっとしておいてほしいです。監視するのではなく、見守ってほしいです。
- ・学校は聞いてくれる人、分かってくれる人が少なく、先生だと言われます。最後まで話を聞いてくれたら話しやすいです。
- ・大きい施設だと生駒に1つしか居場所をつくれなくなり、電車移動だと大変です。
- ・小さめの施設でもいいので、校区に一つくらいほしいです。空き家をこどもの居場所に活用してはどうでしょうか。

図表 22 生駒市内でこどもが安全安心に過ごせる居場所や遊び場としてあればよい場所



資料:生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)

<これまでの主な取組>

0歳から高校生までが利用できる小平尾南児童館では、未就学児が過ごせる場所としてベビールーム・キッズルーム・ランチルームを、小学生以上には体を動かすことができるプレイルーム・卓球ルーム・学習室を提供してきました。また、家のすぐ近くの自治会館等に、こどもから高齢者まであらゆる世代が参加できる地域の交流拠点として複合型コミュニティ(まちなえき)※づくりを進めており、幼児向けプレイルームや自習室、移動図書館を開設するなど、こどもにとっての居場所となっています。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・3歳から就学までのこどもたちの居場所がありません(特に夏休み等の長期休み)。
- ・小学生は放課後児童クラブ(学童保育)がありますが、中学生以上の居場所が必要です。大学生が管理し、中学生と話ができる等の斜めの関係を作れる場所があるとよいです。居場所はリアルでもバーチャルでもたくさんあるとよいです。
- ・放課後子ども教室等で、親でも先生でもない(地域の)大人との関係性ができるとういいます。
- ・障がいがあってもなくても、誰でも行ける居場所、という敷居の低いものがあればよいです。内容より気軽にいけるという点が重要です。相談に特化したものもあるとよいです。
- ・大人が熱中して何かやるのがこどもにとって刺激になります。こどもの興味の入口となり、こどもも大人も熱中して取り組む場がこどもの居場所になります。
- ・「ここにいていい」という感覚を育てないと、こどもの主体性は育ちません。
- ・私たちが作りたかったのはこどもの居場所だけれど、居場所だけをつくればよいというわけではなく、あそこにいけば助けてくれる大人がいるよ、と伝わる必要があります。
- ・習いごとや塾は結果が求められます。うまくできました。何点取りましたとか。何の結果も求められない場所も大切ななと思います。
- ・こどもの自主性を伴わずに、大人が一方向的に結果を求める状態が続くと、こどもは思考停止になってしまいます。
- ・親の居場所も一緒に考えていくことが必要だと思ひます。

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・寄り添ってくれる大人の確保が重要です。
- ・不登校の子がいる保護者は孤立を感じていることも多いです。同じ状況の人が話し合うことで世界が広がるし、解決の糸口が見えてくるとも感じています。(再掲)

※ 複合型コミュニティ(まちなえき):家のすぐ近くでみんなの「あったらいいな」を叶える場所です。本を読んだり、買い物ができたり、野菜を育てるなど、多くの人が行き交う「駅」のような場所です。生駒市では、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる地域交流拠点として、複合型コミュニティ(まちなえき)づくりを進めています。

<課題>

- ・学校や家以外に、こどもが安心して過ごせ、愛着を感じられる場所が少ないです。
- ・(習いごとや塾と違って)こどもが何の成果も求められずありのままでいられる場所として、家や学校以外の第三の居場所が不足しています。
- ・保護者や先生とは別に、安心・信頼できる地域の大人の存在が十分でない場合があります。
- ・保護者同士が悩みを共有し、ともに助け、育ち合う場が十分でない場合があります。

コラム

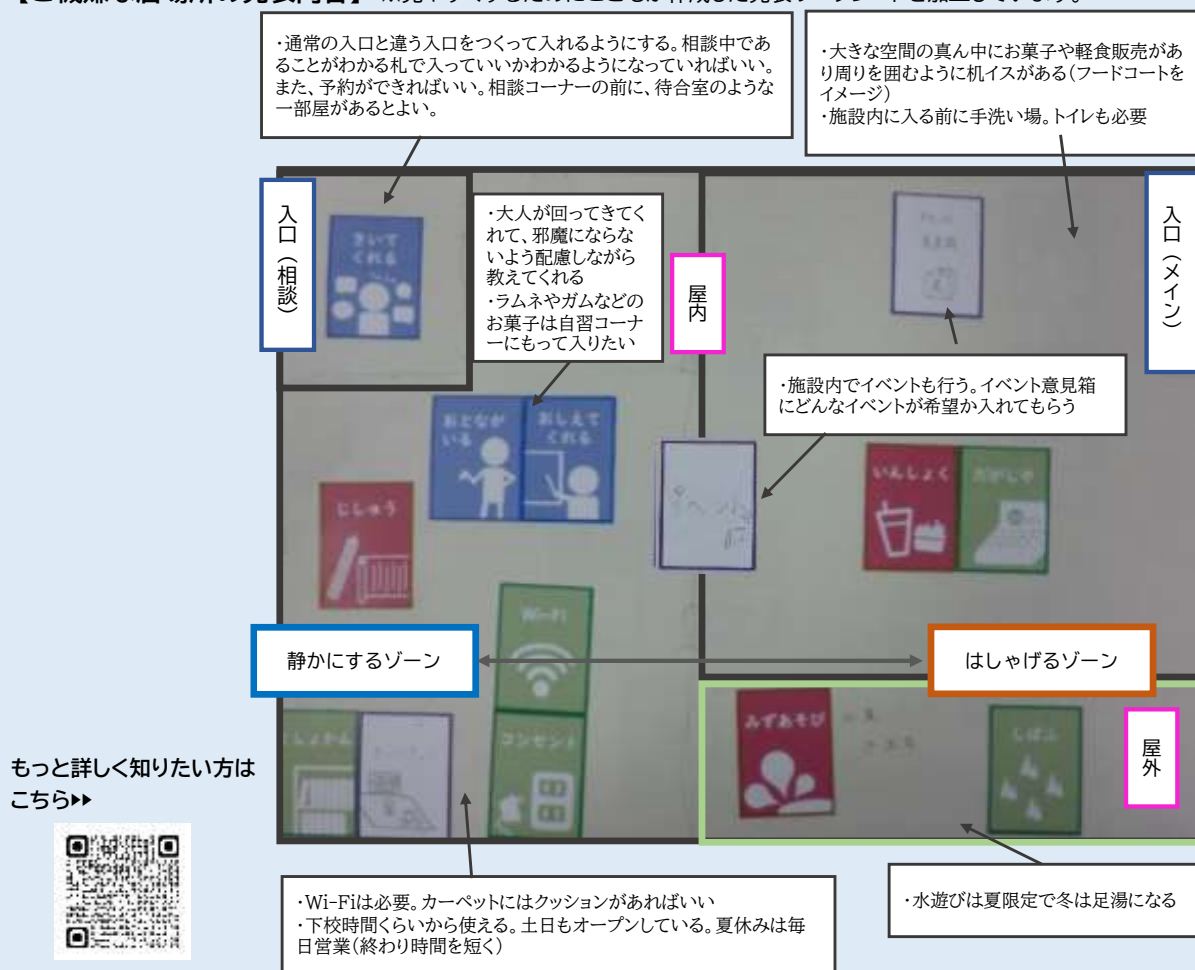
～みんなで考えよう～ ご機嫌な居場所 WS の開催

令和6年7月に、小学5年生から中学3年生までの5人が集まり、こどもたちの「理想の居場所と過ごし方」を考えるワークショップを開催しました(p.9「(4)③ワークショップ『みんなで考えよう ご機嫌な居場所』」を参照)。

ワークショップでは、個人で「理想の居場所」を考えたのちに、たくさんのこどもが、家からわざわざ行きたくなる、長く過ごせる、何回でもいけるような、こどもたちにとっての「ご機嫌な居場所」を5人で一緒に考えてもらいました。ワークショップを通して、こどもたちの居場所として、飲食しながら友達とコミュニケーションがとれることが重要であることや、大人の存在も必要だけれど適度な距離感で自然と関わってほしいこと、みんなが過ごす居場所であってもプライバシーも重要など、こどもならではの視点や意見をいただきました。

こどもたちからの意見を参考に、市内の“ご機嫌な居場所”づくりを進めていきます。

【ご機嫌な居場所の発表内容】 ※見やすくするためにこどもが作成した発表ワークシートを加工しています。



⑥ こどもの心のケア

困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人に相談できるかについては、小学生・中学生ともに肯定的回答割合は低下傾向にあり、奈良県や全国に比べ低くなっています。また、小学生に比べて中学生が低くなっています。(図表23)

悩みの相談相手は、中学生では「母」が最も高いですが、高校生では「学校の友だち」が最も高くなっています。「相談できる人がだれもない」は中学生が 7.9%、高校生が8.1%となっています。(図表24)

ストレスを感じているかについては、中学生・高校生とも約半数がストレスを感じていると回答しています。(図表25)

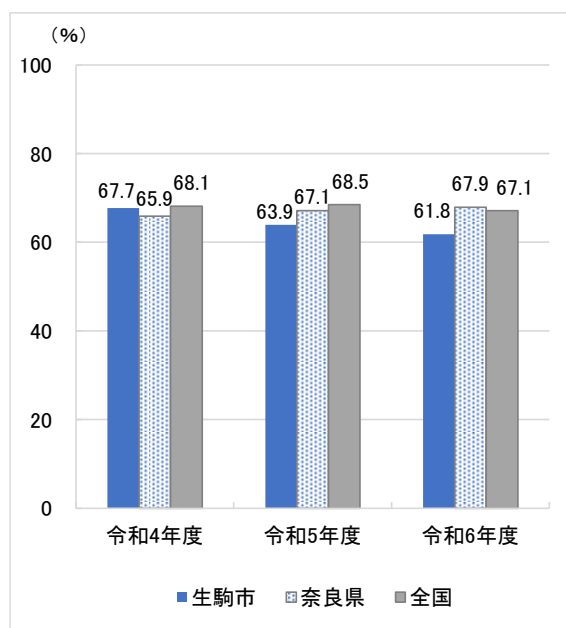
また、「自分は価値のない人間だと感じたか」という問いに対して、感じたと回答している割合(「少しだけ」「時々」「たいてい」「いつも」の回答の合計)は、高校生では 60%を超え、中学生より高くなっています。(図表26)

生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)の相談件数では、相談内容別にみると、就労に関する相談が最も多く、次いで不登校が多くなっています。ひきこもりに関しては、毎年継続して一定数の相談があります。年齢区分別にみると、20代の相談件数が最も多くなっています。(図表27)

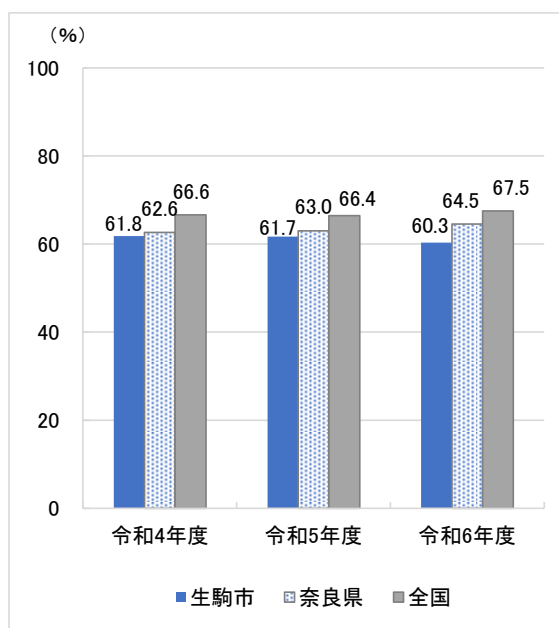
令和3年の生駒市の20歳未満の自殺件数は3件(奈良県13件)です。令和元年から20歳未満の自殺者が継続して発生しています。(図表28)

図表 23 「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」に対する肯定的回答割合

(小学生)

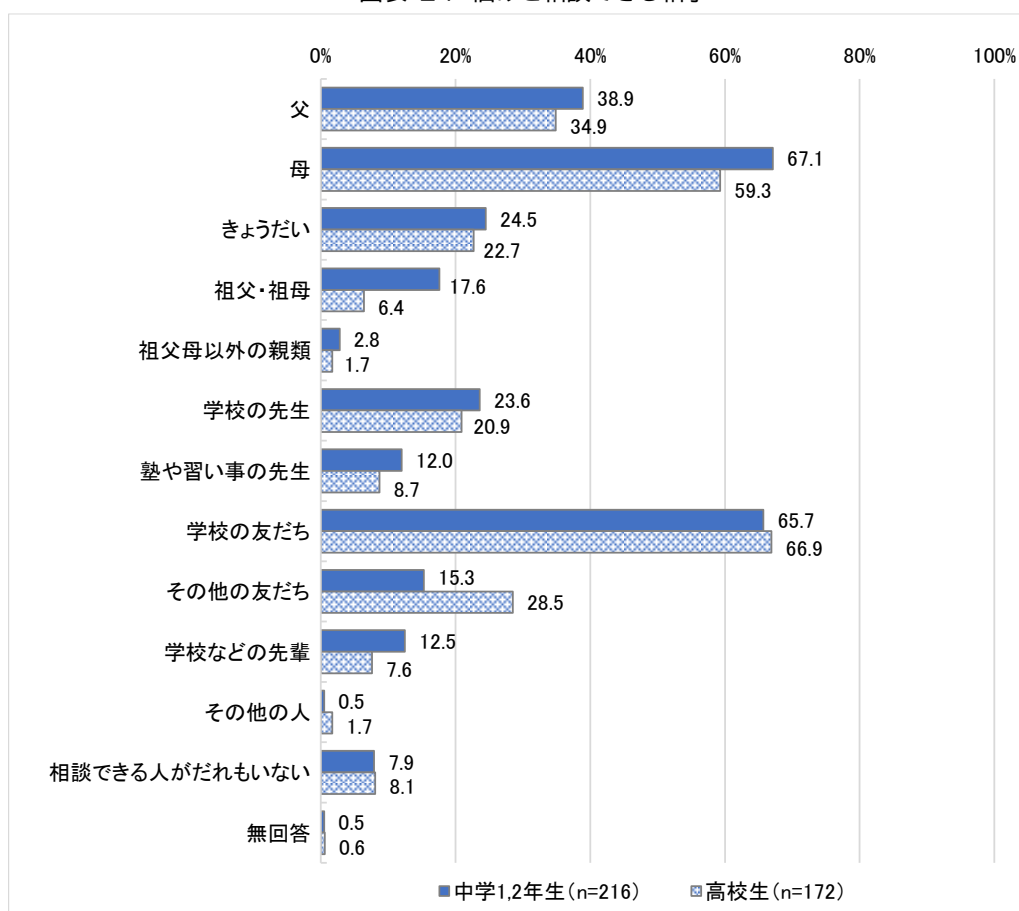


(中学生)



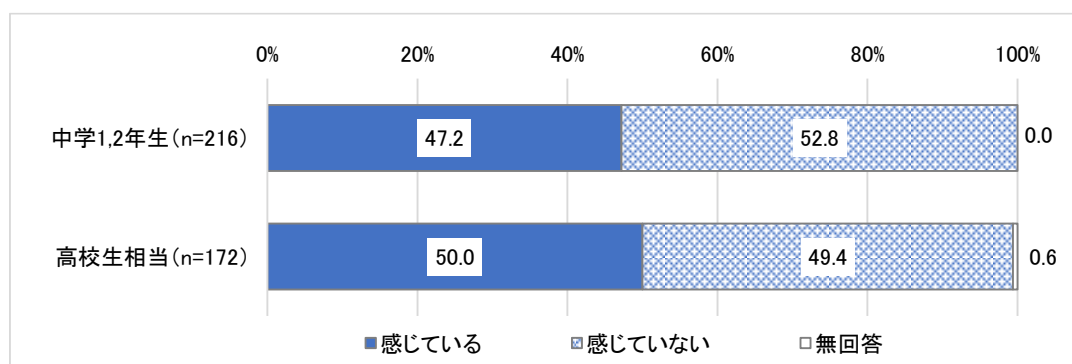
資料:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

図表 24 悩みを相談できる相手



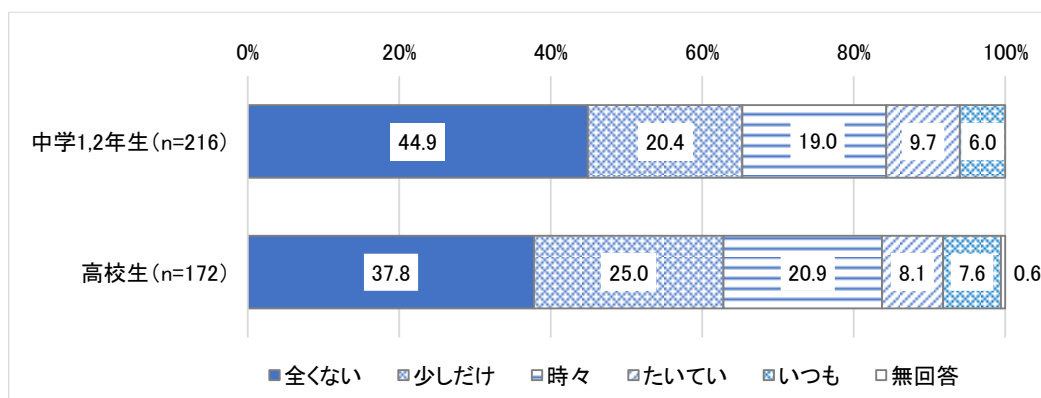
資料:生駒市食生活や健康に関するアンケート調査(令和5年度)

図表 25 今、ストレスを感じているか



資料:生駒市食生活や健康に関するアンケート調査(令和5年度)

図表 26 自分は価値のない人間だと感じたか



資料:生駒市食生活や健康に関するアンケート調査(令和5年度)

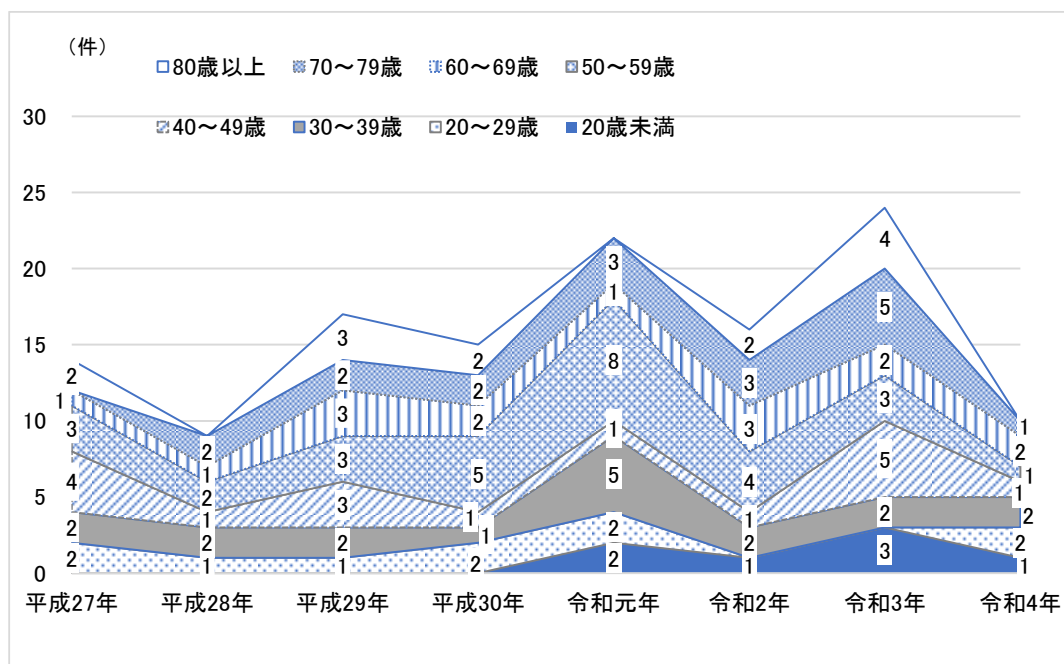
図表 27 ユースネットいこま相談件数の推移

単位:件

年度	種別	合計	相談内容						年齢区分別			
			就労	ひきこもり	人間関係	学び直し	不登校	その他	10代以下	20代	30代	40代以上
令和2年度	件数	1,188	917	50	2	0	64	155	100	782	210	96
	実人数	80	50	11	1	0	6	12	15	43	14	8
令和3年度	件数	961	544	43	0	0	169	205	199	445	202	115
	実人数	94	39	5	0	0	31	19	37	34	16	7
令和4年度	件数	1,008	664	70	0	0	150	124	209	493	197	109
	実人数	101	50	9	0	0	30	12	38	36	16	11
令和5年度	件数	881	637	60	0	0	116	68	185	389	207	100
	実人数	81	42	8	0	0	17	14	25	32	13	11

資料:生涯学習課

図表 28 生駒市の年代別の自殺者数の推移



資料：健康課

<これまでの主な取組>

学校における相談体制としてスクールカウンセラーの活用や教育相談室※での相談事業を行ってきました。令和6年度からは母子保健と児童福祉の相談支援機能強化のためこども家庭センターを設置し、18歳未満のすべてのこどもと子育て家庭に対して切れ目のない支援を実施してきました。また、生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）では、不登校、ニート、ひきこもりなど、様々な悩みについて、相談支援を実施してきました。

（参考）関係機関ヒアリング

- ・こどもたちが失敗してもいいと思えるようになると、明確な答えがないところでも自分で考え、行動できるようになっていきます。
- ・しゃべりたいと思ったときに話を聞いてくれる人がいることはとても大事だと思います。
- ・大人が「こうあるべき」と価値観を押し付け、こどもが自分で「こうなりたい」を勝ち取っていないと、壁にぶつかったときに別の道があることが理解できません。
- ・今は大学に入学してから精神的にしんどさを感じるこどもも多いようです。

※ 教育相談室：生駒市内に在住する幼児・児童・生徒及びその保護者、生駒市立学校の教員を対象に、幼児・児童・生徒の生活習慣、学校生活、家庭関係、心身の障がいなどについての相談に応じています。

<課題>

- ・親や学校の先生のほかに、子どもが「相談してもいい」と思える多様な大人との接点が少ないです。信頼関係を築く中で、信頼できる大人を介して必要に応じて適切な相談機関につないでいくことが求められます。 子どものこえ
- ・悩みを誰にも相談できず、孤立している子どもがいます。 子どものこえ
- ・子どもが相談窓口を知らなかったり、相談することを躊躇してしまう場合があります。 子どものこえ
- ・子どもが気軽に相談できるように、常設型の相談体制の整備が求められます。 子どものこえ
- ・子どもは、インターネットや SNS 上で自殺をほのめかしたり、自殺に関する情報を検索したりする傾向がある一方で、自発的な相談がなく、支援につながりにくい場合があります。

⑦ 支援が必要なこどもの状況

特別支援学級※に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度では 379 人となっており、小学生では、平成30年度より 100 人以上増えています。(図表29)

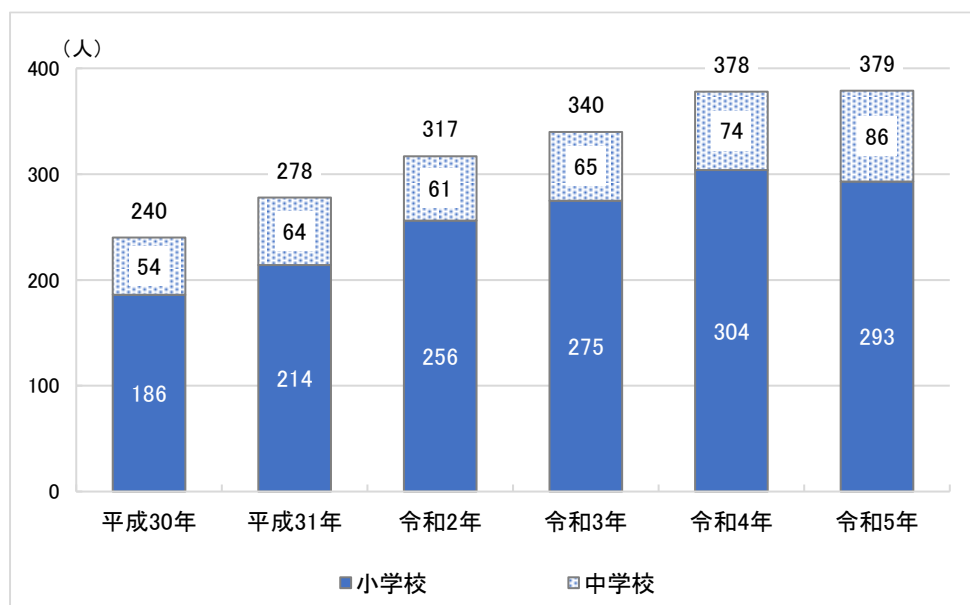
特別支援学級に対する本人・家族の理解が深まったことや、診断基準の変更により、これまでは発達障がいと見なさなかった範囲も発達障がいと診断できるようになったことも要因の1つと考えられます。特別支援学級の在籍には医師の診断等に基づき就学指導委員会において審議されているのが現状です。

通級指導教室※利用児童・生徒数は、年によりやや増減がありますが、中学校で増加傾向がみられます。(図表30)

18歳未満の障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しています。(図表31)

一方、児童発達支援※、放課後等デイサービス※等の利用者数は年々増加傾向にあります。(図表32)

図表 29 特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)



資料:教育指導課

※ 特別支援学級:小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童・生徒に対し、障がいによる学習上、又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。

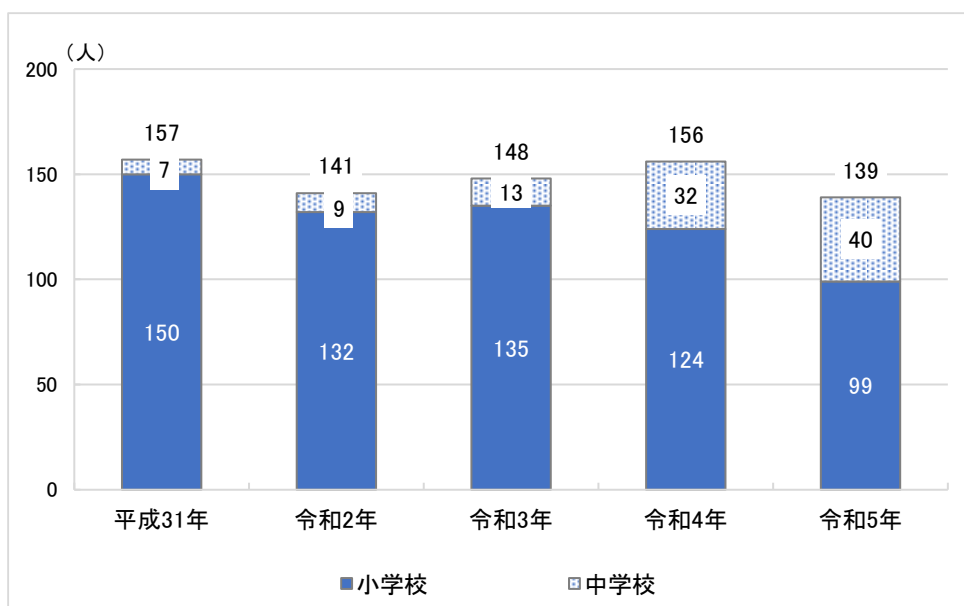
【対象障がい種】知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者。

※ 通級指導教室:小中学校の一般の学級に在籍する児童・生徒が、一人ひとりの学習上又は生活上の課題に応じた特別な指導を受ける場です。

※ 児童発達支援:未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う、障害児通所支援の1つです。

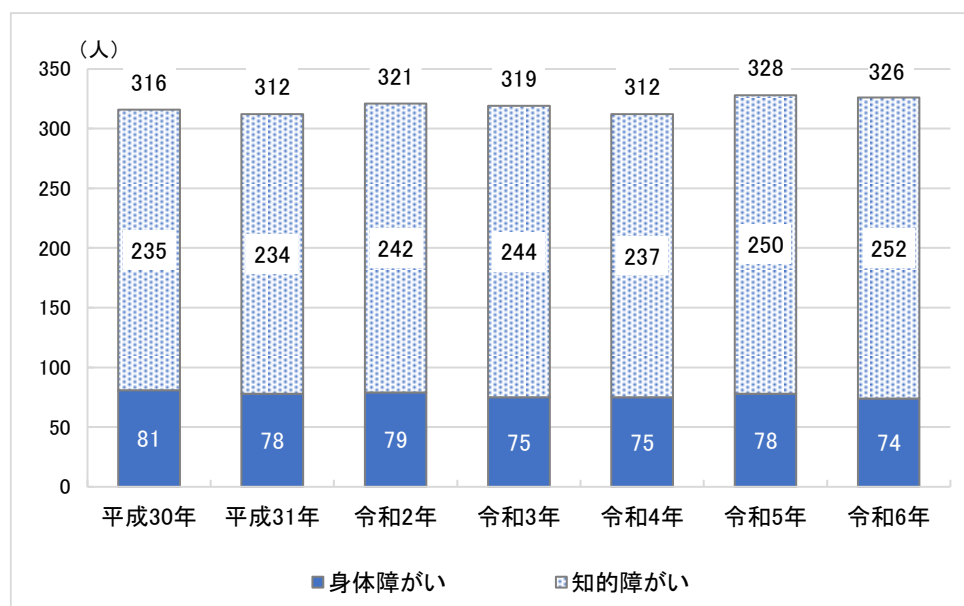
※ 放課後等デイサービス:学校就学中の障がい児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

図表 30 通級指導教室利用児童・生徒数の推移(各年3月31日現在)



資料:教育指導課

図表 31 障がい児(18歳未満の手帳所持者数)の推移(各年4月1日現在)



資料:障がい福祉課

図表 32 児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数の推移(各年度3月期の実績)

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	214	220	250	260	272
	人日	1,410	1,300	1,426	1,625	1,619
放課後等デイサービス	人	256	316	368	407	444
	人日	2,626	3,258	3,627	4,058	4,251
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	9
	人日	0	0	0	1	13
障害児相談支援	人	109	129	144	127	140

資料:障がい福祉課

※障害児相談支援については各年度月平均

※人日とは、「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています

<これまでの主な取組>

未就学児に対しては、3か月児・7か月児・12か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査、育児相談、発達相談員による発達相談等を通して、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援、サービスにつなげてきました。また、幼稚園、保育所をことばの教室の指導員が巡回する「とことこ相談」やことばの教室における指導等を実施してきました。就学後の児童に対しては、それぞれの特性に合わせ、通級による指導※、特別支援学級による指導等を行ってきました。

ニーズに応じて適切な支援を受けられるよう、相談支援を行うとともに、保護者、学校、支援者等が発達や支援の状況を記した「たけまるノート※」の活用により、発達に不安のあるこどもの切れ目のない支援に努めてきました。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・通級指導の対象を、生駒市では言語障害、学習障害、自閉スペクトラム、情緒障害、ADHD としています。国としては弱視や難聴も入っていますが、市としてニーズのある5分野を主な対象としています。令和6年度より全小中学校で自校式通級指導を実施(拠点校は8校、残りは担当教員が訪問)しています。基本的に個別指導です。
- ・通級の指導者の人数は限られており、令和6年度に通級の研修を実施して対応できるよう体制を整えています。拠点校には人員の補充を行っているため、人手不足にはならないようになっています。
- ・放課後等デイサービス等の児童通所支援の利用者数は年々増加しています。また、児童通所支援の事業所も増加しています。

※ 通級による指導:小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態です。

※ たけまるノート:障がいや発達に不安があるこどもたちの成長を願い、保護者や特別支援学校等の教員、福祉の支援者が力を合わせて作成したものです。こどもたちのよりよい生活を支えるために、情報を共有し、保護者とともに支援者が連携を強め、切れ目のない支援をすることを目指します。

<課題>

- ・支援が必要な子ども一人ひとりにきめ細かな支援ができるよう、保育・教育現場における支援体制の一層の充実が求められます。
- ・通級による指導を行える教員の育成、専門性の向上が課題となっています。
- ・就学中の支援だけでなく、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援が求められます。

3. 若者に関する状況

① 社会参加・就労

若者の社会参加への意識について、日本では、自身の参加により、社会を変えられるとの意識が他国に比べ、低いです。(図表33)

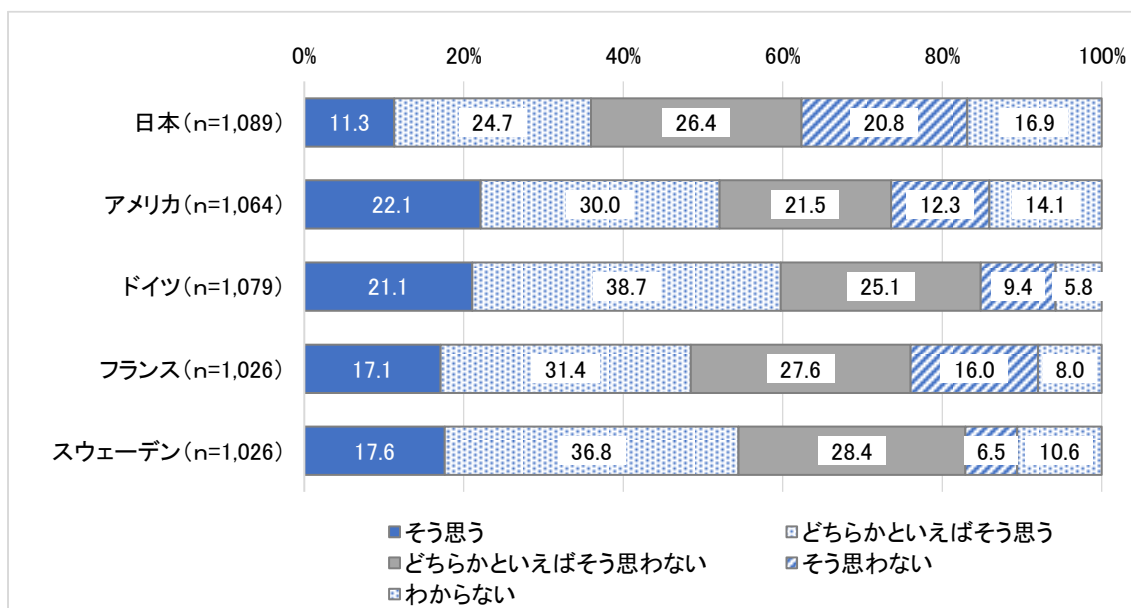
年齢階級別の転入・転出の純移動数において、移動先の内訳をみると、特に20～24歳で、東京圏への転出超過が大きくなっており、就職等に伴う移動が大きくなっていることがうかがえます。(図表34)

また、20代～30代の就業地については、市内就業者は30%未満となっています。(図表35)

完全失業率に関しては、20代・30代の割合が高くなっています。(図表36)

生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)の相談事業では、年度によって相談件数の増減がみられます。相談内容では就労に関する相談が最も多いです。年齢区分別では、20代の相談が最も多くなっています。(図表37)

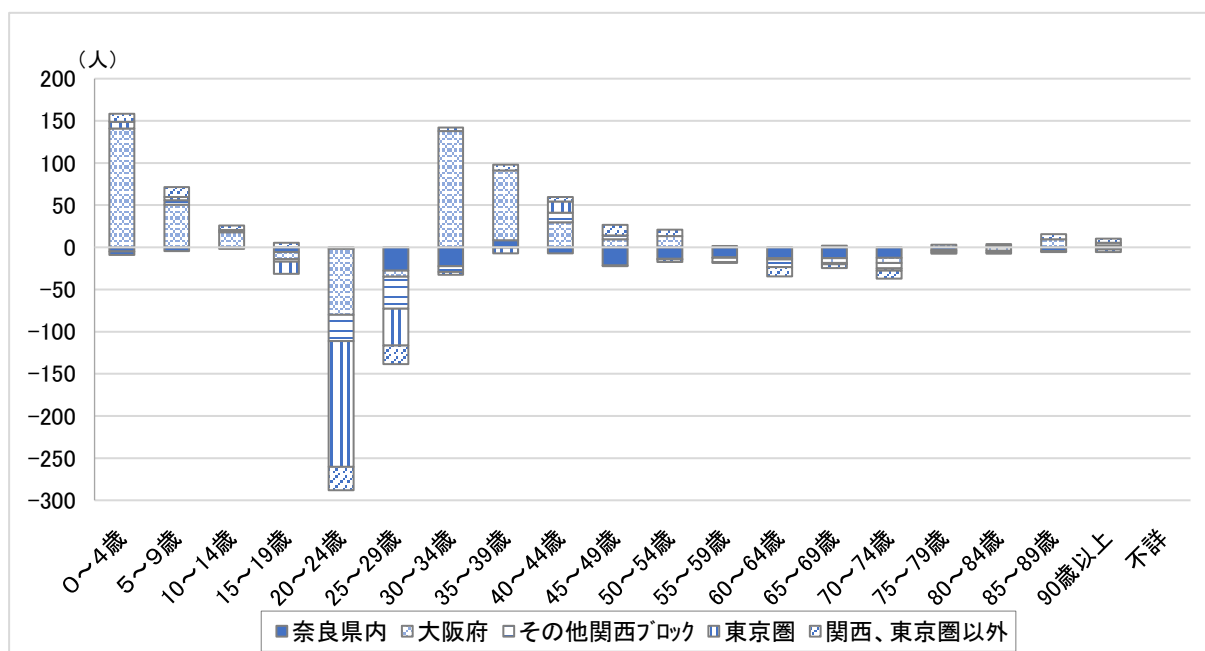
図表 33 社会参加への意識「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」



資料:こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」(令和5年度)

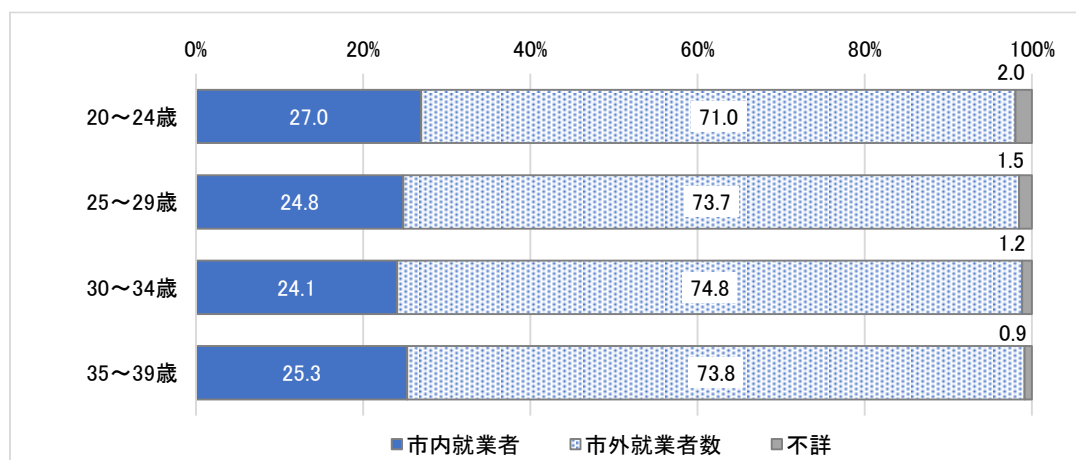
※各国満13歳～29歳対象

図表 34 年齢階級別の純移動数[転入－転出](総数・2 か年平均)



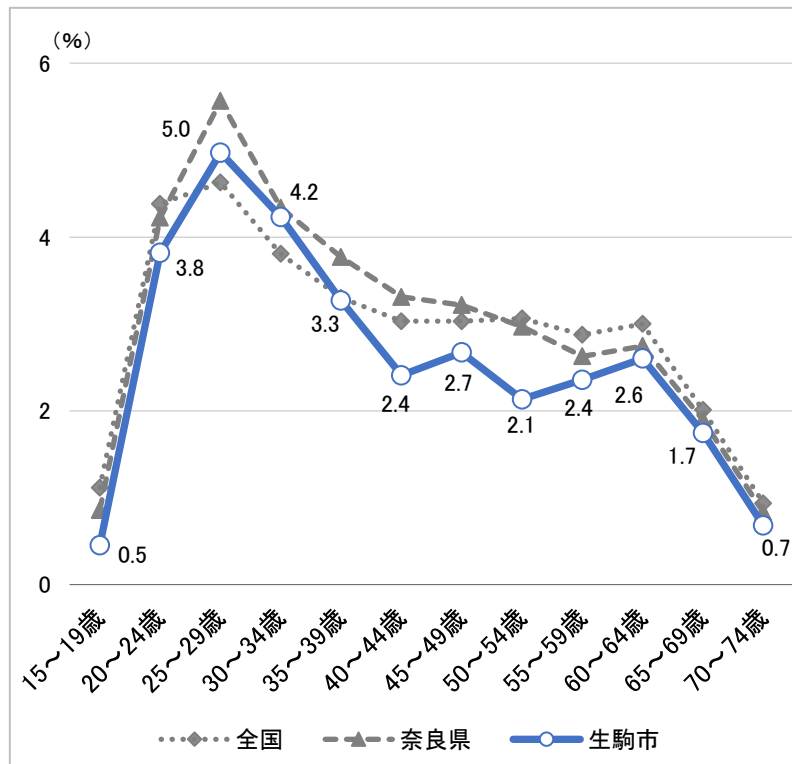
資料:総務省「住民基本台帳人口移動報告」(令和3年、令和4年)

図表 35 若者の市内就業者、市外就業者割合



資料:総務省「国勢調査(令和2年)」

図表 36 年代別完全失業率(令和2年)



資料:総務省「国勢調査」

図表 37 ユースネットいこま相談件数の推移(再掲)

単位:件

年度	種別	合計	相談内容						年齢区分別			
			就労	ひきこもり	人間関係	学び直し	不登校	その他	10代以下	20代	30代	40代以上
令和2年度	件数	1,188	917	50	2	0	64	155	100	782	210	96
	実人数	80	50	11	1	0	6	12	15	43	14	8
令和3年度	件数	961	544	43	0	0	169	205	199	445	202	115
	実人数	94	39	5	0	0	31	19	37	34	16	7
令和4年度	件数	1,008	664	70	0	0	150	124	209	493	197	109
	実人数	101	50	9	0	0	30	12	38	36	16	11
令和5年度	件数	881	637	60	0	0	116	68	185	389	207	100
	実人数	81	42	8	0	0	17	14	25	32	13	11

資料:生涯学習課

<これまでの主な取組>

生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)では、ひきこもりや就労したものの何らかの理由で退職となった等の相談者に対して、生駒市子ども・若者支援ネットワーク関係機関等と連携し、ボランティアやポスター・チラシのデザイン作成等の活動の機会を提供することで社会参加のきっかけづくりを行っています。

奈良労働局と雇用対策協定※を締結し、推進する取組の1つとして「新卒者等若年者の就職支援」を掲げ、就職支援セミナーや面接会を連携して実施してきました。また、ハローワーク奈良マザーズコーナーと連携し、女性や子育て家庭など、多様な働き方を希望する市民の職住近接の就労支援にも取り組みました。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・子どもたちが何のために勉強しているのかを理解してもらうために、早く社会と接続していく必要があります。このことから、インプットだけ、アウトプットはテストだけ、という教育ではなく、商品開発等も含めたキャリア教育を実践しています。
- ・子どもが将来何になりたいかという以前に、今自分が何をしたいか等の今の自分を知る機会が子どもにとって少ないと感じます。

<課題>

- ・若い世代の就職に伴う転出が多く市内就労割合も低いことから、市内には若者が望む働く場が少ないです。
- ・若者の社会に対する自己有用感を高め、社会参加を促すことが求められます。
- ・ひきこもり・不登校状態にある人の数は増加の一途をたどっており、支援を求めているが届いていない方に対して支援を届けることが求められます。
- ・就業を希望する市民それぞれのライフスタイルに合った多様な働き方を支援していくことが求められます。

※ 雇用対策協定: 地域の人材が活躍できるような雇用環境を構築するために、令和5年に生駒市と厚生労働省奈良労働局で締結した協定のことです。協定書に基づいて、女性や子育て世帯等の多様な働き方の支援やリスキリングの支援、新卒者等若年者の就職支援等の事業を実施しています。

② 結婚

生駒市の生涯未婚率は、一貫して上昇傾向にあり、令和2年で 14.0%となっています。(図表38)

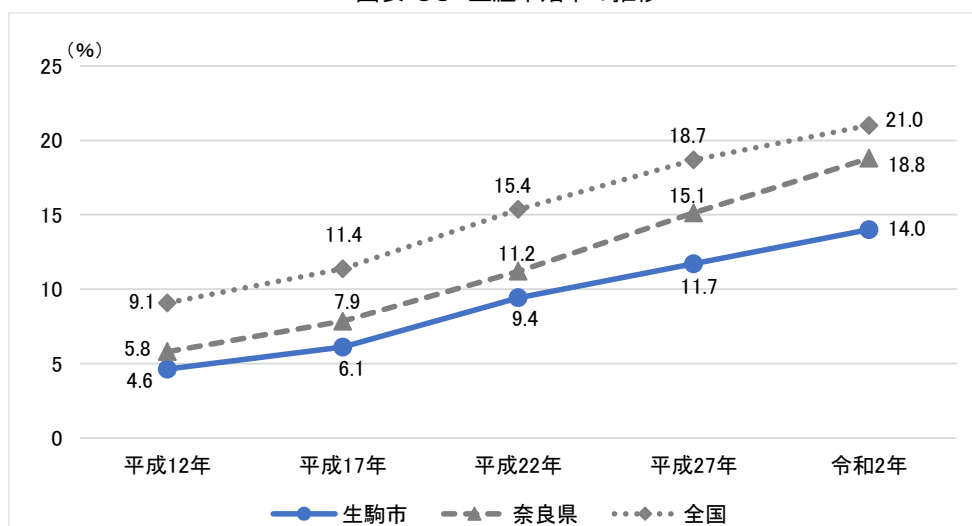
また、奈良県内男女の平均初婚年齢は平成22年から令和4年で比較すると、男性 0.8 歳、女性は 0.7 歳上昇しています。(図表39)

結婚に関する意識について奈良県内の独身者を対象とした調査によると、現在独身でいる最大の理由は男女ともに「適当な相手にまだめぐり会わないから」となっています。(図表40)

適当な相手にめぐり会わない理由は、男女とも「そもそも身近に、自分と同世代の未婚者が少ない(いない)ため、出会いの機会がほとんどない」が最も多く、男性で 46.0%、女性で 36.9%となっています。(図表41)

奈良県や市町村に結婚支援策に取り組んで欲しいかについては、「積極的に取り組んで欲しい」人は男性で 34.1%、女性で 20.5%となっています。(図表42)

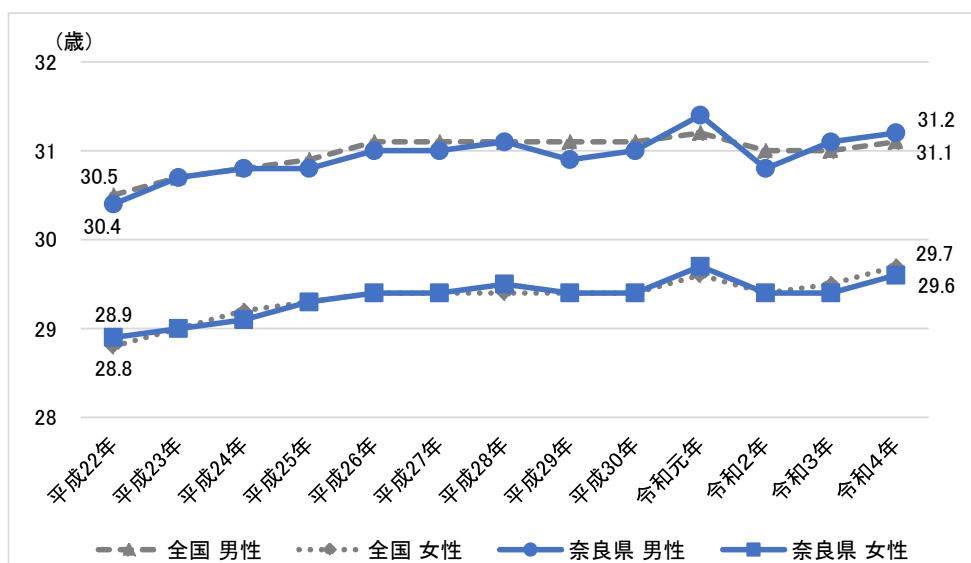
図表 38 生涯未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

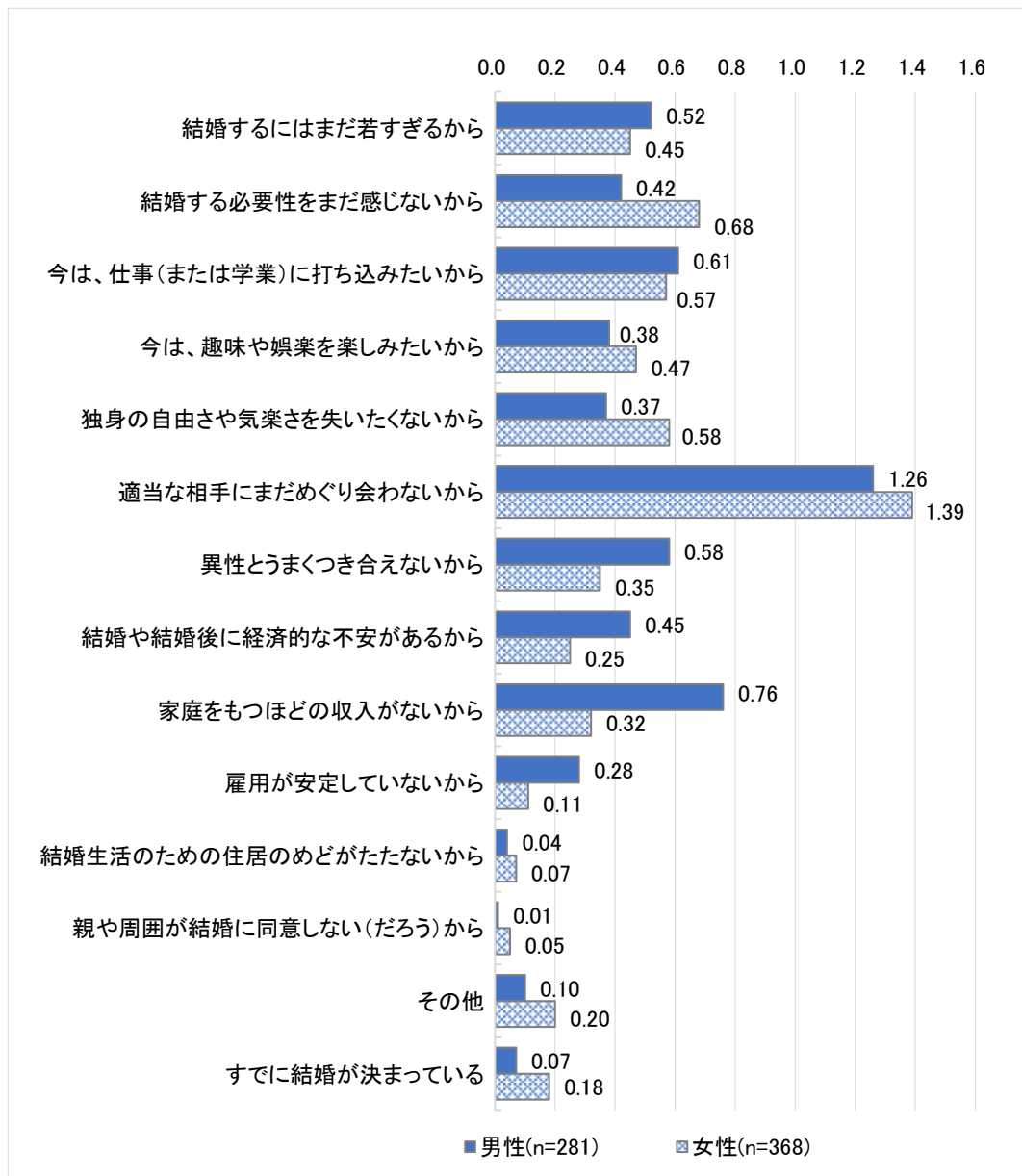
※生涯未婚率：45-49 歳の未婚率と 50-54 歳の未婚率の平均

図表 39 平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」

図表 40 現在独身でいる理由(あてはまる理由を3つ選択)

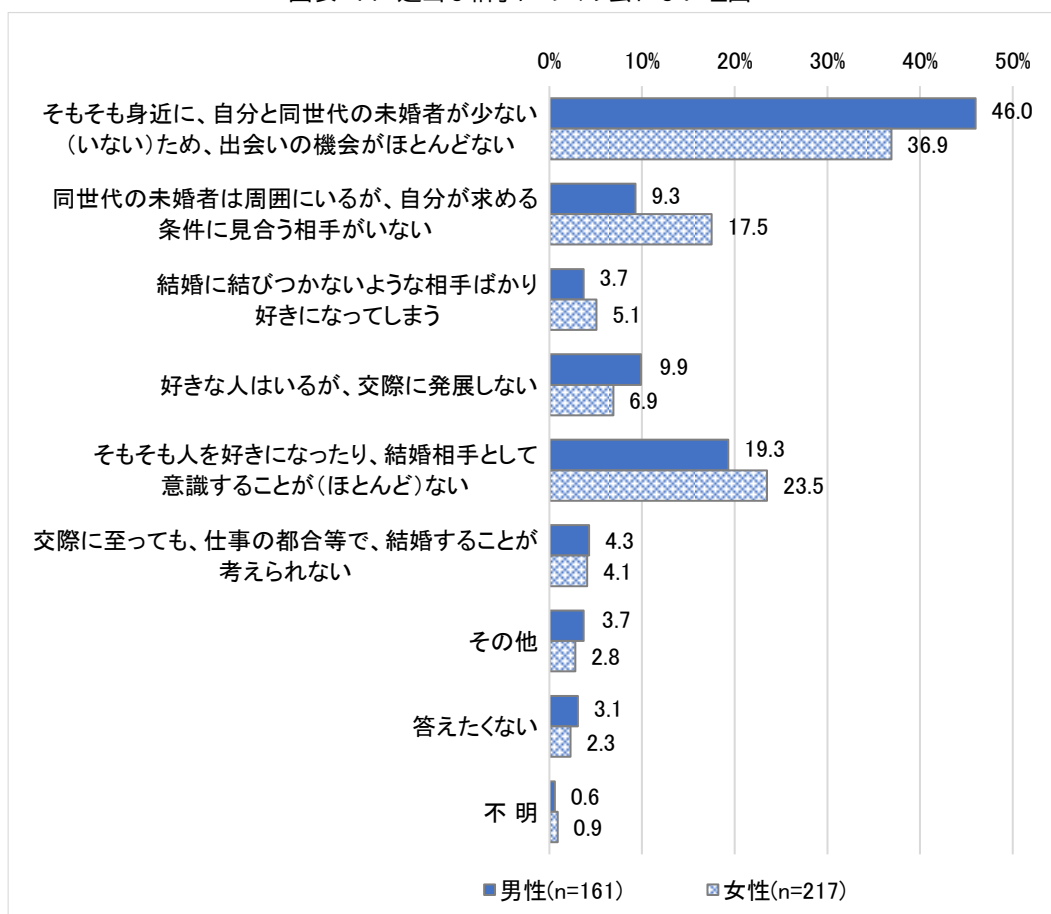


資料:奈良県結婚・子育て実態調査報告書(令和5年度)

※令和5年9月1日現在で18歳以上50歳未満の独身の男女が対象

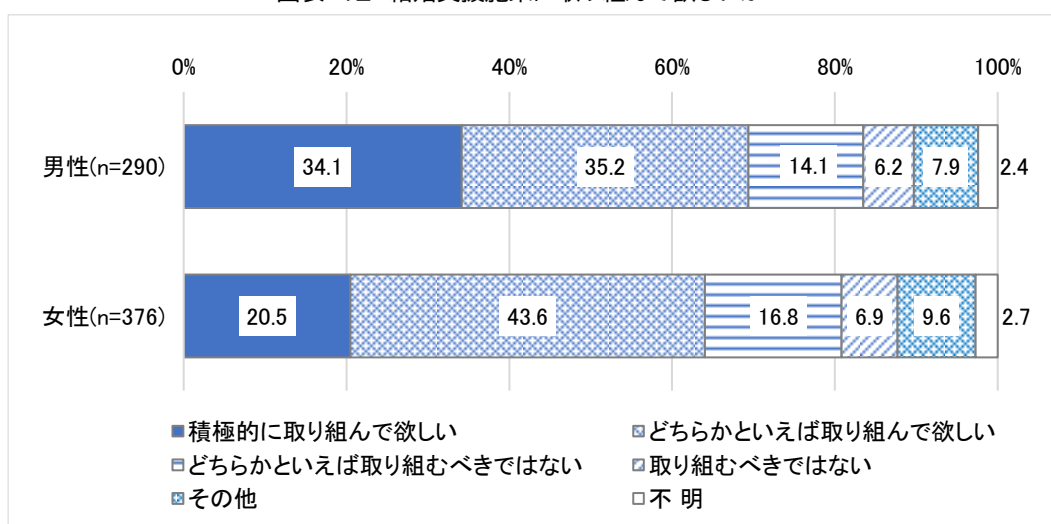
※結婚経験のない方について、最大の理由=3点、第二の理由=2点、第三の理由=1点として合計し、対象の母数で割った値を得点としています

図表 41 適当な相手にめぐり会わない理由



資料:奈良県結婚・子育て実態調査報告書(令和5年度)

図表 42 結婚支援施策に取り組んで欲しいか



資料:奈良県結婚・子育て実態調査報告書(令和5年度)

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・結婚支援事業に参加するための勇気がなかったり、自分が参加してもいいのかと躊躇したりする人もいると思うので、そのような人たちにも考慮した機会があればいいと思います。
- ・結婚については価値観が様々で、結婚を望まない若者が増えていることを受け入れた上で、行政として、施策のベクトルを向けた方がいいのではないのでしょうか。
- ・事実婚や同性婚など、パートナーのあり方が変わってきており、新しいスタイルも徐々に増えています。

<課題>

- ・独身でいる理由の1つとして、出会いの機会が少ないことがあります。
- ・結婚支援施策に参加することに心理的なハードルがあるという声があります。
- ・行政に対して結婚支援施策に取り組んでほしいという声がありますが、現在、生駒市は取り組んでいません。(ただし、個人の自由な意思決定による自己実現の1つとしての取組とする必要があります)

4. 子育て世帯に関する状況

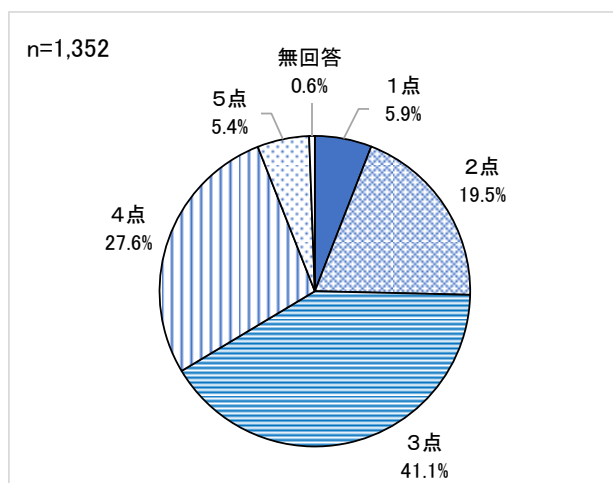
① 生駒市の子育て環境や支援への満足度

生駒市における子育ての環境や支援への満足度については、5点満点中未就学児保護者では平均 3.07 点、小学生児童保護者では平均 3.04 点となっており、いずれも令和元年度の前回調査より下がっています(前回:(未就学児)平均 3.30 点、(小学生児童保護者)平均 3.22 点)。(図表43)

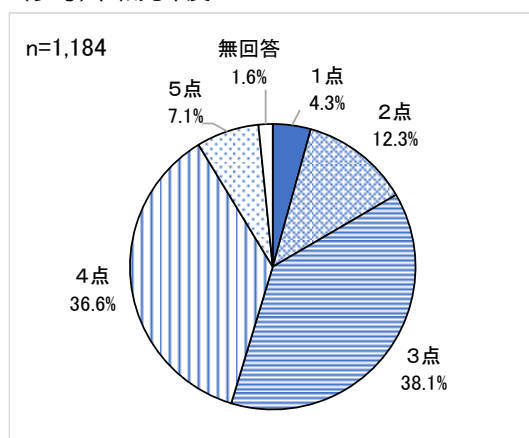
図表 43 生駒市の子育ての環境や支援への満足度

(未就学児保護者)

令和5年度

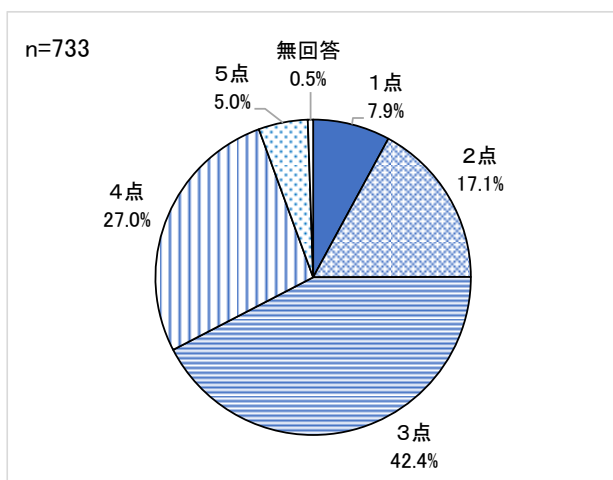


(参考)令和元年度

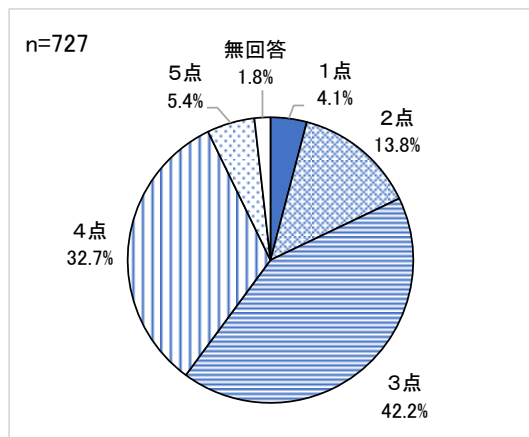


(小学生保護者)

令和5年度



(参考)令和元年度



資料:生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)、生駒市子育てに関するニーズ調査(令和元年度)

② 妊娠・出産

この先のこどもの希望について(現在こどもがいる人も含む)は、「欲しいと思っていたが諦めた」が 18.5%となっています。現在こどもがいない人のうち、結婚していない人では、「欲しくない」が 25.8%、「欲しいと思っていたが諦めた」が 17.5%となっており、結婚している人でも 11.3%が「欲しいと思っていたが諦めた」となっています。(図表44)

妊娠・出産についての困りごと、将来的な不安については、「赤ちゃんの成長」が最も多く、次いで「妊娠中の家事・育児」「出産にかかる経済的負担」となっています。(図表45)

また、国のこども大綱によると「少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある」とされており、妊娠・子育てに関するイメージの形成が十分にできていないことが推察されます。

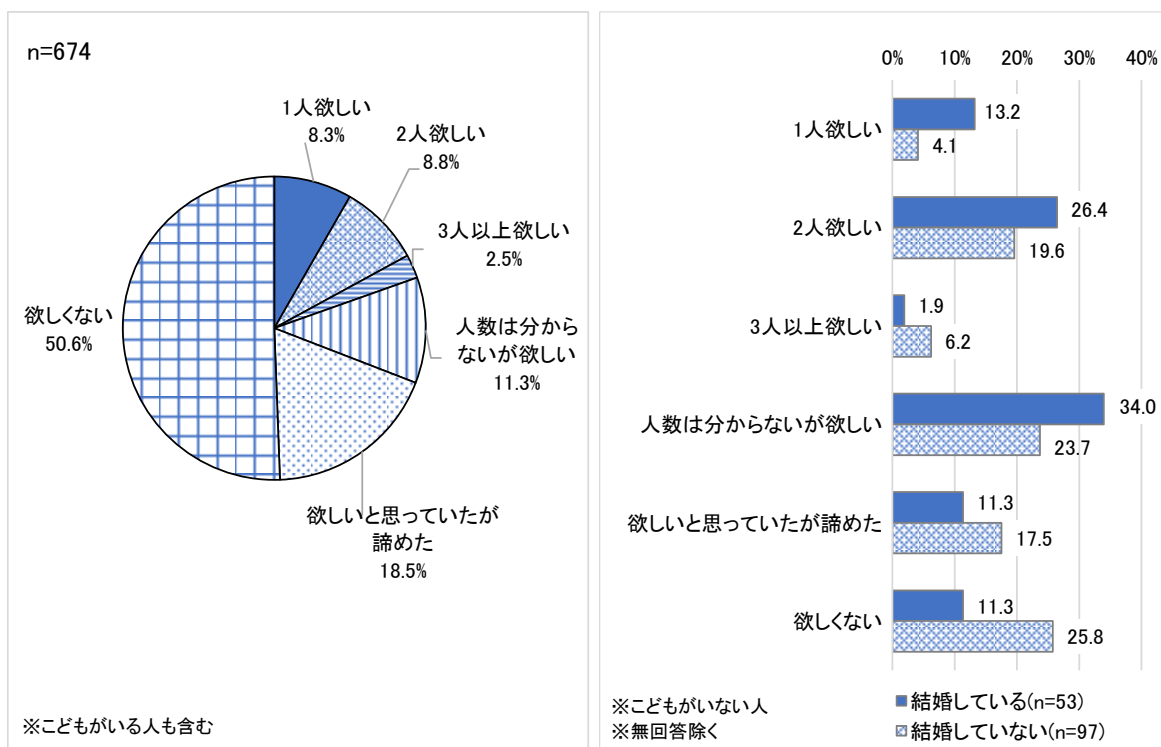
産前産後の家事・育児協力者については、14.4%が「いなかった(いない)」となっています。(図表46)

生駒市における妊娠・出産時の支援への満足度では、「普通」が 45.4%を占め、「満足」「やや満足」の合計は 27.4%となっています。(図表47)

また、産後1～2か月の間に希望する行政支援としては、「一時的に上の子を預かってくれるサービス(第2子以降出産時)」が最も高く、次いで「掃除や調理などの家事支援」「食料品等の買い物の支援」となっています。(図表48)

出産後の養育について出産前から支援が特に必要と認められる特定妊婦については、毎年一定数の登録があります。(図表49)

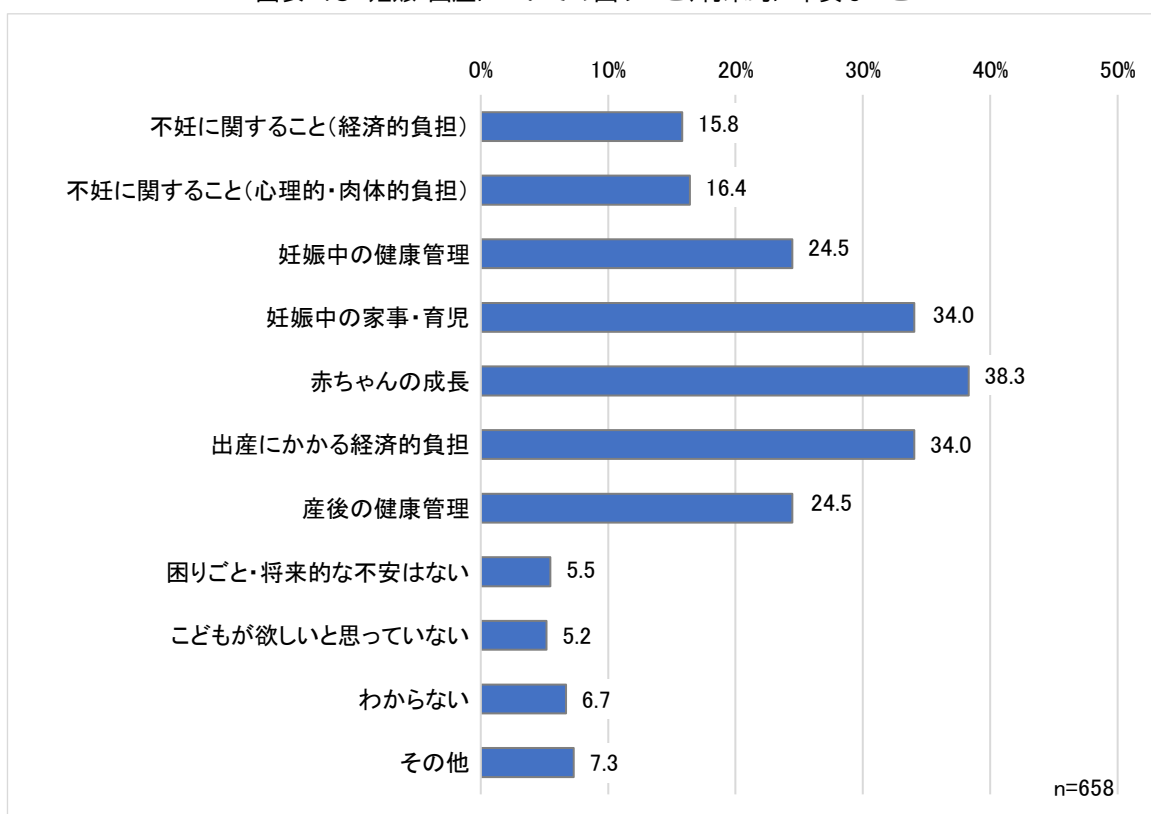
図表 44 この先のこどもの希望



資料:生駒市子育て・妊娠・出産に関するアンケート調査(令和4年度)

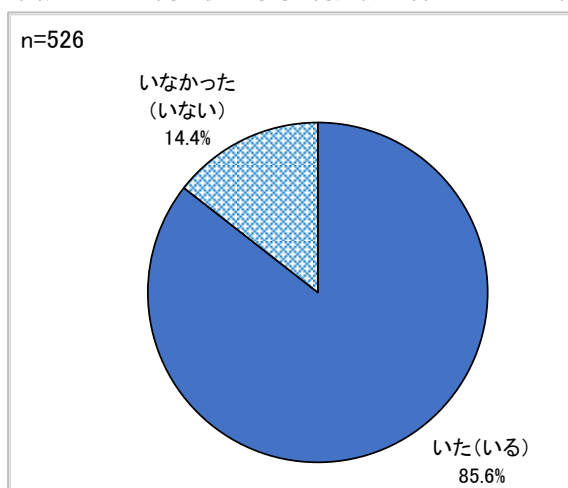
※アンケート調査の対象年齢は、25～49歳の男女

図表 45 妊娠・出産についての困りごと、将来的に不安なこと

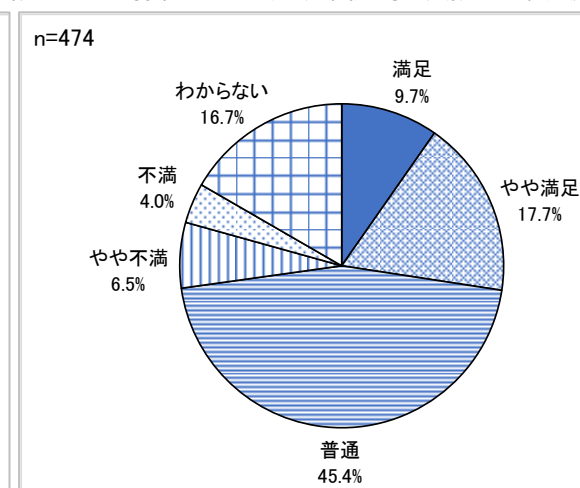


資料:生駒市子育て・妊娠・出産に関するアンケート調査(令和4年度)

図表 46 産前産後の家事・育児協力者

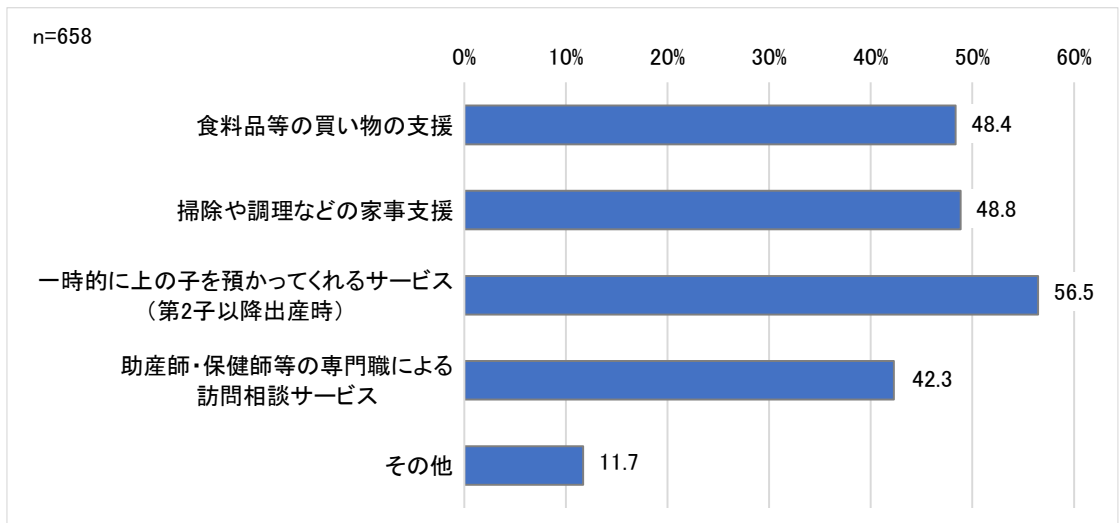


図表 47 生駒市における妊娠・出産時の支援への満足度



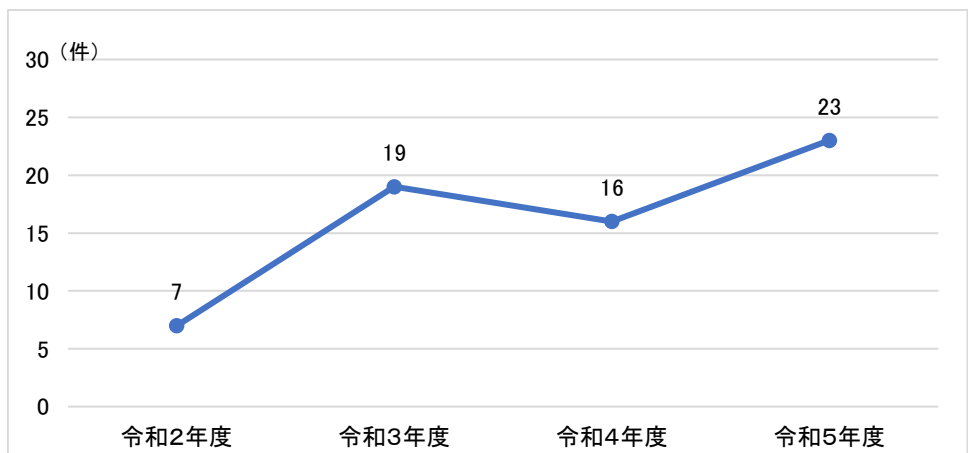
資料:生駒市子育て・妊娠・出産に関するアンケート調査(令和4年度)(※図表 46、図表 47 とも)

図表 48 出産後1～2か月の間に希望する行政支援



資料:生駒市子育て・妊娠・出産に関するアンケート調査(令和4年度)

図表 49 特定妊婦新規登録件数



資料:子育て支援総合センター
※市町村における児童虐待防止対策の取組調査について各年度より

(参考)子ども・子育て会議委員意見

・こどもが成長する早い段階から、性や出産について考える機会が必要です。

<これまでの主な取組>

妊娠・出産を希望される方に向けた一般不妊治療※費用の助成を行っており、令和5年度以降は第2子以降も助成対象とするなど、さらに取組を拡充してきました。

また、妊娠中の健康管理、赤ちゃんの成長の不安に対しては、妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査にかかる費用の助成のほか、マタニティコンシェルジュによる伴走支援や妊産婦・新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業等の取組をしてきました。出産にかかる経済的な不安解消については、出産・子育て応援給付を行ってきたほか、産前産後の家事負担の軽減を目的に産前産後家事支援サービスとしてクーポンの交付を行っています。

第2子以降出産後にきょうだいの預かり先がない場合には、一時預かり事業、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業※により支援を行ってきました。

また、特定妊婦については、妊産婦訪問指導等のほか、こどもの養育に関しては必要性を鑑みて、養育支援訪問事業等を通じ安心して子育てができるよう取り組んできました。

<課題>

- ・望まない妊娠、経済的な問題、夫婦関係の不和(DV)、家族のサポートがない、精神疾患を持つ妊婦など、こどもが適切に養育される環境について、リスク要因が多様化しています。
- ・こどもをほしいと思っていたが諦めた人が一定数いることから、個々の事情に応じて、経済的負担や妊娠・出産に関する不安軽減等の支援を行うことが求められます。
- ・少子化が進行しこどもに接する機会が減少する中、こども・若者が低年齢のこどもと触れ合う機会を創出することが求められます。
- ・男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身につける機会が少ない状況です。

※ 一般不妊治療:「タイミング法」と「人工授精」を指します。「タイミング法」は、超音波検査や排卵検査薬を使用して性交のタイミングを決める方法です。「人工授精」は、採取した精子を、カテーテル(細い管)を用いて調整した精液を子宮内に注入する方法です。

※ ファミリー・サポート・センター事業:地域で行う子育て支援の一環として、こどもを一時的に預けたい人(依頼会員)と預かる人(援助会員)が会員となり、子育てを一時的・補助的に支援する相互援助活動です。

③ 保育サービス

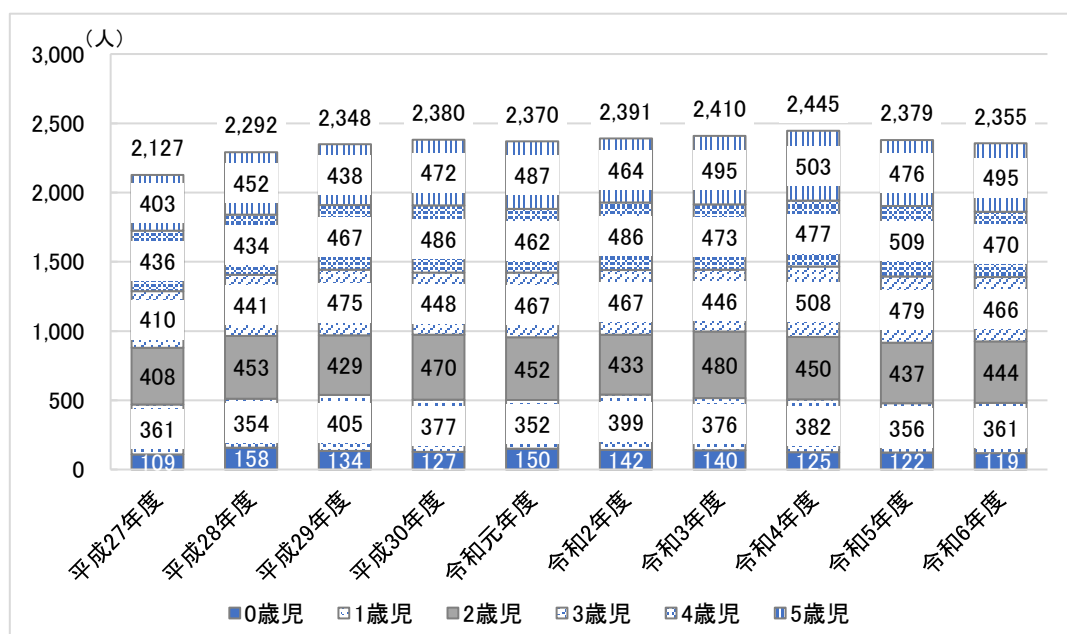
保育所の在籍園児数は、平成30年度以降は 2,400 人前後でほぼ横ばいとなっています。(図表50)

一方で、幼稚園の在籍園児数は年々減少しており、令和6年度には、約 1,000 人となっています。(図表51)

保育所については、小規模保育所の新設や既存保育所・こども園の増築等により、令和5年4月に待機児童を解消することができましたが、令和6年度には再び待機児童が発生しています。(図表52)

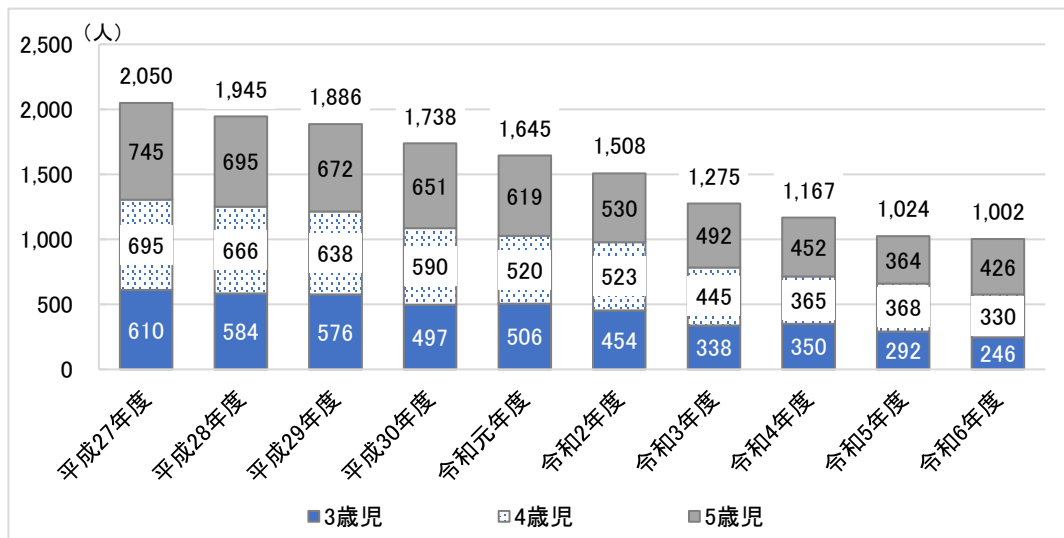
放課後児童クラブ(学童保育)については、対象児童の人口は減少しているにもかかわらず、利用者が増加しています。(図表53)

図表 50 保育所の在籍園児数の推移(各年度5月1日時点)



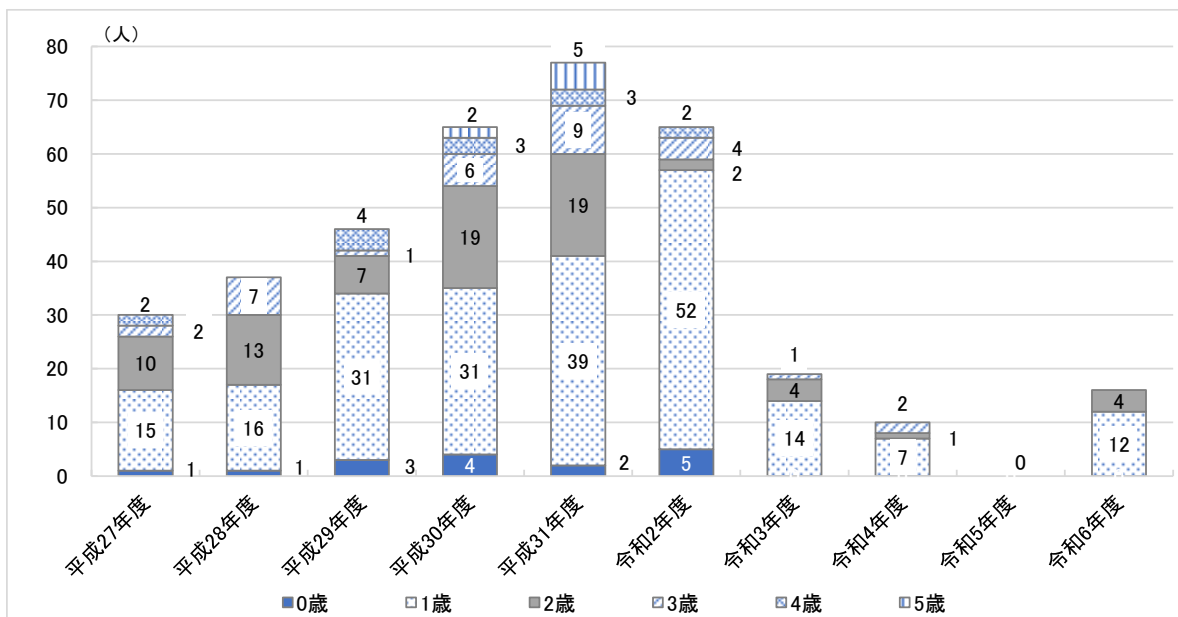
資料: 幼保こども園課

図表 51 幼稚園の在籍園児数の推移(各年度5月1日時点)



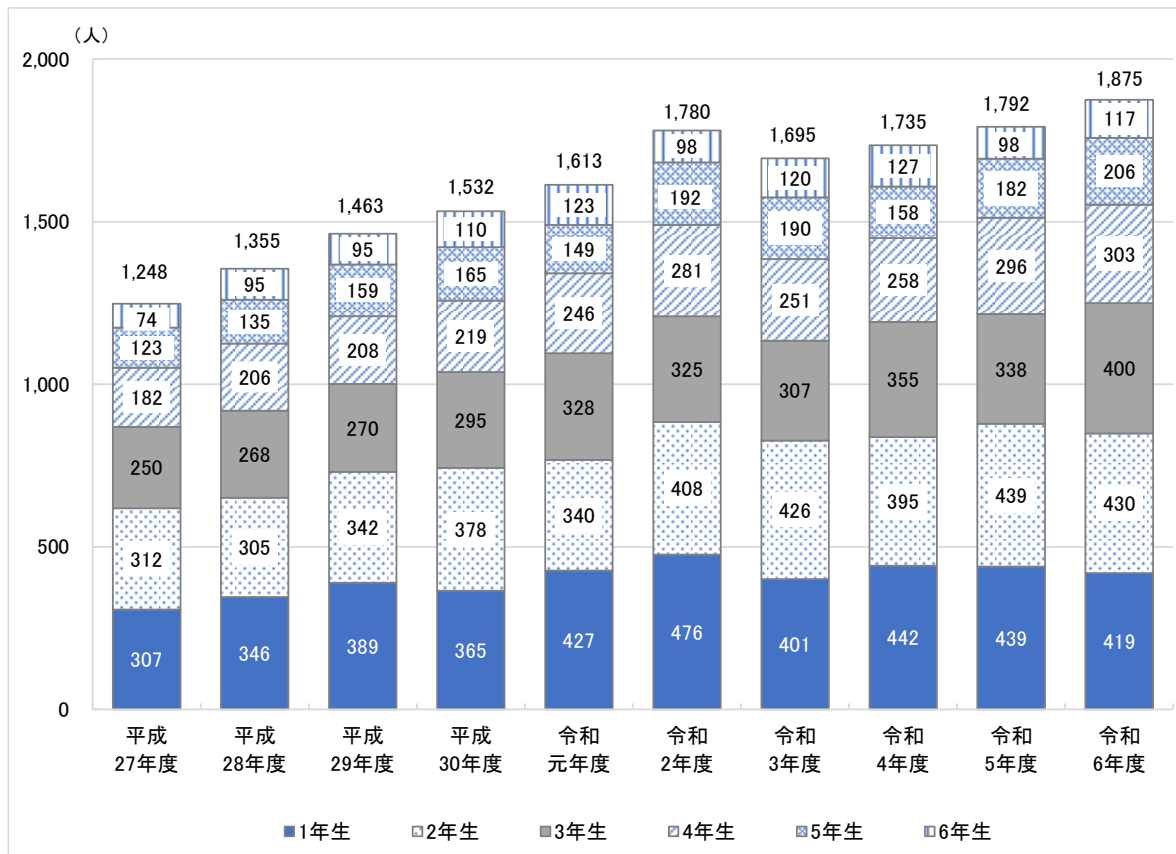
資料: 幼保こども園課

図表 52 年齢別の待機児童の推移(各年度4月1日時点)



資料: 幼保こども園課

図表 53 放課後児童クラブ(学童保育)利用者推移(各年度5月1日時点)



資料:児童総務課

※利用者数は、公設民営の学童保育施設のみを集計

<こどもの遊び場や様々な経験のために必要なこと等に関する自由記述>

(生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度))

- ・夏休み等の長期休業の過ごし方で困っています。預けるにしても、毎日の弁当づくりはとても負担です。遊んだり宿題をしたり昼ごはんを提供してくれる場所があればいいです。
- ・長期休業中のみ利用できる学童保育や預かり事業等の制度があれば利用したいです。
- ・学童は異年齢の子ども同士の関わり方を学ぶ大切な場所だと感じています。だからこそ、学童の体制を充実させてほしいです。指導員を増やして、もっと子ども一人ひとりに目が届くようにしてほしいです。

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・保育士が働く上で、コミュニケーションスキルやチームビルディング等の学びが必要ではないでしょうか。心理的安全性が担保され、成長の機会を得られる職場にならないとスキルが上がらないし、離職による現場の維持継続が叶わない状況が続くのではないのでしょうか。

<これまでの主な取組>

共働き世帯の増加により保育ニーズが高まる一方、幼稚園については、園児数が減少傾向になっていることから、今後の市立幼稚園のあり方について保護者や地域住民と検討を行ってきました。その結果、園児数の減少が著しい園については、こどもたちの集団性や協同性といった育ちのために、コミュニティ・スクール(えん・くろす)[※]の取組を進めています。また、すべての市立幼稚園での預かり保育の三期休業中の実施や時間延長等にも取り組んでいます。保育所については、待機児童の多い3歳未満児を対象とした小規模保育所の整備や保育士確保策を進め、受入れ定員増加に取り組んできました。

また、利用者数が増加している放課後児童クラブ(学童保育)についても、指導員の確保に取り組む、令和6年4月1日時点においても待機児童ゼロを維持しています。令和3年度から民間学童の誘致にも取り組み、令和5年度末時点で2か所誘致することができました。

<課題>

- ・共働き世帯の増加により保育ニーズが高まる一方、幼稚園の園児数は減少傾向です。今後、さらに園児数が減少する見込みで、幼稚園再編(こども園化)等の対応が求められます。
- ・保育士不足による受入れ定員の縮小が生じないよう、人材の確保とともに、保育の質の維持・向上が求められます。
- ・放課後児童クラブ(学童保育)について、共働き世帯の増加によるニーズの拡大とともに、生活や遊びの場としてだけでなく、学習や体験、交流活動の実施などニーズが多様化していることから、民間活力の活用を含めた体制の充実が求められます。

※ コミュニティ・スクール(えん・くろす): 令和5年度より、園を活用し地域活性化を進めるため、こどもたちの豊かな体験活動や保護者のニーズに応えるプログラムに園と保護者、地域の方々が協働で取り組むモデル事業として、なばた幼稚園と俵口幼稚園、あすか野幼稚園で実施しています。

④ 子育て世帯の状況

20代後半～40代の子育て層の女性の労働力率が上昇しています。(図表54)

育児休業の取得状況は、小学校6年生の子を持つ母親がこどもが生まれたときに取得した割合は 25.8%に対し、0歳児の子を持つ保護者の取得した(している)割合は 72.4%と増加しています。(図表55)

父親の育児休業取得率もここ数年で上昇がみられ、0歳児、0歳児～1歳児の子を持つ保護者では、30%を超えています。(図表56)

また、子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所がない人の割合は、未就学児保護者では 9.3%、小学生保護者になると、15.4%にやや増加しています。(図表57)

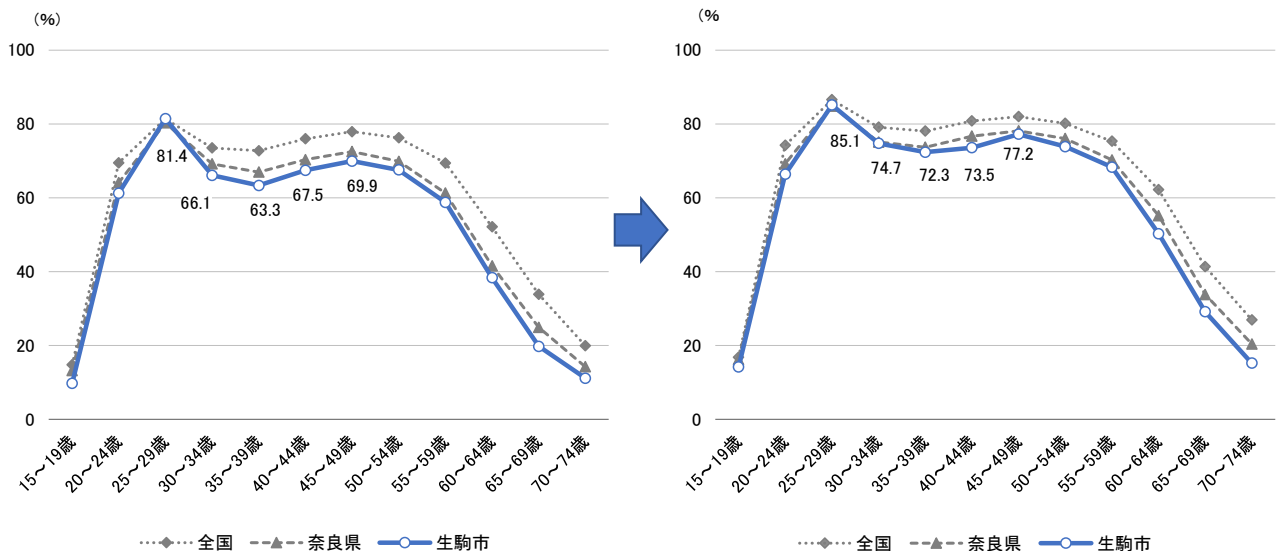
子育てをする上でのこどもについての心配や悩みは、未就学児保護者、小学生児童保護者とも「こどもの教育に関すること」が最も高くなっていますが、未就学児保護者では、その次に「病気」「発達やこどもの行動」が高く、小学生児童保護者では、「こどもの友だちづきあい(いじめ等含む)」に関することが高くなっています。(図表58)

子育てをする上での親についての心配や悩みは、未就学児保護者、小学生児童保護者ともに「子育てに係る出費がかさむこと」が最も高くなっていますが、未就学児保護者では「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分にとれないこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が小学生児童保護者に比べ高くなっています。(図表59)

図表 54 女性の年齢階級別労働力率

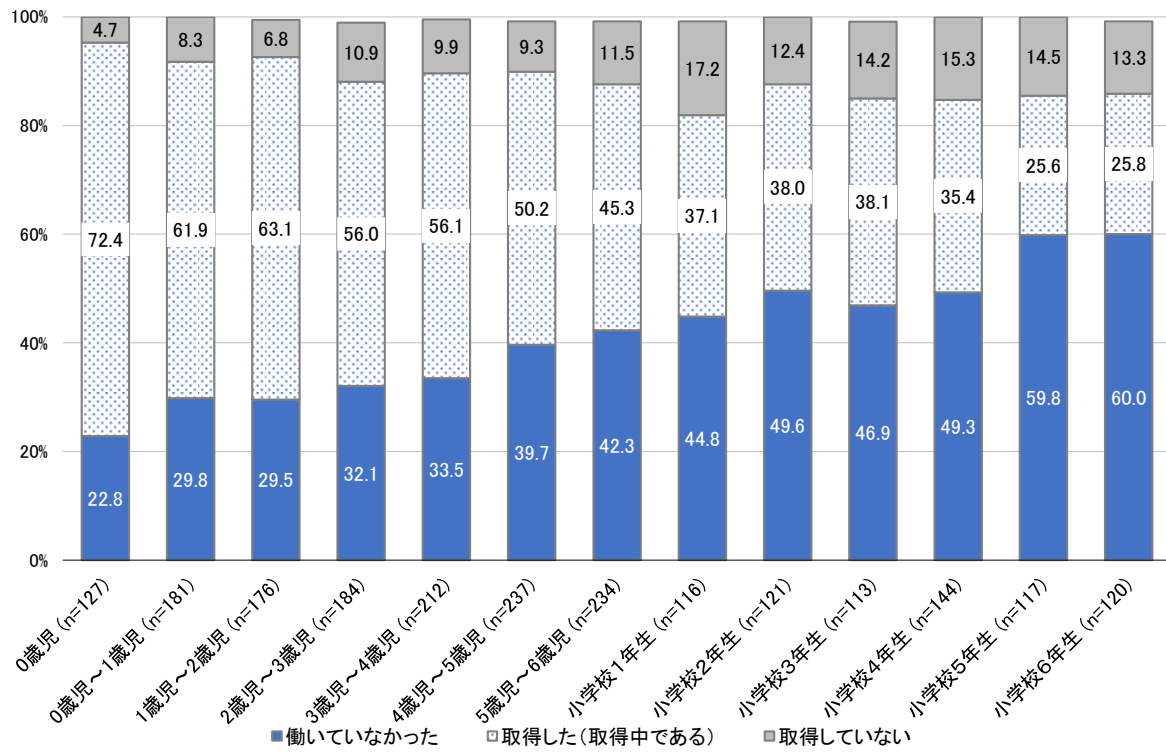
(平成 27 年)

(令和2年)

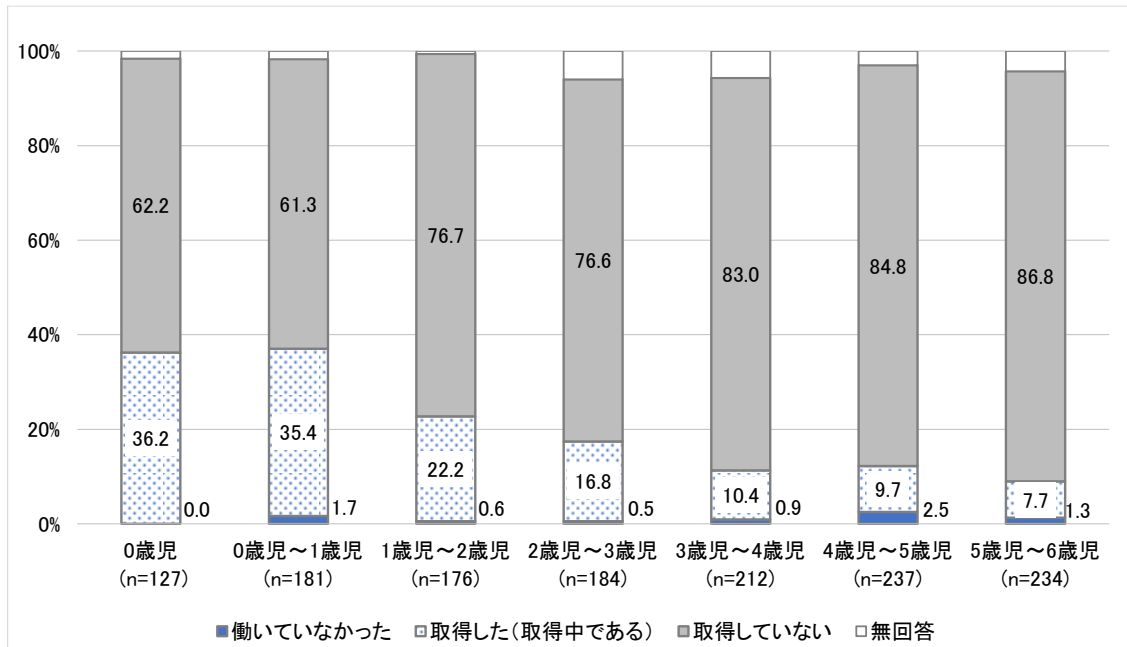


資料:総務省「国勢調査」

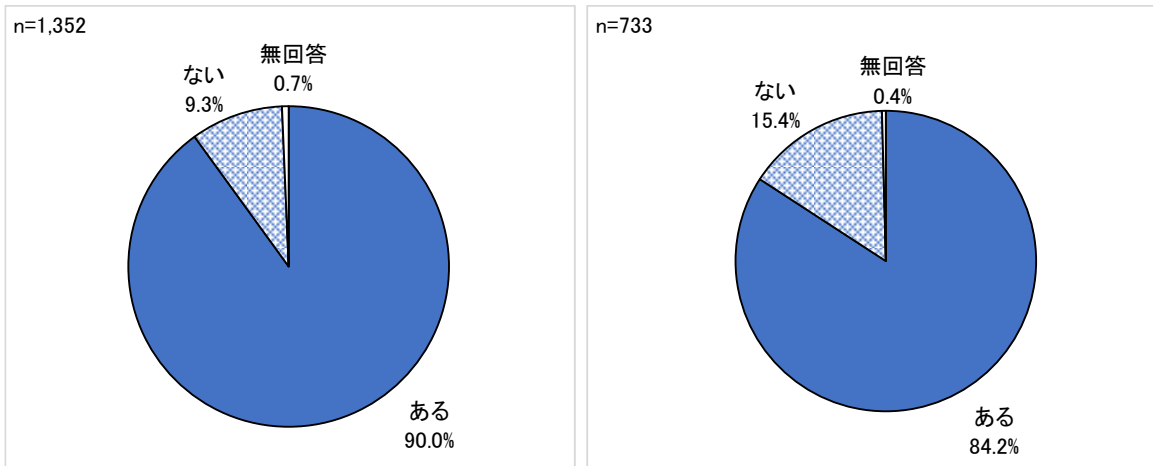
図表 55 母親の育児休業取得状況



図表 56 父親の育児休業取得状況

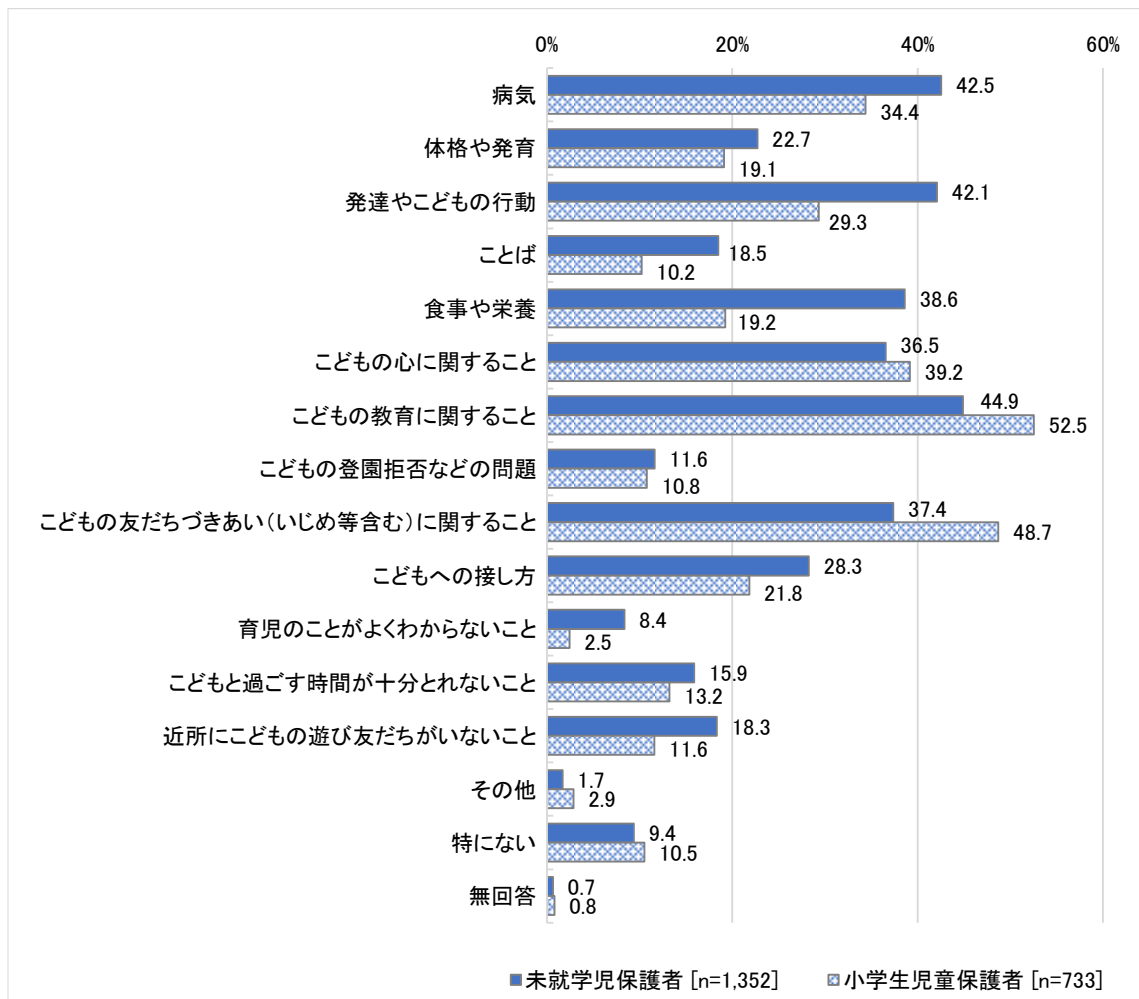


図表 57 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所
(未就学児保護者) (小学生児童保護者)



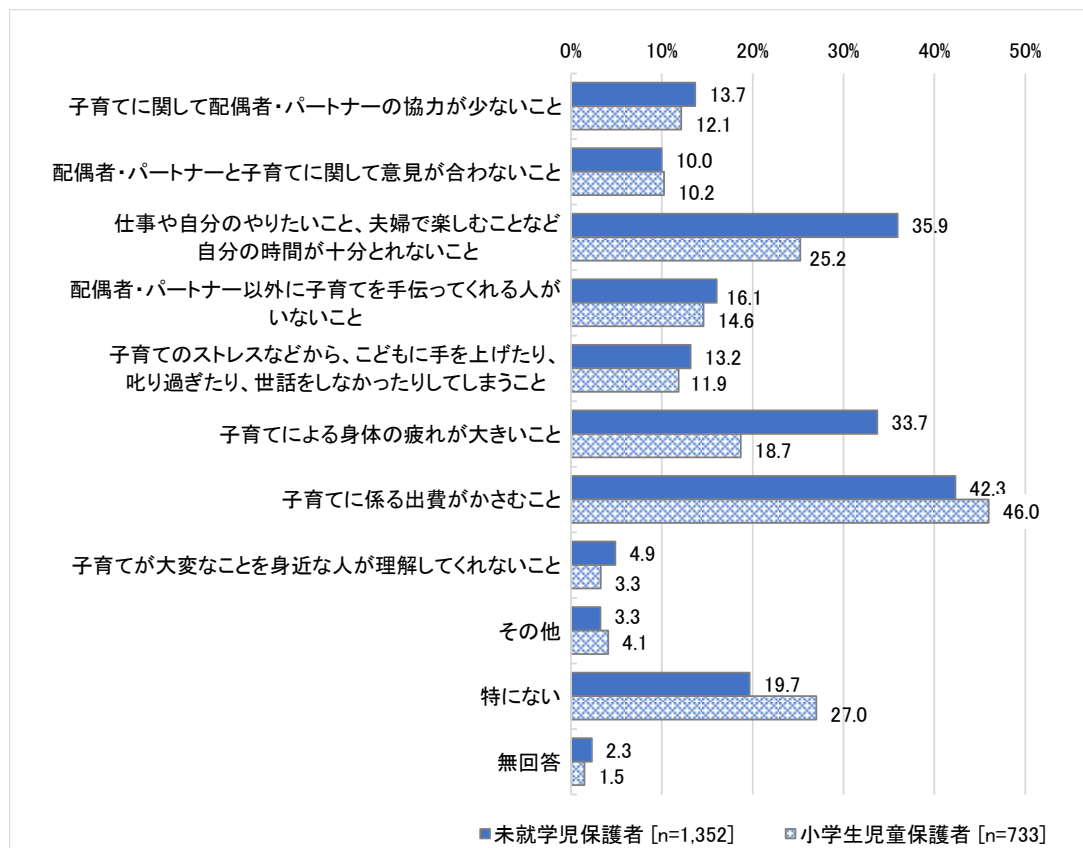
資料:生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)

図表 58 子育てをする上での心配や悩み<こどもに関すること>



資料:生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)

図表 59 子育てをする上での心配や悩み<親に関すること>



資料:生駒市子育て支援に関するアンケート調査(令和5年度)

<これまでの主な取組>

子育て費用に対する経済的な支援として、第2子保育料無償化[※]、子ども医療費助成制度における現物給付[※]の導入及び対象年齢の拡大、未就学児の一部負担金無償化の取組を実施してきました。

また、子育てをする人が一時的にこどもから離れて自分の用事を済ませたり、リフレッシュしたりする支援として、一時預かり事業、子育て短期支援事業や、ファミリー・サポート・センター事業を行ってきました。

さらに、子育て家庭の孤立化を防ぎ、こども・子育てにかかる不安を解消するための支援として、地域子育て支援拠点において子育てについての相談や情報提供、助言を行うほか、母親同士の仲間づくりや親子の絆づくりを目的とした子育て講座を開催してきました。

また、こどもや家庭の心配事等について専門の相談員が相談に乗る家庭児童相談を行ってきました。さらに、令和6年度からは母子保健と児童福祉の相談支援機能強化のためこど

※ 第2子保育料無償化:生駒市では、令和6年4月から多子世帯の経済的負担を軽減するため保育所等に入所している第2子の利用者負担額を半額から無料にしました。また、第2子のカウント方法も見直し、小学生以上のこどもをカウント対象に含めて対象を拡大しています。

※ 子ども医療費助成制度における現物給付:医療機関の窓口で受給資格者証を提示することにより、保険診療分の医療費を支払わずに医療サービス(現物)を受けることができる仕組みです。医療を受けた者の代わりに、受給資格者証を発行する自治体が医療機関に医療費を支払います。

も家庭センターを機能設置し、18歳未満のすべてのこどもと子育て家庭に対して切れ目のない支援を実施してきました。

その他、居宅に訪問し指導・助言を行う養育支援訪問事業を活用し、アウトリーチによる支援※を実施してきました。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・こどもと接する機会がなく育った結果、自分のこどもとどう接したらよいか分からず戸惑う親が増えているように感じます。
- ・幼稚園の園児数が減少する中で、保護者や地域住民との取組としてコミュニティスクール(えん・くろす)を始めました。その中で幼稚園でも保護者の給食ニーズを踏まえ、地域のお弁当屋さんに配達してもらう取組や、体操教室等の課外授業の取組が行われています。また、えん・くろすからの提案により、全園で預かり保育を17時まで延長することとしました。

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・(共働き家庭と専業主婦家庭等)異なる環境にいる者同士が接点を持つことができるきっかけが必要です。
- ・スマートフォンを見る時間が多くなったために、こどもの相手をしない親もいますが、こどもが求めたら親がちゃんとレスポンスをすることがこどもの成長にとって大切です。

<課題>

- ・共働き世帯の増加等による子育て世帯の環境変化に伴い、行政の支援と保護者のニーズにずれが生じている可能性があります。
- ・保護者が、こどもや子育ての悩みについて気軽に相談できるよう、さらなる環境整備が求められます。
- ・特に就学後においては、乳幼児期に比べて保護者の相談機会が限られている可能性があります。

※ アウトリーチによる支援:積極的に対象者のいる場所に出向いて、必要な支援が届いていない人に支援を届ける取組です。

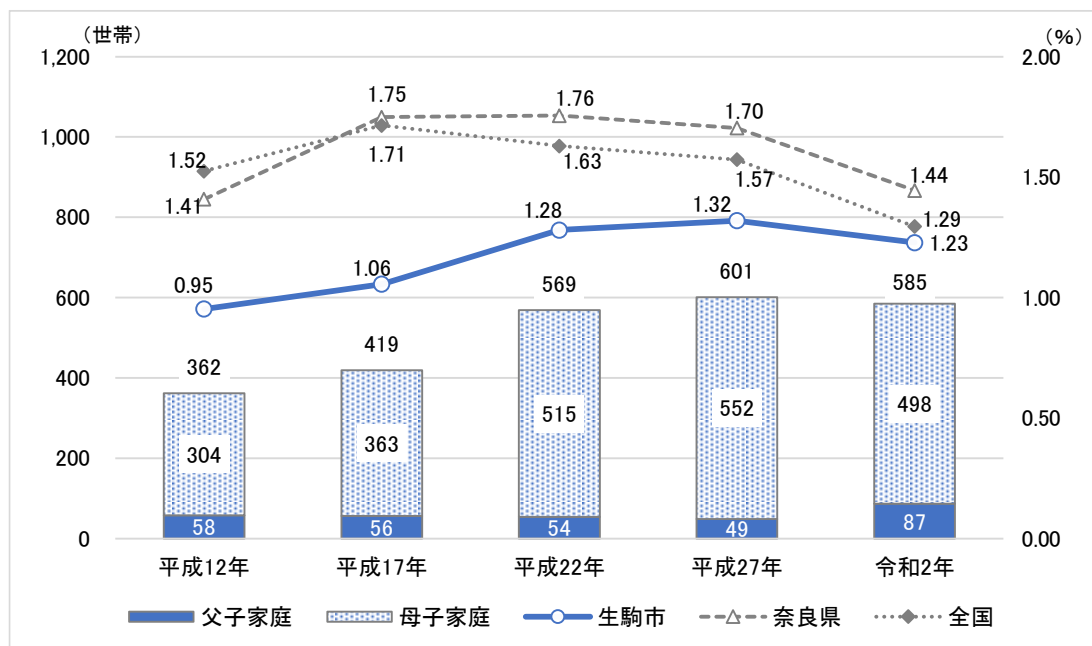
⑤ 配慮が必要な家庭の状況

ひとり親世帯数については、全国や奈良県と比べると割合は低いものの、600 世帯程度で推移しています。(図表60)

児童扶養手当※受給者数は減少傾向にあり、令和5年度では、500 人を下回っています。(図表61)

就学援助※率は小学生、中学生ともに減少傾向にあり、令和4年度では、小学生、中学生ともに全国や奈良県の半分程度の割合となっています。(図表62)

図表 60 20歳未満のこどもがいるひとり親世帯数の推移(再掲)

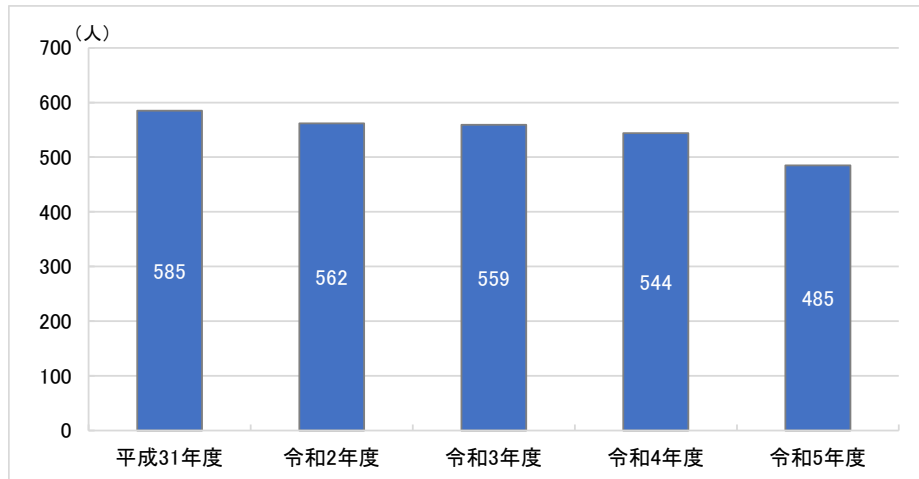


資料：総務省「国勢調査」

※ 児童扶養手当：父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※ 就学援助：小中学生がいる家庭で、経済的理由により就学費用の支払いが困難な家庭に、就学費用の一部を援助する制度です。

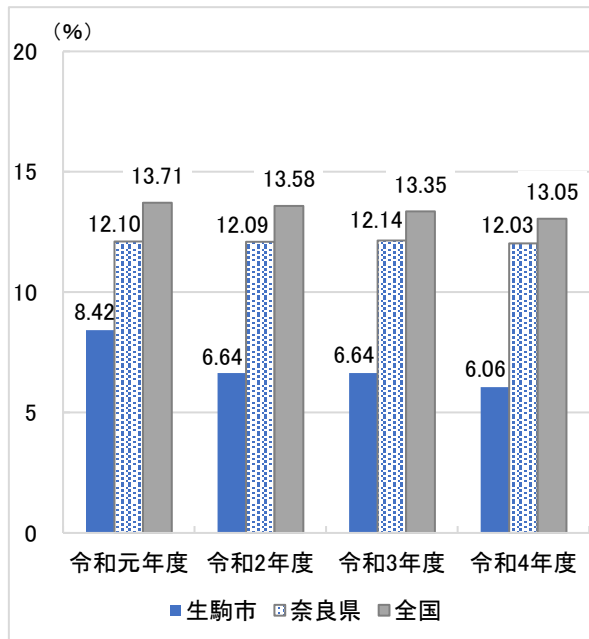
図表 61 児童扶養手当受給者数の推移



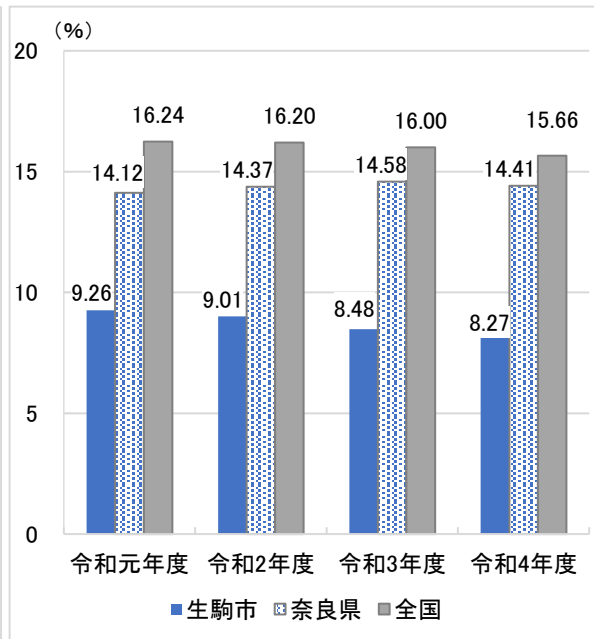
資料:児童総務課 ※各年度2月末の受給者数

図表 62 就学援助率の推移

(小学生)



(中学生)



資料:教育総務課

<これまでの主な取組>

ひとり親世帯の増加に伴う収入の確保策として、児童扶養手当の支給に加え、主に国家資格が必要な職種に就くための修学に対する高等職業訓練促進給付金※、キャリアアップを支援するための自立支援教育訓練給付金※のほか、養育費の確保にかかる公正証書等作成支援事業補助金※の交付等に取り組んできました。

こどもに対しては、学習機会の提供策として学習支援教室の運営を行ってきました。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・生活保護世帯のこどもで、大学に進学したケースがありました。学習支援教室(居場所型)を3か所(北、南、コミュニティセンター)で週に1回実施。保護世帯だけではなく、就学支援等を受けている世帯も参加しています。

<課題>

- ・経済的な理由等で十分な学習機会が得られないこどもであっても、学習機会を引き続き確保することが求められます。
- ・ひとり親が、時間的余裕がなく、地域と関わる時間がないため、地域から孤立してしまう場合があります。
- ・ひとり親が、病気や失業した場合の不安感を解消するための支援が求められます。
- ・ひとり親が、仕事や家事で忙しいなどの理由でこどもと過ごす時間を十分に確保できない状況にあります。

※ 高等職業訓練促進給付金:ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度です。
※ 自立支援教育訓練給付金:母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の一部を交付する制度です。
※ 公正証書等作成支援事業補助金:ひとり親の経済的安定とこどもの健やかな成長と生活を支えるため、養育費の確保のための補助金を予算の範囲内で交付する制度です。

5. 地域や社会の状況

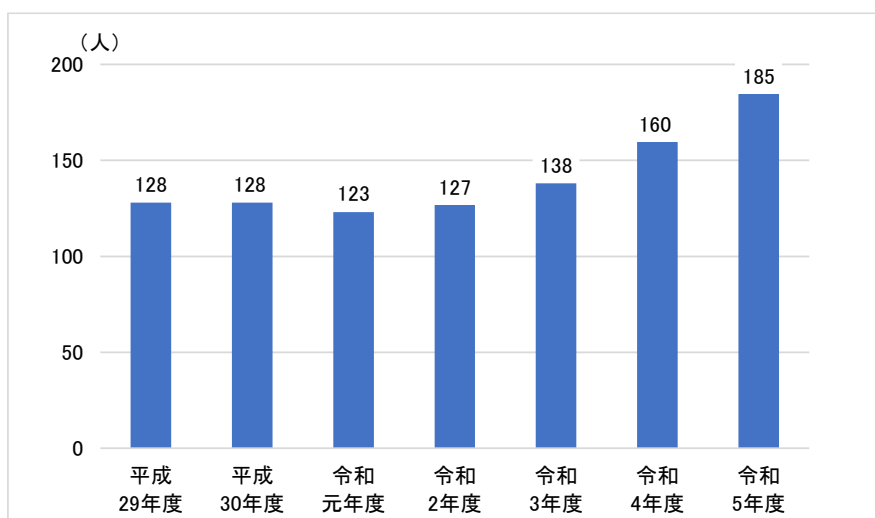
① 地域の力

乳幼児から小学生までの子育てを援助するファミリー・サポート援助会員数は広報への注力や活動場所の拡充など、積極的に掘り起こしを行った結果、令和5年度末で185人と増加しています。(図表63)

また、子育て支援ボランティア活動人数についても毎年養成講座を実施することにより令和6年4月1日時点で53人となっています。(図表64)

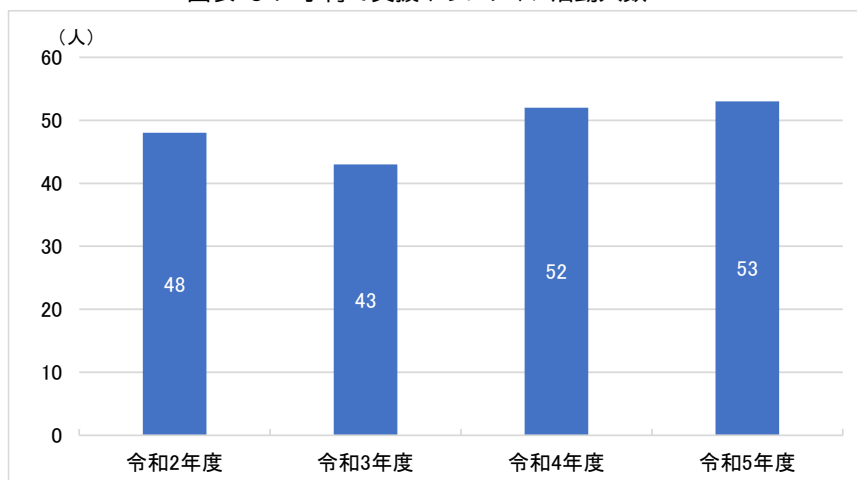
また、こども食堂の設置数が1か所であり、奈良県内他市に比べて大幅に少ない状況にあります。(図表65)

図表 63 ファミリー・サポート援助会員数



資料:子育て支援総合センター

図表 64 子育て支援ボランティア活動人数



資料:子育て支援総合センター

※子育て支援総合センターが把握している、活動日程等(活動依頼)を送付した人の数

図表 65 こども食堂設置数(令和6年3月末現在)

市町村名	団体数
生駒市	1
奈良市	34
大和郡山市	14
橿原市	10
奈良県合計	143

資料:奈良県こどもまんなか未来戦略をもとに生駒市作成

<これまでの主な取組>

地域の力の活用については、ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援ボランティアを養成する講座の実施を通して、子育て家庭を地域住民が支援する助け合いの活動を推進してきました。令和6年度からは、子育て家庭を社会全体で支え、こどもを大切にする気運を醸成する取組の一環として、昨今の子育て事情等を学び、あたたかい地域の実現に貢献する「子育て応援サポーター」を養成する講座を試験的に実施しました。

また、子育てサークルへの活動支援を通して、子育て家庭同士のコミュニティづくりをサポートしてきたほか、子育て家庭を含めた多様な世代が参加できる複合型コミュニティ(まちなえき)づくりの取組を進めることで地域コミュニティの醸成を図ってきました。

子育て家庭が外出中におむつ替えや授乳ができる施設の「赤ちゃんの駅」には市内企業も登録し、地域全体で子育て中の親子が安心して外出できるまちづくりを推進してきました。

また、市内すべての小中学校で、コミュニティ・スクール※を実現しています。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・「生駒はこどもたちの未来を一生懸命考える市です」と行政と一緒に発信していきたいです。
- ・支援が必要な人に支援が届いているかという不安があります。行政とつながっている市民に、こども食堂等を案内してほしいです。

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・地域の中で、こどもの幸せについて大人がフランクに話することができる環境をつくる必要があります。
- ・町ごとのお祭り等の機会を通して、広い世代で交流したいです。

※ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度):学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。学校運営協議会には、主な役割として、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」の3つがあります。

<課題>

- ・ファミリー・サポート・センター事業において利用ニーズが多様化していること等を受け、援助会員のさらなる確保が求められます。
- ・こども食堂の設置数が少ないため、こどもの居場所確保の観点からも、取組が市内で広がるよう開設運営に対して支援することが求められます。
- ・地域住民による、子育て家庭を支援する助け合いの取組がさらに活性化するように、地域資源の掘り起こしやボランティア同士のネットワーク化等を進めていくことが求められます。
- ・こども・若者が子育て支援ボランティア活動に参加する機会を増やしていくことにより、長い目で見て、子育て家庭を支援する助け合いの取組を活性化させていくことが求められます。

② 安全・安心な環境

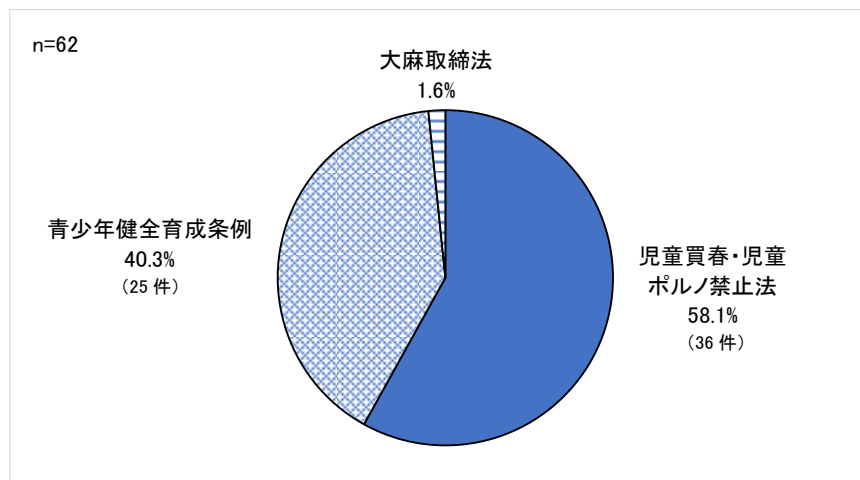
少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪とされている福祉犯の奈良県における令和3年中の検挙件数は62件となっており、法令別にみると児童買春・児童ポルノ禁止法が36件、青少年健全育成条例が25件となっています。(図表66)

被害少年の学職別状況をみると、高校生が最も多く17人、次いで中学生が11人となっています。(図表67)

中学生までのこどもの交通事故発生件数は、令和3年が5件、令和4年と令和5年はそれぞれ7件となっています。(図表68)

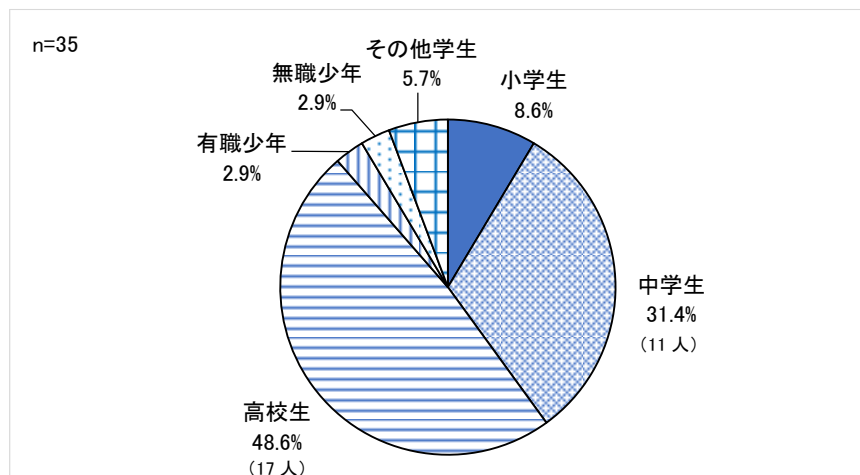
こどもに危険が迫った場合の緊急避難所となる「こども110番の家」の設置状況は、1,042件と増加しています。(図表69)

図表 66 福祉犯の法令別検挙件数(令和3年)



資料:奈良県警察本部少年課

図表 67 被害少年の学職別状況

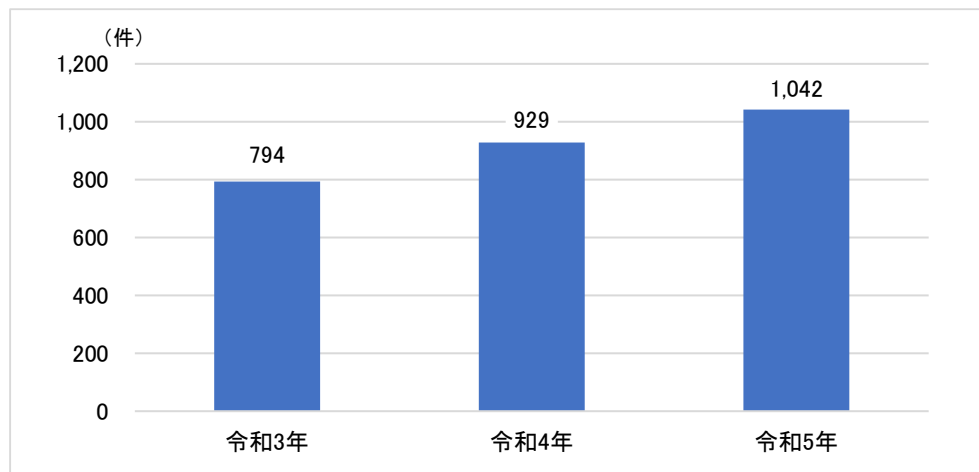


資料:奈良県警察本部少年課

図表 68 こどもの交通事故発生件数(生駒市)

	発生件数	死者	傷者
令和3年	5 件	0 人	8 人
令和4年	7 件	0 人	11 人
令和5年	7 件	0 人	9 人

図表 69 「こども110番の家」設置状況(件数)



資料:防災安全課

<これまでの主な取組>

防犯については、登下校時の見守り活動を通してこどもが犯罪に巻き込まれない環境づくりに取り組んできたほか、「こども110番の家」の設置を推進してきました。また、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進するため、防犯カメラを設置することで地域防犯力の向上・強化活動を行う自治会に対し、生駒市防犯カメラ設置事業補助金を交付してきました。加えて、こどものスマートフォンの利用が進んでいることから、情報モラル教育にも取り組んできました。

交通安全については、通学路安全点検※を実施するとともに交通安全教室を幼稚園・保育所・こども園・小学校・学童で開催するなど、こどもの交通安全対策に努めてきました。

防災については、乳幼児がいる家庭での防災の備えや知識についての防災講座を開催するほか、乳幼児用の粉ミルク、液体ミルクやおむつ、こども用歯ブラシ等を避難所用物資として備蓄を進めてきました。

<課題>

- ・スマートフォン、SNS 等の普及が急速に進む中、こどもが犯罪に巻き込まれたりいじめ等につながらないように、対策が求められます。
- ・就学後のこどもに関する防災について、保護者への啓発の機会が十分ではありません。

※ 通学路安全点検:通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「生駒市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る取組です。

③ ワーク・ライフ・バランス・男女共同参画の状況

働き方については、市民がこれからの働き方を考える際に重視する条件として、未成年のこどもがいる場合には、「柔軟な勤務形態」が「給与・収入の高さ」に次いで高く、未成年のこどもがいない場合に比べ高くなっています。(図表70)

市内事業所が、従業員のワーク・ライフ・バランス※推進のために実施している取組については、「長時間残業の削減など働き方の見直し」が 56.0%で最も多く、次いで「事業所内で両立支援制度を利用しやすい雰囲気をつくる」(34.7%)、「仕事と育児や介護との両立支援など制度の充実」(24.0%)となっています。(図表71)

「イクボス宣言※」の現在の状況は、「『イクボス宣言』を知らない」事業所が 50.7%で最も多く、次いで「『イクボス宣言』を知っているが、取り組んでいない」(28.0%)となっています。(図表72)

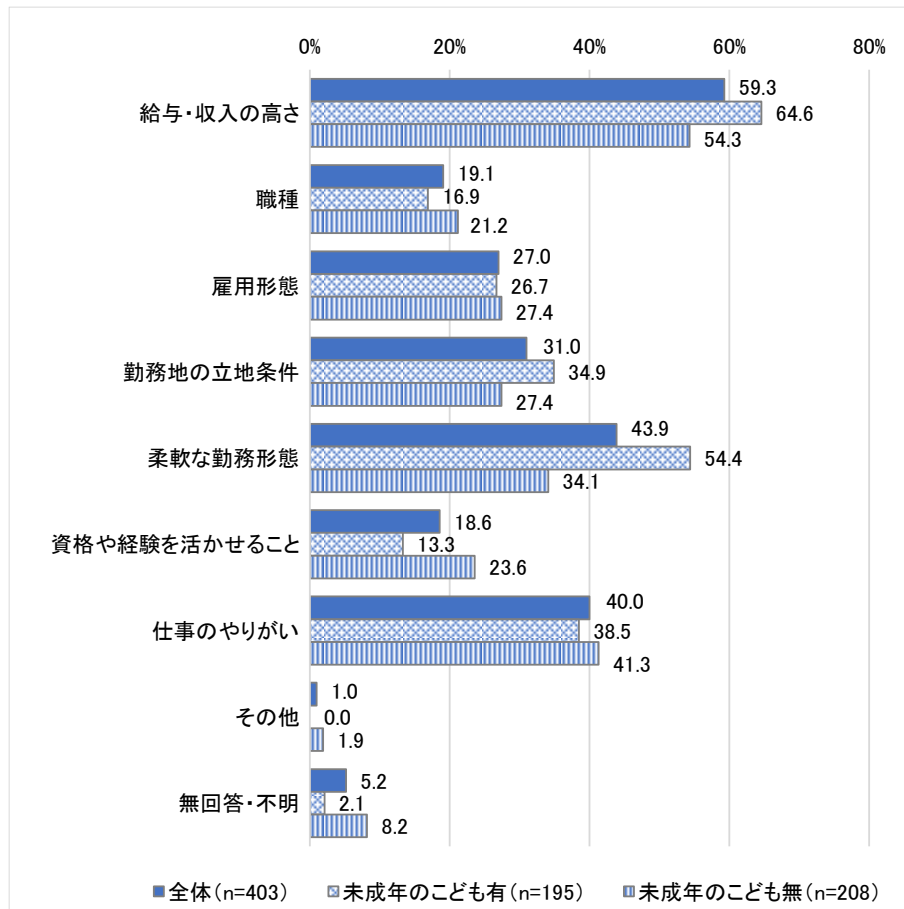
男女共同参画の現状については、平日に男性が家事(育児・介護等を含めて)をする時間を経年でみると、「まったくしない」割合が調査を経るごとに大きく減少しています。(図表73)

家事育児等の男女間の役割分担についての「理想」では、男女ともにどの項目も「半々ずつ分担」がほぼ半数以上となっていますが、「現実」ではいずれの項目においても、女性による「どちらかという自分」の回答が、男性より多くなっています。(図表74)

※ ワーク・ライフ・バランス:仕事と生活の調和のことで国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現することです。

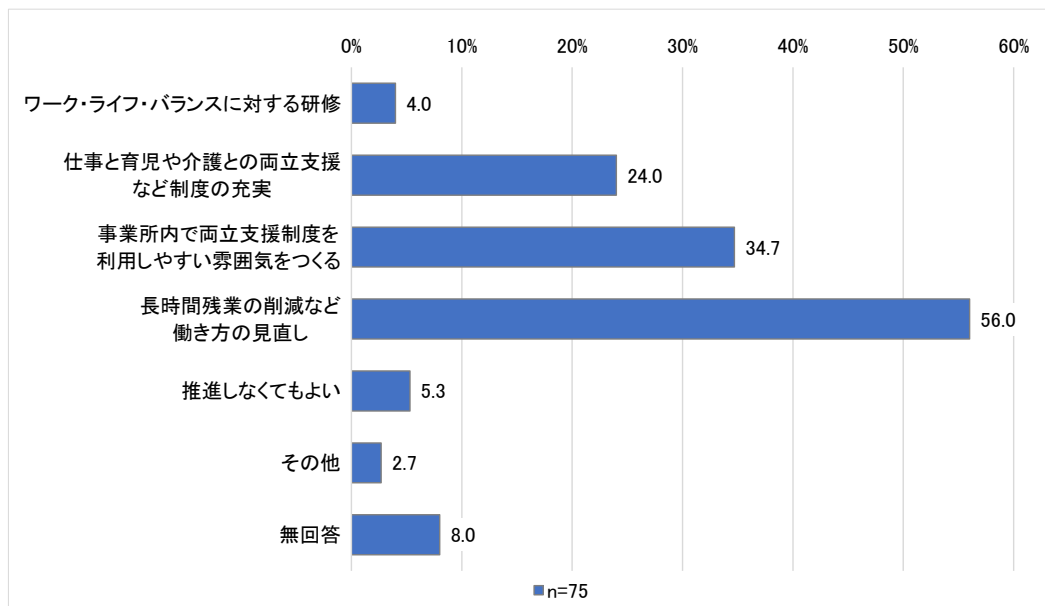
※ イクボス宣言:「イクボス」とは、職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことです。宣言を公表すると企業・団体の内外に広めることができます。

図表 70 これからの働き方を考える際に重視する条件



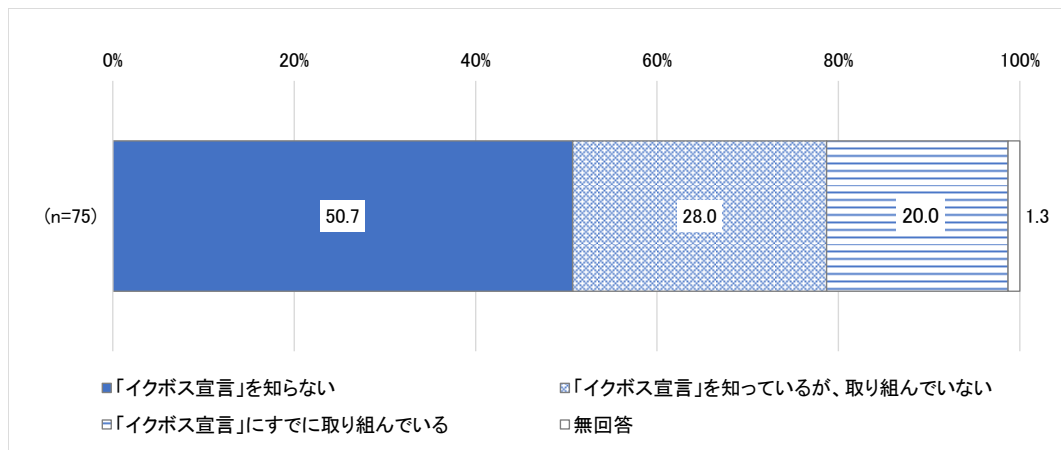
資料:生駒市商工観光ビジョン市民アンケート調査

図表 71 ワーク・ライフ・バランスの推進のために現在実施している取組(市内事業所)



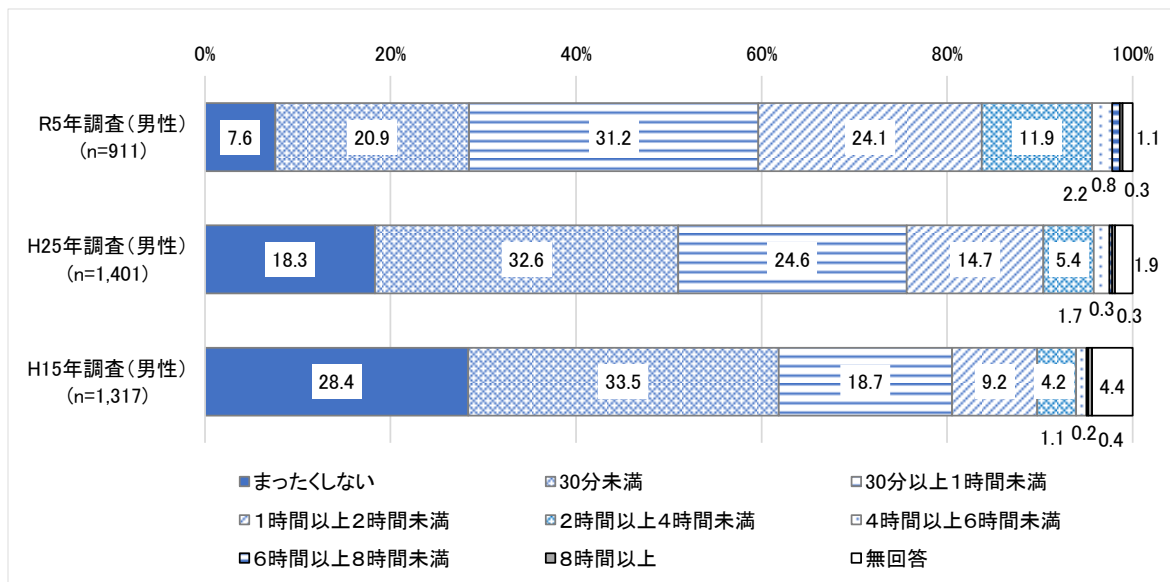
資料:生駒市男女共同参画についての事業所アンケート調査報告書(令和5年度)

図表 72 「イクボス宣言」についての現在の状況



資料：生駒市男女共同参画についての事業所アンケート調査報告書(令和5年度)

図表 73 平日の家事時間－性・経年変化別(男性)



資料：生駒市男女共同参画・人権についての市民アンケート調査報告書(令和5年度)

図表 74 家事・育児等の役割分担(性別)

		現実				理想			
		どちらか という 自分	半々ずつ 分担	どちらか という 自分以外	無回答	どちらか という 自分	半々ずつ 分担	どちらか という 自分以外	無回答
食事のしたく	女性	79.9	7.9	7.9	4.3	27.1	60.3	3.8	8.8
	男性	8.5	12.1	76.6	2.8	3.1	59.4	33.0	4.5
食事の後かたづけ	女性	66.7	18.6	10.5	4.3	12.0	68.6	10.7	8.8
	男性	22.8	27.0	47.0	3.1	10.4	70.4	14.9	4.2
掃除	女性	69.7	17.9	8.1	4.3	11.5	74.8	4.9	8.8
	男性	15.5	31.3	48.7	4.5	7.0	73.0	15.8	4.2
洗濯	女性	72.2	14.5	9.2	4.1	28.8	58.1	3.8	9.2
	男性	11.3	18.0	68.2	2.5	5.9	62.8	25.9	5.4
ゴミ出し	女性	42.7	21.8	31.4	4.1	8.1	60.5	22.6	8.8
	男性	38.0	25.9	33.2	2.8	25.4	61.1	9.0	4.5
買物(日用品)	女性	61.3	24.8	9.2	4.7	25.0	61.1	5.8	8.1
	男性	9.3	43.4	44.2	3.1	4.2	74.1	16.6	5.1
家計の管理	女性	60.0	17.9	17.7	4.3	31.2	47.9	12.0	9.0
	男性	23.4	17.2	55.8	3.7	14.9	51.0	29.3	4.8
子どもの世話やしつけ	女性	51.5	20.9	7.7	19.9	7.3	69.9	4.3	18.6
	男性	3.4	36.6	44.5	15.5	1.4	76.1	12.1	10.4
高齢者や病人の介護	女性	47.0	19.2	10.7	23.1	3.4	72.0	6.4	18.2
	男性	9.6	36.3	38.6	15.5	3.4	76.1	10.7	9.9
自治会などの地域活動	女性	46.4	22.2	23.9	7.5	2.6	66.5	20.9	10.0
	男性	32.7	25.1	36.3	5.9	16.6	68.5	9.9	5.1

女性 (n=468)・男性 (n=355)

資料:令和5年度男女共同参画・人権についての市民アンケート調査報告書

※設問ごとに、最も回答の多い選択肢に網掛け

<これまでの主な取組>

ワーク・ライフ・バランスについては、市内の事業者が具体的な取組を進めるためのノウハウや好事例等を提供する経営者セミナーを開催するほか、「イクボス宣言」の啓発・普及活動を通して、快適な職場環境の整備を推進してきました。

また、男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革に関する講座を開催するほか、初めて育児を行う父親が赤ちゃんとの関わり方や遊び方を学ぶセミナーを実施してきました。

(参考)関係機関ヒアリング

- ・みっきランドに、親子3人でくることがあれば、父親と子どもだけで来る人も増えてきました。平日も休日も父親が増えました。
- ・パパママ教室の父親参加率が上がっています。
- ・企業に対するアプローチとして、「イクボス宣言」の取組を実施。企業向けに社会保険労務士による「選ばれる会社になるために」というテーマでセミナーを開催し、受講後に「イクボス宣言」を実施した企業もありました。

(参考)子ども・子育て会議委員意見

- ・子育て講座等について、母子で参加するパターンはよくあるが、父親にも参加してもらえることが重要だと思います。

<課題>

- ・こどもを育てる人や若者が自身の希望に応じてワーク・ライフ・バランスを実現しながら働き続けることができるよう、市内事業者への周知・啓発等を通して、多様な働き方を推進していくことが求められます。
- ・一方で、生駒市においては 70%以上が市外就業者であることから、ワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方の1つとして、職住近接の取組を推進することが求められます。
- ・家事・育児の役割分担について、お互いの現実と理想とのギャップ解消に向けた取組が求められます。

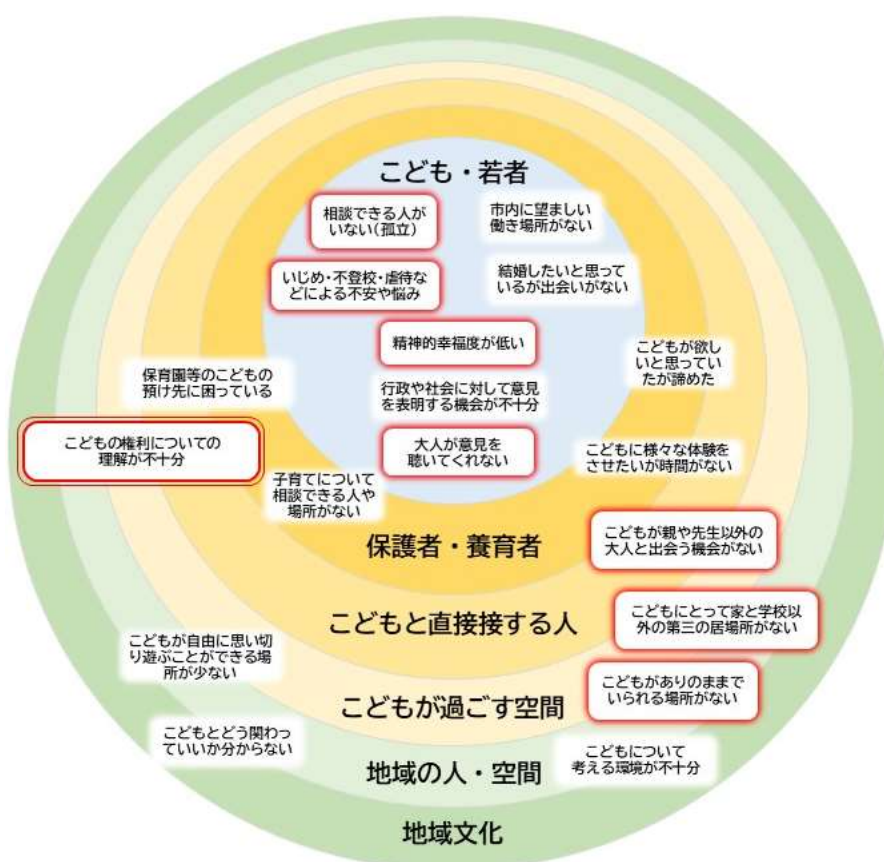
6. こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の整理

これまで本章で明らかになった、こども、若者、子育て家庭及び地域・社会の課題を、こども・若者を中心に、こどもの育ちを支える人や空間等の領域ごとに、下図のとおり分類、整理しました。

整理する中で、多くのこどもが不安やストレスを感じている、相談できる相手がおらず学校や家庭で孤立している、精神的幸福度が低い、児童虐待が相当件数発生しているなど、解決すべき多くの課題があることが分かりました。これらの課題をこどもの目線でとらえなおすと、こどもが有りのままでいられる居場所が不足していること、大人が十分にこどもの意見を聴いてくれないこと、これらの機会の不足から、こどもが相談できる大人がいないなど、大人がこどもと十分な信頼関係を築くことができていないという、すべての領域にまたがる共通の課題が浮かび上がってきました。

これらは、制度や設備を整えていくだけでは解消し得ない課題です。こどもを取り巻く課題を解決していくためには、こどもの権利について理解を深めながら、こどもに対する見方や接し方を大人が考えていく必要があることが分かりました。

<こども・若者を中心とした課題の整理>



第3章

こども計画の基本的な方針



1. キーメッセージと基本理念

キーメッセージ

こどもは大丈夫。オトナは大丈夫？

我々オトナは、こどもの権利を認め、こどもの意見を尊重し、一人の人間としてこどものありのままを受け止めることができているでしょうか？こどもに対して、オトナが考える幸せの価値観を押し付けたり、育ててあげている、教えてあげていると思ったりしていないでしょうか？

こどもは、生まれながらに一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在です。こどもは、ありのままの自分を一人の人間として受け入れられ、自分の権利が認められ、ここにいていいと思える「自己存在感」を感受することで、周りの大人への愛着が形成されます。こどもはそれを基盤として、ありのままの気持ちや願いを安心して表現でき、外の世界への挑戦を重ね、自らの意思で自分の人生を選択していけるようになります。自己存在感と自己決定は、こどものウェルビーイング※を高めるうえで大きな要素です。

もともとこどもには「自ら育つ力」があります。我々大人は、こどものウェルビーイングを考えると、こどもが持つ「自ら育つ力」を信じ、自ら発達、成長できるよう手助けし、こどもがこの力を発揮できる環境を整えることが大切です。そのために、身近な大人だけでなく地域の大人の多様な価値観にも触れる中で、こどもの自己決定を尊重し、成長していくこどもを安心して見守ることができるよう、大人が意識を変え、大人同士で学び、悩み、育ち合い、こどもとの信頼関係を築きながら、大人みんなで地域のこどもたちのウェルビーイングを大切にする文化を醸成していきたいと考えます。

本計画では、こうした想いを踏まえ、「こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち」を目指します。子育てを社会に開き、家庭の中だけで完結させなくてよいまち、地域でこどもが育つまちづくりを進めていきます。

※ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含むものをいいます。

基本理念

■普遍的な目標（Mission）

こどものウェルビーイングを高める

■目指す姿（Vision）

こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち

■大切にしたい価値（Value）

大人の意識変容 ・ 地域で育つ ・ こどもの自己決定

基本理念

Mission

こどものウェルビーイングを高める

Vision

こどもが地域の信頼関係の中で育ち、
願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち

Value

大人の意識変容 ・ 地域で育つ ・ こどもの自己決定

第3章

こども計画の基本的な方針

★子どもの権利条約の4つの原則★

生命、生存および発達に対する権利 （命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう。医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。



子どもの意見の尊重 （意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表明することができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。



子どもの最善の利益 （子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。



（出所）公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

2. 成果指標

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の成果指標を設定します。

目標	指標	指標の説明	現状値※	目標値
こどものウェルビーイングを高める	幸福と感じているこどもの割合	現在の幸福度(0～10の選択肢)で、7以上と回答した割合	9～14歳 77.5% 15～29歳 72.5%	現状値より上昇
	生活に満足していると思うこどもの割合	最近の生活全般の満足度(0～10の選択肢)で、7以上と回答した割合	9～14歳 76.2% 15～29歳 65.1%	現状値より上昇
こどもが地域の信頼関係の中で育つ	地域の人との関わりがあるこどもの割合	「顔をみかけたら、あいさつを交わす地域の人はいいますか」、「悩みを話すことができる地域の人はいいますか」という設問に、「いる」と回答した割合	◆あいさつを交わす 9～14歳 93.9% 15～29歳 78.6% ◆悩みを話すことができる 9～14歳 68.6% 15～29歳 36.3%	現状値より上昇
	地域の力によって子育てが支えられていると思う保護者の割合	「あなたの子育ては地域によって支えられていると感じますか」という設問に、「そう思う」と回答した割合	保護者 19.0%	現状値より上昇
こどもが願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できる	自分の意見を大切にされていると思うこどもの割合	「保護者(親)は／先生は、あなたの事を決めるときに、あなたの気持ちや考えを大事にしたり、考えが合わない場合は納得できるまで話し合ってくれるなど、あなたの意見を大切にしてくれていると思いますか」という設問に、「そう思う」と回答した割合	◆保護者(親) 9～14歳 59.3% 15～29歳 60.0% ◆先生 9～14歳 54.3% 15～29歳 33.5% ※9～14歳は、設問文に「学校の先生」と明記	現状値より上昇
	こどもの思いや意見を尊重しようとしている保護者の割合	「あなたは普段からお子さんの思いや意見をきいたり、あなたの思いと異なる場合はお子さんと話し合うなど、お子さんの意見を尊重しようとしていますか」という設問に、「そう思う」と回答した割合	保護者 39.6%	現状値より上昇

※現状値の調査は、以下の対象・方法により実施した。

- ・【9～14歳】市内の公立学校に通う小学校4年生～中学校3年生の児童・生徒を対象とし、タブレット端末を使い、各学校でWEB調査の形式で実施。(有効回答数:3,982件)
- ・【15～29歳】令和6年4月1日時点で15～29歳の市民を対象とし、3,000人を無作為抽出し、ハガキを送付の上、WEB調査の形式で実施。なお、「子育て中でない人」を集計対象とした。(有効回答数:513件)
- ・【保護者】市内保育所・幼稚園・こども園・公立小中学校に通うこどもの保護者を対象とし、連絡システム等を通して周知の上、WEB調査の形式で実施。(有効回答数:1,757件)

3. 基本目標

基本理念の実現のための取組の方向性を示すものとして、本計画では、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 こどもの権利が尊重されるまち

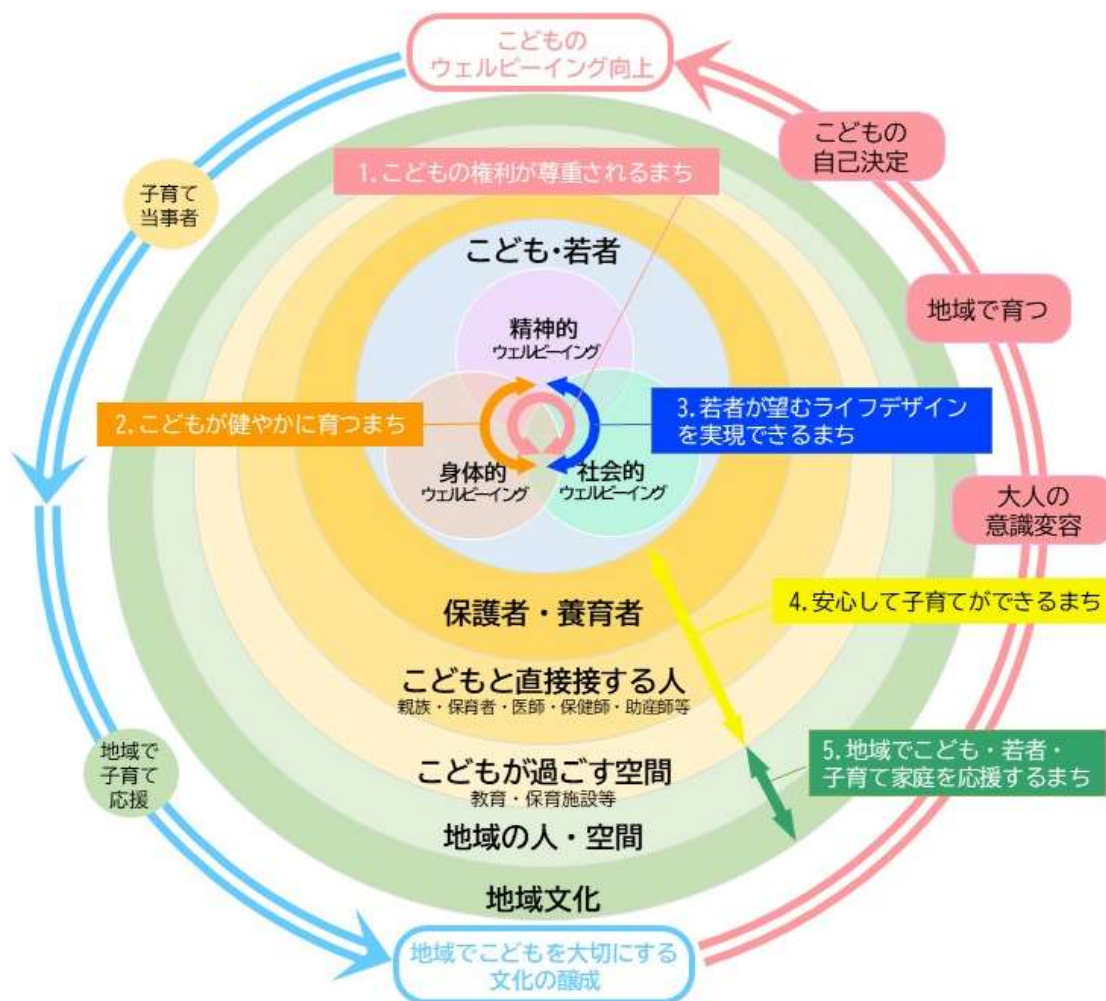
基本目標2 こどもが健やかに育つまち

基本目標3 若者が望むライフデザイン※を実現できるまち

基本目標4 安心して子育てができるまち

基本目標5 地域でこども・若者・子育て家庭を応援するまち

<基本目標と基本理念との関連性(イメージ)>



※ ライフデザイン: 自分の生き方や価値観にフォーカスし、「どんな人生を送りたいか」を考え、今後の人生の指針を立てていくこと。

第4章 施策の展開



1. 施策体系

こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち

基本目標 1

こどもの権利が尊重されるまち

施策1	こどもの権利の理解促進 【重点施策】
施策2	こどもの意見表明、意見反映の機会創出 【重点施策】
施策3	こどもの権利保障 【重点施策】

基本目標 2

こどもが健やかに育つまち

施策4	遊び・体験活動の充実
施策5	こどもの居場所づくり 【重点施策】
施策6	こどもの心のケア
施策7	こどもの発達支援

基本目標 3

若者が望むライフデザインを実現できるまち

施策8	社会参加の促進や多様な働き方の推進
施策9	ライフデザインに対する支援の充実 【重点施策】

基本目標 4

安心して子育てができるまち

施策10	妊娠前からの切れ目のない支援 【重点施策】
施策11	多様な保育サービスの提供
施策12	子育て家庭への支援と相談・情報提供等の充実
施策13	配慮が必要な家庭への支援

基本目標 5

地域でこども・若者・子育て家庭を応援するまち

施策14	地域の力の活用
施策15	安全・安心な環境の整備
施策16	ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の啓発
施策17	地域でこどもを大切にする文化の醸成 【重点施策】

2. 基本目標ごとの取組

基本目標1 こどもの権利が尊重されるまち

子どもの権利条約においては、こどもも一人の人間として人権(権利)を持っており、成長の過程にあって保護・配慮される必要があるこどもならではの権利を定めています。生駒市においても、こどもの権利が尊重されるまちの実現に向け、こどもから大人まで社会全体で取り組みます。

こども一人ひとりの個性や多様性が尊重され、すべてのこどもが、自分らしく幸せに過ごすことができるよう、こどもの意見を大切にするとともに、こども自らが社会参画できる機会を確保しながら、こどもにとって最もよいことは何かを第一に考え、「こどもとともに」という姿勢で、こどもの自己選択、自己決定、自己実現を後押しします。こどものウェルビーイングを高める上で自己選択、自己決定、自己実現は大きな要素となることを大人と共有し、それらを尊重できるよう、学びや対話の機会を通じて啓発します。

施策1 こどもの権利の理解促進【重点施策】

こども自身が自らの持つ権利について知るとともに、保護者をはじめ、こどもと直接接する人や地域の大人も、こどもの権利について正しく理解できるよう、こどもの権利に関する周知啓発を広く進めることが重要です。

特に、自己選択、自己決定、自己実現のためには、こどもが自身のことについて自由に意見を表明する権利の尊重が大切です。周りの大人が自分の考え方や価値観をこどもに押し付けるのではなく、 こどもの意見に耳を傾け尊重できるよう、大人同士が立場を越えて学び、対話する機会をつくることで、大人自身の意識変容を促し、地域全体での理解促進を図ります。

《主な取組》

取組	主な事業
こどもの権利について学び、考える機会の創出	●学校教育内での授業(こども対象) ●こどもの権利について学び、対話する事業(大人対象) ●こどもの権利に関する条例制定の検討

施策2 こどもの意見表明、意見反映の機会創出【重点施策】

こどもが自らに関わることについて意見を形成し、こどもの成長段階に応じた意見表明や社会参画ができるよう機会を確保します。また、様々な状況にあって意見を聴かれにくいこどもについても、ひとしく意見表明や社会参画ができるよう工夫します。

これらの実施にあたっては、意見形成に必要な情報を分かりやすく提供するとともに、大人がこどもと対話を重ねることで、こどもが安心して意見を表明できるよう、環境づくりに努めます。 

さらに、こどもの意見に対して、大人はその意見の内容や意図を尊重し、どのように取組に反映されたのかについて、こどもに分かりやすくフィードバックします。 

《主な取組》

取組	主な事業
こどもの意見表明機会の創出	●こども議会(仮称)の開催 ●地域の団体等と連携したヒアリング ●奈良県と連携したこども・若者が意見を表明する機会の確保の推進
市政全般についてこどもの意見を反映させることができる仕組みの構築・運営	●こども委員会(仮称)の設置・開催

施策3 こどもの権利保障【重点施策】

児童虐待やいじめを受けているこどもや、ヤングケアラー・不登校の状態にあって困っているこどもなど、様々な状況のこどもが存在します。すべてのこどもが権利を保障され、安心して自分らしく過ごせることが重要です。

いじめ防止やヤングケアラーのこどもへの支援にあたっては、早期にこども自身が SOS を出しやすい環境づくりを進めるとともに、学校等での早期把握に取り組みます。また、学校等での活動を通して、こども自身が、一人ひとりの多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成を図ります。

児童・生徒の不登校については、こども本人や保護者への相談支援の一層の充実を図るとともに、不登校のこどもが安心して過ごせるよう、フリースクールや不登校支援に取り組む団体等との連携を強化します。

こどもや家庭の状況、こどもの気持ちや希望に寄り添い、こども一人ひとりに合ったきめ細かな対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした専門職との連携、オンラインを含めた相談環境の整備等の支援体制の充実を図ります。

児童虐待の防止にあたっては、妊娠時からの伴走支援や、子育て家庭の孤立化を防ぐ取組、養育力を高める取組を進めるとともに、関係機関との連携、協働により発生予防、早期発見、並びに適切な支援に努めます。

《主な取組》

取組	主な事業
個々のこどもに応じたきめ細かいじめ・不登校等への対応	●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの周知・拡充 ●校内サポートルームの運営 ●のびのびほっとルーム・いきいきほっとルームの運営
ヤングケアラー支援体制の強化	●ヤングケアラーに関する調査 ●ヤングケアラー・コーディネーターの配置 ●子育て世帯訪問支援事業
児童虐待防止対策の体制強化	●オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの取組 ●こどもと家庭の相談、児童虐待相談(こども家庭センター) ●相談員のスキルアップに向けた取組

基本目標2 こどもが健やかに育つまち

こどもが健やかに育ち、一人ひとりが持つ力を発揮できるよう、多様な経験や交流を通し、生きる力や自己肯定感を育むとともに、こどもが安心してのびやかに日々を過ごし、こどもの力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、いつでも相談できる環境や、こどもの発達に応じた支援の充実を図ります。

施策4 遊び・体験活動の充実

日々の生活の中でこどもの社会性や創造性を育めるよう、家庭環境によらず、安全安心な環境の中で、年齢や住んでいる地域を越えて新しい関わりが生まれ、多様な体験ができるような場の充実に取り組むとともに、こどもの自己選択・自己決定が尊重され、こどもが自由に好きな遊びができる場の充実に取り組みます。 

また、こどもが地域で育つことを大切な価値として共有し、地域との連携等により、こどもの好奇心を引き出し、学びへの意欲を高めることができる、多様な体験の場の提供を進めます。

《主な取組》

取組	主な事業
多様なこどもが一緒に遊ぶことができる施設の充実	●小平尾南児童館 ●みっきランド利用者のきょうだいが遊べる場の検討 ●公共施設の活用検討 ●公園の施設や使い方等あり方の検討
こどもが自由に遊ぶことができる場の充実	●公園の施設や使い方等あり方の検討(再掲) ●公共施設の活用検討(再掲) ●遊び場の安全対策の推進
体験を通して学ぶ場の充実	●いこまっこチャレンジ教室 ●親子ふれあい農業体験 ●森林整備体験(森林環境譲与税の活用) ●地域学校協働活動 ●放課後子ども教室 ●新たな地域クラブ活動推進事業

施策5 こどもの居場所づくり【重点施策】

共働き世帯の増加や核家族化等が進む中で、家庭や学校以外に、こどもが安心して過ごせる居場所の充実が必要です。こどもの自己決定が尊重され、こどもが心地よく過ごせる場を身近に設けることができるよう、公共施設の活用や地域との連携等により、居場所づくりを推進します。

居場所づくりにあたっては、こどもが自分らしく自由に過ごすとともに、地域の大人が自然と関わりを持つ中で緩やかなつながりを持ち、こどもが安心して相談できるなど、こどもにとって居心地のよい居場所の創出や地域の居場所の周知に努めます。 

また、「何もしなくてもよい」「一人でいたいときは一人でいられる」など、こどもがどう過ごしたいかを自ら選ぶことができるよう、こどもの視点に立った多様な居場所の創出に努めます。 

《主な取組》

取組	主な事業
地域住民によるこどもの居場所づくりへの支援	●複合型コミュニティ(まちのえき)づくりの推進 ●<u>こどもの居場所づくり事業</u>  ●こどもと大人との交流機会創出事業 ●放課後子ども教室等の空き教室の活用 ●地域の居場所の周知
こどもの居場所の確保	●公共施設の活用検討(再掲) ●民間学童保育施設の誘致 ●いばしょ支援ステーション GIFT

施策6 こどもの心のケア

こどもが日々の生活を楽しみ、未来に希望を持ちながら過ごすことができるよう、悩みや不安を抱えた際、相談したいと思ったときに、いつでも相談できることが重要です。また、大人が相談を受けるときは、確実に秘密を守る、気持ちや考えを受け止めるなど、こどもの心理的安全性を確保することが重要です。 そもそも困りごとを『困りごと』として言語化できていないこどもが少なくありません。

そのために、オンラインなどの相談しやすい環境や、こどもが信頼関係を築き相談できる大人がいる居場所を充実するとともに、 支援機関や専門職等との連携による相談支援体制の強化を図ります。

また、学校の授業等を通して SOS を出すことの大切さや心の健康についてこども自身に伝えるとともに、相談窓口に関する情報発信など早期の相談につながるよう、こどもへのアプローチの取組も一層進めていきます。

《主な取組》

取組	主な事業
オンラインを活用した相談支援体制の整備	●24 時間 365 日誰でも使える無料・匿名のチャット相談 ●メタバース※を活用した相談窓口(いこまる相談会) ●親子のための相談 LINE の周知
地域のこどもの施設・居場所等との連携体制の整備	●こどもの居場所づくり事業(再掲)
相談窓口による相談支援体制の整備	●こどもと家庭の相談、児童虐待相談(こども家庭センター)(再掲) ●生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま) ●教育相談室 ●公共施設の活用検討(再掲) ●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの周知・拡充(再掲) ●いこまる相談窓口・いこまる相談会※(メタバース)
相談窓口のさらなる周知・啓発	●タブレット端末への相談先一覧掲載 ●<u>相談先を掲載したこども計画(こども向け概要版)の全校配布</u>

※ メタバース:ユーザー間で「コミュニケーション」が可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間。

※ いこまる相談窓口・いこまる相談会:どこに相談したらいいかわからない困りごと・悩みごとを分野や世代を問わず、丸ごと受け止め、適切な支援機関につなげる取組です。

施策7 こどもの発達支援

支援が必要なこどもが地域の中で安心して成長していけるよう、早い時期から切れ目のない支援を行うことが重要です。

そのために、早期に支援や療育につなげることができるよう、乳幼児健診のほか、子育て相談等の支援体制の充実を図ります。

また、障がいや発達に課題のあるこどもも自らが持つ力を最大限に発揮できるよう、特性や成長に合わせた保育や教育を受けられる環境を整備します。

《主な取組》

取組	主な事業
乳幼児の育児相談や集団健診での相談体制の充実	●3か月児・7か月児・12か月児・3歳6か月児健康診査 ●3歳児歯科健康診査・子育て相談 ●1歳6か月児健康診査(集団健診) ●1か月児健康診査及び5歳児健康診査の体制整備 ●とことこ相談(公立幼稚園・保育所へのことばの教室指導員の巡回) ●臨床心理士*等による保育所への巡回相談
切れ目のない支援体制の整備	●障害者手帳の交付 ●障害福祉サービス ●たけまるノートの活用
支援が必要なこどもに対する保育・教育の推進	●加配保育士・幼稚園教諭*の配置 ●自校式通級指導教室の拡充 ●ことばの教室 ●特別支援学級 ●医療的ケアが必要な児童・生徒*に対する校外学習等における支援

※ 臨床心理士:臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする専門家です。

※ 加配保育士・幼稚園教諭:児童の状況(障害者手帳の等級、身体や発達の状況等)に応じて、配置基準に加えて配置される保育士・幼稚園教諭のことです。

※ 医療的ケアが必要な児童・生徒:医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどものことです。

基本目標3 若者が望むライフデザインを実現できるまち

すべての若者が、自らが思い描く人生(ライフデザイン)を歩めるよう、ライフステージに応じた支援や多様な活動を通して、社会的自立、経済的自立を促進するとともに、特定の年齢で支援が途切れることのないよう、継続的な支援に取り組みます。

施策8 社会参加の促進や多様な働き方の推進

若者が、社会に希望を持ち、自らが望む自分らしい人生を歩むことができるよう、能動的に社会参加できる機会を充実させることで、若者の自己有用感を高めるとともに、様々な人との関わりを通して多様な価値観に触れる機会の充実を図ります。

また、悩みや不安を抱えた若者も、安心して自分らしく過ごせるよう、若者やその家族に対する相談支援体制を充実させ、一人ひとりに応じた支援を切れ目なく行います。

加えて、若者の社会参加や就労に関する意識を明らかにすることで、若者のニーズに合った取組や支援に努めます。

《主な取組》

取組	主な事業
若者をエンパワメント※してまちを変えるための仕組み構築	●若者と大人との協創的プロジェクトの実施 ●公共施設の活用検討(再掲)
多様な働き方を考える機会の創出	●多様な働き方を考える講座の実施 ●多様な働き方推進事業 ●奈良県女性が輝くワークチャレンジ事業(有給インターン)の周知
相談支援体制の充実	●生駒市孤独・孤立支援ポータルサイト「ここぼ」 ●生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)(再掲) ●いこまる相談窓口・いこまる相談会(メタバース)(再掲)
若者の社会参加・就労に関する意識・現状の把握	●若者の社会参加・就労に関する意識・現状調査の実施

※ エンパワメント:社会の一員として自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことを指します。

施策9 ライフデザインに対する支援の充実【重点施策】

結婚や出産といったライフイベントに関して、自らが望む選択ができることが重要です。

早い段階から、固定的な性別役割分担意識※や特定の価値観にとらわれることなく、多様なライフデザインのあり方を知る機会や、こどもと触れ合う機会等を通して、自らのライフデザインを考えるきっかけを提供するとともに、様々な人との交流の場を創出します。

《主な取組》

取組	主な事業
ライフデザインの普及啓発	●ライフデザインセミナーの開催 ●こどもと接する機会創出事業
出会いの場の創出	●マッチングアプリ※セミナーの開催 ●地域の若者同士の交流機会創出事業 ●奈良県及び近隣の地方公共団体と連携した出会いの場の検討

※ 固定的な性別役割分担意識:男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

※ マッチングアプリ:恋愛や結婚等を目的とした会員同士をマッチングするサービスのことです。

基本目標4 安心して子育てができるまち

すべての子育て当事者が、子育てに孤独感を抱かず、経済的な不安や仕事との両立に悩むことなく、また、子育てに過度な負担を感じることなく、健康で、心にゆとりを持ち、安心してこどもに向き合えるよう支援します。

施策 10 妊娠前からの切れ目のない支援【重点施策】

これまでも妊娠期から出産・育児に関する支援を行っていますが、妊娠前から若い世代の男女ともに性と生殖に関する健康と権利や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促す「プレコンセプションケア※」が重要となっています。そのため、年齢に応じた正しい知識を身につける機会を提供します。

また、安心して産み育てられるよう、妊娠期からの相談体制や経済的支援の充実、育児に関する相談や講座の充実など、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

《主な取組》

取組	主な事業
性や妊娠に関する正しい知識を身につける機会・こどもに接する機会の創出	●奈良県と連携した性と生殖に関する健康と権利(SRHR)等を知る機会の充実 ●プレコンセプションケアの推進 ●こどもと接する機会創出事業(再掲)
妊娠・出産に関する相談窓口のさらなる周知・啓発	●奈良県性と健康の相談センターの周知 ●奈良県妊娠等の悩み相談窓口の周知
妊娠に関する経済的負担の軽減	●不育症治療費の助成 ●一般不妊治療費助成 ●妊婦健康診査費用助成
出産に関する経済的負担の軽減	●産婦健康診査費用助成 ●新生児聴覚検査への助成 ●乳幼児健康診査に係る経費の助成 ●出産育児一時金の支給 ●妊婦のための支援給付(出産・子育て応援給付金事業) ●産前産後の国民健康保険税の軽減措置 ●産前産後の国民年金保険料の免除
産前産後支援の充実	●妊産婦オンライン相談 ●産後ケア事業

※ プレコンセプションケア:女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組のことです。

取組	主な事業
	●マタニティコンシェルジュによる伴走支援 ●パパママ教室 ●パパ講座 ●妊産婦・新生児訪問指導 ●乳児家庭全戸訪問 ●産前産後家事支援サービス・子育て世帯訪問支援事業
育児に関する相談会・講座の開催	●ママとベビーのおっぱい相談会 ●はじめての離乳食講習会 ●個別栄養相談 ●10 か月児すくすく子育て相談 ●2 歳 6 か月児歯の相談・子育て相談 ●3 歳児歯科健康診査・子育て相談 ●おやこ教室 ●たっちの子育て講座

施策 11 多様な保育サービスの提供

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。市内の幼稚園、保育所、認定こども園等において、安全・安心な環境づくりを継続するとともに、引き続き幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、子育て世帯の多様化するニーズにきめ細かに対応できるよう、多様な保育サービスを提供し、こども一人ひとりの健やかな成長を支えます。

加えて、共働き世帯等が増える中、小学生の安全・安心の確保や健全な育成と遊び及び生活の支援のため、民間を含め、市内の放課後児童クラブ(学童保育)の充実を図ります。

《主な取組》

取組	主な事業
就学前の保育機能の強化	●生駒駅、東生駒駅周辺での保育所の分園等の新設 ●幼稚園のこども園化 ●延長保育(幼稚園の預かり保育を含む) ●一時預かり事業 ●休日保育 ●病児等保育(小学生含む) ●保育の質向上に関する取組
保育人材の確保	●潜在保育士の確保、保育補助者の活用 ●私立園の保育士等の処遇改善
放課後児童クラブ(学童保育)の充実	●民間学童保育施設の誘致(再掲)

施策 12 子育て家庭への支援と相談・情報提供等の充実

子育てへの経済的な負担を感じる世帯が多い中、子育てに対する安心感を高めるため、第2子保育料無償化や医療費助成など、経済的負担の軽減を図るほか、レスパイト・ケア※も含め子育て以外の時間の確保につながるよう、ファミリー・サポート・センター事業をはじめ、一時預かり等の事業も引き続き取り組みます。

また、子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報をまとめるなど、分かりやすく見やすい情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用した広報など、子育て家庭が情報収集しやすい環境づくりを進めます。

加えて、こどもとの接し方やこどもの発達に不安を抱える家庭が多い中、こどもとの向き合い方など子育てについて学んだり、他の家庭と悩みを共有し交流したりする機会を提供し、親の養育力を高めるとともに、不安感の解消につながるよう取り組みます。

その他、家庭の状況に応じて相談しやすい時間や方法等の工夫など、子育て家庭に寄り添った支援を行います。

《主な取組》

取組	主な事業
子育てに関する経済的負担の軽減	●第2子保育料無償化 ●子ども医療費助成 ●心身障害者医療費助成
子育て以外の時間の確保	●一時預かり事業(再掲) ●子育て短期支援事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●たっちの短時間預かり※ ●乳児等通園支援事業
分かりやすい情報発信	●子育て支援まとめサイトの開設・運用 ●多様な手段による情報発信
親の養育力の向上支援	●親子関係形成支援事業 ●休日開催の子育てひろば・講座の検討 ●ティーンの保護者向けトリプル P の実施
相談支援体制の充実	●こどもと家庭の相談、児童虐待相談(こども家庭センター)(再掲) ●24 時間 365 日誰でも使える無料・匿名のチャット相談(再掲) ●いこまる相談窓口・いこまる相談会(メタバース)(再掲) ●生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)(再掲) ●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの周知・拡充(再掲)

※ レスパイト・ケア:一時的な休息のための援助のことです。

※ たっちの短時間預かり:ファミリー・サポート・センター事業の一環として実施している子育て支援総合センター等の一室を利用した預かり事業のことです。

施策 13 配慮が必要な家庭への支援

ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭など、それぞれの家庭の課題やニーズに応じて、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援等の適切な支援を行い、こどもの最善の利益の確保に努めます。

《主な取組》

取組	主な事業
経済的支援の充実	●小中学校の就学援助 ●ひとり親家庭等医療費助成 ●公正証書等作成支援事業補助金の交付 ●生活困窮子育て世帯への食料品等の配布
家事・育児支援の充実 (こどもと過ごす時間の確保)	●養育支援訪問事業 ●産前産後家事支援サービス・子育て世帯訪問支援事業(再掲) ●奈良県ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知
こどもの学習機会の確保	●子どもの学習支援事業
親子の孤立化防止	●こどもの居場所づくり事業(再掲)
相談支援体制の充実	●奈良県ひとり親コンシェルジュのさらなる周知 ●女性の悩みの相談窓口 ●こどもと家庭の相談、児童虐待相談(こども家庭センター)(再掲) ●生駒市孤独・孤立支援ポータルサイト「ここぼ」(再掲) ●いこまる相談窓口・いこまる相談会(メタバース)(再掲) ●生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)(再掲)

基本目標5 地域でこども・若者・子育て家庭を応援するまち

こどもが地域に愛着を感じ、ウェルビーイングを実感しながら安心して自分らしく成長し、大人みんなで地域のこどものウェルビーイングを大切にする文化が醸成されるよう、子育てを社会に開き、家庭の中だけで完結させなくてよいまち、地域でこどもが育つまちづくりを、行政だけでなく、家庭、地域住民、教育・福祉関係機関、企業等が協力・連携し、地域全体で進めます。

施策 14 地域の力の活用

貧困や虐待、不登校などに悩むこどもの生きづらさの背景には、家庭や学校での孤立があります。こどもの孤立を防ぎ、こどもが自分らしく成長するためにも、こどもの願いや声を大切にしながら、こども一人ひとりの強みに注目し、様々な機会や文化に接続していける地域の大人が必要です。地域のこどもとの挨拶から気軽に話せる関係性をつくり、 おしゃべりや遊び、活動を通じてこどもと信頼関係を築いていく大人を増やしていきます。

生駒市には地域で活躍する様々なこどもに関わる人・団体が存在しています。地域でこどもが育つまちづくりを進めていくため、こどもに関わる大人の意識変容を促すとともに、これらの人々・団体等への支援を引き続き行います。

また、地域でこどもや子育て家庭を応援する人が増えていくよう、子育て支援ボランティアの養成やボランティア機会の提供等に取り組んでいきます。

さらに、ボランティア活動が活発化するよう、支援者・団体同士の交流の機会づくりを支援し、ネットワーク化を促します。

《主な取組》

取組	主な事業
地域住民によるこどもの居場所づくりへの支援	●こどもの居場所づくり事業(再掲)
地域でこども・子育てを支える体制の強化	●ファミリー・サポートの利用促進のための取組 ●こどもと接する機会創出事業(※中高生のボランティア機会として)(再掲) ●子育て応援サポーターの養成 ●子育て支援ボランティアの養成 ●複合型コミュニティ(まちなえき)づくりの推進(再掲) ●こども関係団体の連携強化

施策 15 安全・安心な環境の整備

こども・若者の日々の安全・安心を守るため、地域と連携を図りながら、登下校時の見守りや通学路安全の点検、災害時の防災対策を進めます。

また、生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命(いのち)の安全教育の充実を図ります。加えて、こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすい SNS 等の活用など、支援体制の充実を進めます。

その他、社会の情報化が進展する中、こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、学校と連携を図りながら情報リテラシーの習得支援等を進めるほか、こどもが SOS を発信しやすい体制整備につなげるため、地域の居場所の拡充や支援を行い、行政機関も含めた連携体制整備に努めます。

《主な取組》

取組	主な事業
登下校防犯の推進	●登下校時の見守り活動 ●こども 110 番の家
こどもの交通安全の確保	●通学路安全点検 ●交通安全教室
こども・子育て家庭の防災対策	●防災講座 ●乳幼児用品(紙おむつや液体ミルク等)の備蓄 ●小中学生のいる家庭への防災啓発
教育・保育現場における犯罪の防止	●教育職員等による児童・生徒性暴力等相談・通報窓口の設置 ●日本版 DBS※の推進
情報モラル教育の推進	●情報モラル授業の実施
地域のこどもの施設・居場所等との連携体制の整備	●こどもの居場所づくり事業(再掲)

※ 日本版 DBS:イギリスにおける「Disclosure and Barring Service(犯罪証明管理および発行システム)」の略称であり、こどもの安全確保を目的として、こどもに接する仕事に就く人に対して、犯罪歴を照会することが義務付けられる制度のことをいいます。

施策 16 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の啓発

共働き世帯が増加し、仕事と子育ての両立を支援できるよう、男性の家事や子育てへの参画の促進や固定的な性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方の見直しの支援など、子育て家庭が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援を提供します。

《主な取組》

取組	主な事業
ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発	●企業向けセミナー ●イクボス宣言の普及・啓発 ●多様な働き方推進事業(再掲)
家事・育児の分担に関する啓発、意識改革	●父親の育児参加等の講座 ●パパひろば ●夫婦で考えよう パパの子育て力向上ゼミ ●パパママ教室(再掲) ●パパ講座(再掲) ●父親向けリーフレットの配布
ジェンダーギャップ※の解消	●ジェンダーギャップ解消に向けた啓発 ●ライフデザインセミナーの開催(再掲)

施策 17 地域でこどもを大切にす文化の醸成【重点施策】

身近な大人だけでなく地域の一人ひとりが、こどもたちの願いや声を大切にしながら、こどもの自己決定を尊重し、成長していくこどもを見守ることで、こどもの周りに優しい関係が生まれ、こどもが地域に対する安心感や「自分が大切にされている」という実感を持ち、地域に愛着を感じることもつながります。

そのためにも、地域の大人がこどもの権利について正しく認識するとともに、自身の行動や意識を振り返ったり、大人同士で学び、悩み、育ち合い、こどもとのおしゃべりや遊び、地域での活動を通じて、こどもとの信頼関係を築きながら、大人みんなで地域のこどもたちのウェルビーイングを大切にする文化を醸成していきます。

《主な取組》

取組	主な事業
若い世代がこどもに接する機会の創出	●こどもと接する機会創出事業(再掲)
こどもを大切にす地域づくり	●こどもの権利について学び、対話する事業(大人対象)(再掲) ●子育て応援サポーターの養成(再掲) ●こどもの居場所づくり事業(再掲)

※ ジェンダーギャップ:男女の違いにより生じる様々な格差のことです。



第5章

第3期生駒市子ども・ 子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示した計画です。

第3期の計画は、こども計画と同様、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間としています。

1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返り

「第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画」では、令和2年度から令和6年度の5年間で生駒市の子ども・子育て支援に向け、様々な取組を進めてきました。

なお、以下の事業分類は、子ども・子育て支援事業計画における分類であり、「第4章 施策の展開」の施策体系とは別の分類です。

(1) 教育・保育の提供

小規模保育所の新設や既存保育所・こども園の増築等により、令和5年4月に待機児童を解消することができましたが、令和6年度には再び待機児童が発生しています。一方で、幼児教育希望者は見込みよりもさらに減少しています。

子育て家庭への補助として、保護者の世帯所得等の状況等を勘案して教材・行事費等の補助、施設等利用給付認定保護者に対して副食材料費の補助を実施しています。

延長保育は希望者全員が利用できています。一時預かりは、令和5年9月より市内の公立幼稚園・こども園の預かり保育を17時までに延長したことで利用者が増えています。

病児保育事業は、予約オンライン化の開始もあり、利用者数が増加していますが、医療機関における保育スペースの整備や保育士、看護師確保が課題となっています。

放課後児童クラブ(学童保育)については、待機者がいない状況を維持できています。

保育ニーズや放課後児童クラブ(学童保育)のニーズは高まっている一方で、育児休業の取得者の増加や、短時間勤務制度の普及等に伴い、保育ニーズの多様化が進んでいることから、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、保育士の処遇改善等を含め、保育士確保や体制の充実が求められます。

<事業>

■ 教育・保育の提供体制	■ 一時預かり事業
■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	■ 病児保育事業
■ 延長保育事業	■ 放課後児童健全育成事業(学童保育)

(2) 母子保健

令和5年度より、妊婦健康診査助成額の増額に加え、産婦健診・新生児聴覚検査及び1か月児健康診査に係る費用助成並びに多胎妊婦への追加助成を開始しました。また、平成28年度よりマタニティコンシェルジュによる妊娠・出産に関する切れ目のない相談支援に取り組んでいます。

乳児家庭全戸訪問事業は、出生数の減少やコロナ禍による外部接触を控えた家庭も増えたこともあり、訪問家庭数は減少しましたが、出産後の不安を抱えやすい時期に専門職が訪問し、育児に関する相談や情報提供を行うことで、母親の心身の健康状態の安定を図っています。

令和6年度に、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して相談支援機能のさらなる充実・強化を図るため、母子保健機能と児童福祉機能を統合した「こども家庭センター」を機能設置し、切れ目のない支援を行っています。

妊娠・出産に伴う費用負担の軽減や専門職による相談や情報提供により、妊娠・出産、育児の不安解消に努めており、安全・安心な出産、子育てに向け一層の取組の充実が求められます。

<事業>

■ 妊婦健康診査

■ 乳児家庭全戸訪問事業

(3) その他の子ども・子育て支援

保育コンシェルジュを配置し、入所希望家庭へのきめ細かな案内等を行い、入所希望先の均衡を図っています。また、市内の保育所・幼稚園・認定こども園の紹介や子育て支援の情報を記載した「生駒市保育コンシェルジュブック」を作成しています。

地域子育て支援拠点事業は、コロナ禍より定員制を導入し、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、衛生面・安全面から定員制を継続しています。

ファミリー・サポート・センター事業は、新型コロナウイルス感染症の5類移行や令和5年11月からたちの短時間預かりを開始したことで、活動数が増加していますが、援助会員数の不足が課題となっています。

養育支援訪問事業では、支援が必要な家庭への訪問を重点的に行うなど、保護者が安心して子育てできるよう支援や助言を実施しています。

子育て短期支援事業では、コロナ禍での利用数減はありましたが、保護者が一時的にこどもの世話が難しくなったときなどに、児童養護施設等において預かり、こどもとその家庭の福祉の向上を図っています。

また、新規参入の保育施設等の事業者に対し、指導主事、管理栄養士、保育コンシェルジュによる巡回支援を行い、保育の質の向上にかかる支援等を行っています。

<事業>

■ 利用者支援事業

■ 地域子育て支援拠点事業

■ ファミリー・サポート・センター事業

■ 子育て短期支援事業

■ 養育支援訪問事業

■ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 教育・保育提供区域の設定

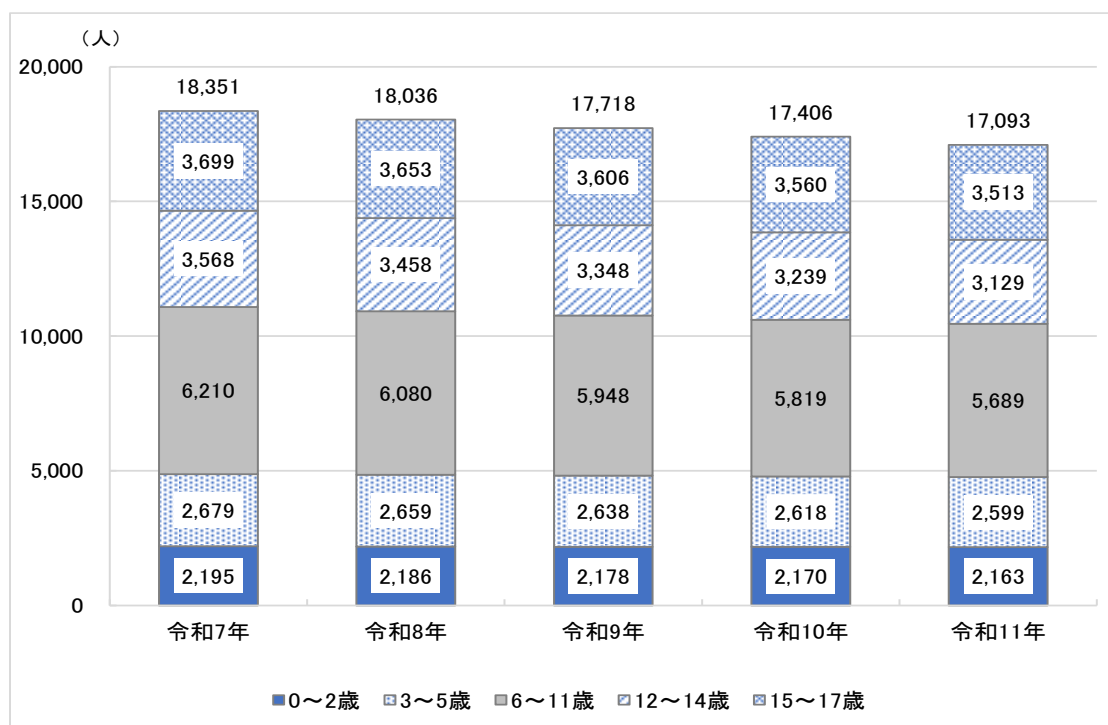
「教育・保育提供区域」については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、定めることとなっています。

本計画では、第2期の計画を踏襲して、提供区域は全市1つとします。

3. 量の見込みの算出について

これまでの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用実績値の推移の傾向や18歳未満人口の今後の見込み、令和5年度に実施した生駒市子育て支援に関するアンケート調査結果を踏まえて、量の見込みを算出しました。

図表 75 18歳未満人口の今後の見込み



資料:生駒市人口ビジョン

<認定区分>

教育・保育施設を利用するこどもに対して、家庭の状況(保護者の就労状況等)により、保育の必要性を認定します。

認定区分		保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3～5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3～5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0～2歳児

4. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育については、認定区分ごとの量の見込みと現在の提供体制を踏まえ、今後の提供体制の確保策の検討を行いました。

【実績】

	R2年度					R3年度				
在籍園児数 (※各年度 5月1日 時点)	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の 必要性あり	1,2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の 必要性あり	1,2歳 保育の 必要性あり
計画値	1,359人	1,696人		227人	967人	1,290人	1,611人		223人	1,002人
		166人	1,530人				158人	1,453人		
実績値	1,508人		1,417人	142人	832人	1,275人		1,414人	140人	856人

	R4年度					R5年度				
在籍園児数 (※各年度 5月1日 時点)	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の 必要性あり	1,2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の 必要性あり	1,2歳 保育の 必要性あり
計画値	1,228人	1,533人		218人	995人	1,189人	1,484人		213人	975人
		150人	1,383人				145人	1,339人		
実績値	1,167人		1,488人	125人	832人	1,024人		1,464人	122人	793人

	R6年度				
在籍園児数 (※各年度 5月1日 時点)	1号	2号		3号	
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の 必要性あり	1,2歳 保育の 必要性あり
計画値	1,210人	1,511人		207人	952人
		148人	1,363人		
実績値	1,002人		1,431人	119人	805人

※実績値には、①市内在住で市内の園に在園している乳幼児のほか、②市内在住で市外の園に在園している乳幼児、③市外在住で市内の園に在園している乳幼児が含まれています。

【見込み量と確保量】

		R7年度					R8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
必要利用定員数		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		保育の必要性あり					保育の必要性あり				
①見込み量 (必要利用定員数)		907人	1,530人	144人	410人	493人	831人	1,575人	143人	423人	510人
②確保量	特定教育・ 保育施設	1,741人	1,510人	206人	357人	410人	1,711人	1,526人	206人	369人	416人
	確認を受けない 幼稚園	330人					330人				
	地域型保育 事業			65人	85人	86人			65人	85人	86人
不足		—	▲20人	—	—	—	—	▲49人	—	—	▲8人

		R9 年度					R10 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
必要利用定員数		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		保育の必要性あり					保育の必要性あり				
①見込み量 (必要利用定員数)		756人	1,619人	143人	437人	527人	684人	1,663人	142人	450人	543人
②確保量	特定教育・ 保育施設	1,581人	1,591人	212人	380人	429人	1,581人	1,591人	212人	380人	429人
	確認を受けない 幼稚園	330人					330人				
	地域型保育 事業			65人	85人	86人			65人	85人	86人
不足		—	▲28人	—	—	▲12人	—	▲72人	—	—	▲28人

		R11 年度				
		1号	2号	3号		
必要利用定員数		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		保育の必要性あり				
①見込み量 (必要利用定員数)		612人	1,706人	142人	463人	561人
②確保量	特定教育・ 保育施設	1,581人	1,706人	212人	408人	475人
	確認を受けない 幼稚園	330人				
	地域型保育 事業			65人	85人	86人
不足		—	0人	—	—	0人

※確認を受けない幼稚園・・・子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園

【確保策】

- ・1号については、見込み量どおりに供給できる見込みです。
- ・2号、3号については、必要に応じて施設整備を進めるとともに、保育士確保のための対策を講じること等を通して、供給体制の確保に努めます。

5. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業については、各事業における量の見込みを踏まえ、提供体制の確保策の検討を行いました。

(1) 教育・保育の提供

事業1	実費徴収に係る補足給付を行う事業		区域	全市		
事業の 目的・内容	保護者の世帯所得等の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を補助します。					
実績						
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実績値	副食 材料費	26 人	27 人	24 人	34 人
			394,778 円	562,386 円	545,972 円	831,629 円
		教材・ 行事費等	7 人	7 人	1 人	3 人
			114,850 円	86,354 円	21,955 円	20,800 円
	実費徴収額の一部を補助することにより、円滑な特定教育・保育施設等の利用を図り、対象世帯のこどもの健やかな成長を支援しています。					

※量の見込み・確保策を作成する事業の対象外

事業2	延長保育事業	区域	全市			
事業の目的・内容	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日以外の日、又は通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園(保育所枠利用児童)において保育を実施します。					
実績						
	利用延べ人数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込み)
	計画値	1,690 人	1,657 人	1,605 人	1,562 人	1,558 人
	実績値	996 人	1,220 人	1,228 人	1,339 人	1,340 人
	市内の全保育所で実施することにより、市外就業率が高く、通勤時間が長い保護者への対応、また保護者のフルタイム勤務への支援にもつながっています。 利用人数については、新型コロナウイルス感染症の影響や、就労形態の変化等により、計画値を下回ったと考えられます。					
見込み量と確保量						
	利用延べ人数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	1,466 人	1,508 人	1,551 人	1,592 人	1,634 人
	確保量	1,466 人	1,508 人	1,551 人	1,592 人	1,634 人
	不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
※今後の保育所利用者数の推計値と過去の利用実績をもとに見込み量を算出						
確保策についての考え方	延長保育については、市内の全保育所・認定こども園で実施しており、通常の保育時間を超えて保育を必要とされる人への対応が可能です。					

事業3	一時預かり事業		区域	全市																																																
事業の 目的・内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園、保育所、認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行います。 幼稚園では教育時間の終了後、認定こども園(幼稚園型)では教育時間の開始前や幼稚園休園日にも、こどもをお預かりします。 家庭において保育を受けているこどもを保育所等で一時的にお預かりします。																																																			
実績	<table><tr><th colspan="2">利用延べ人数</th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度 (見込み)</th></tr><tr><td rowspan="2">計画値</td><td>幼稚園型</td><td>15,497 人</td><td>14,714 人</td><td>14,007 人</td><td>13,558 人</td><td>13,802 人</td></tr><tr><td>幼稚園型 を除く</td><td>15,004 人</td><td>14,980 人</td><td>14,645 人</td><td>14,284 人</td><td>14,101 人</td></tr><tr><td rowspan="2">実績値</td><td>幼稚園型</td><td>10,656 人</td><td>14,148 人</td><td>19,866 人</td><td>25,936 人</td><td>26,000 人</td></tr><tr><td>幼稚園型 を除く</td><td>3,737 人</td><td>2,988 人</td><td>3,921 人</td><td>4,164 人</td><td>4,100 人</td></tr></table> 幼稚園型については、三期休暇中の預かり保育の実施や、預かり保育終了時間を17時まで延長したことから、利用者が増加しています。 幼稚園型を除く一時預かりにおいて、計画値と実績値が乖離している点については、新型コロナウイルス感染症の影響や、就労形態の変化等が考えられます。						利用延べ人数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)	計画値	幼稚園型	15,497 人	14,714 人	14,007 人	13,558 人	13,802 人	幼稚園型 を除く	15,004 人	14,980 人	14,645 人	14,284 人	14,101 人	実績値	幼稚園型	10,656 人	14,148 人	19,866 人	25,936 人	26,000 人	幼稚園型 を除く	3,737 人	2,988 人	3,921 人	4,164 人	4,100 人													
利用延べ人数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)																																														
計画値	幼稚園型	15,497 人	14,714 人	14,007 人	13,558 人	13,802 人																																														
	幼稚園型 を除く	15,004 人	14,980 人	14,645 人	14,284 人	14,101 人																																														
実績値	幼稚園型	10,656 人	14,148 人	19,866 人	25,936 人	26,000 人																																														
	幼稚園型 を除く	3,737 人	2,988 人	3,921 人	4,164 人	4,100 人																																														
見込み量 と確保量	<table><tr><th colspan="2">利用延べ人数</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th><th>R11 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">見込み 量</td><td>幼稚園型</td><td>22,594 人</td><td>22,610 人</td><td>22,306 人</td><td>21,753 人</td><td>20,869 人</td></tr><tr><td>幼稚園型 を除く</td><td>3,489 人</td><td>3,321 人</td><td>3,154 人</td><td>2,989 人</td><td>2,828 人</td></tr><tr><td rowspan="2">確保量</td><td>幼稚園型</td><td>22,594 人</td><td>22,610 人</td><td>22,306 人</td><td>21,753 人</td><td>20,869 人</td></tr><tr><td>幼稚園型 を除く</td><td>3,489 人</td><td>3,321 人</td><td>3,154 人</td><td>2,989 人</td><td>2,828 人</td></tr><tr><td rowspan="2">不足</td><td>幼稚園型</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr><tr><td>幼稚園型 を除く</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr></table> ※幼稚園型については、今後の幼稚園利用者の推計値と、過去の利用実績をもとに見込み量を算出 ※幼稚園型を除く一時預かりについては、今後の対象児童の推計値と、過去の利用実績をもとに見込み量を算出						利用延べ人数		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11 年度	見込み 量	幼稚園型	22,594 人	22,610 人	22,306 人	21,753 人	20,869 人	幼稚園型 を除く	3,489 人	3,321 人	3,154 人	2,989 人	2,828 人	確保量	幼稚園型	22,594 人	22,610 人	22,306 人	21,753 人	20,869 人	幼稚園型 を除く	3,489 人	3,321 人	3,154 人	2,989 人	2,828 人	不足	幼稚園型	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	幼稚園型 を除く	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
利用延べ人数		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11 年度																																														
見込み 量	幼稚園型	22,594 人	22,610 人	22,306 人	21,753 人	20,869 人																																														
	幼稚園型 を除く	3,489 人	3,321 人	3,154 人	2,989 人	2,828 人																																														
確保量	幼稚園型	22,594 人	22,610 人	22,306 人	21,753 人	20,869 人																																														
	幼稚園型 を除く	3,489 人	3,321 人	3,154 人	2,989 人	2,828 人																																														
不足	幼稚園型	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																														
	幼稚園型 を除く	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																														
確保策に ついての 考え方	公立幼稚園では全園で預かり保育を実施しており、利用したい人への対応が可能です。 また、私立保育所・こども園においても10か所で実施しています。今後も保育士等の確保を行うなどして、見込み量の確保に努めます。																																																			

事業4	乳児等通園支援事業				区域	全市	
事業の 目的・内容	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～3歳未満のこどもについて、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟にこどもをお預かりします。						
見込み量 と確保量	必要利用定員数		R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	0 歳		4 人	5 人	10 人	10 人
		1歳		7 人	9 人	16 人	15 人
		2歳		6 人	7 人	14 人	13人
	確保量	0 歳		4 人	5 人	10 人	10 人
		1歳		7 人	9 人	16 人	15 人
		2歳		6 人	7 人	14 人	13人
	不足	0 歳		0 人	0 人	0 人	0 人
		1歳		0 人	0 人	0 人	0 人
		2歳		0 人	0 人	0 人	0 人
	※今後の6か月児～2歳児の未就園児数の推計値とひと月あたりの受入れ時間数をもとに見込み量を算出						
	確保策に ついての 考え方	令和8年度より施行のため、生駒市としても令和8年度から開始を予定しています。 令和8～9年度は経過措置期間のため、ひと月当たりの受入れ時間数を段階的に拡張し、令和10年度の本格実施に向けて進めていきます。					

事業5	病児保育事業	区域	全市																								
事業の 目的・内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。 (病児・病後児対応型) 病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業 (体調不良児対応型) 保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、一時的に保育する事業																										
実績	<table><tr><td>利用延べ人数</td><td>R2年度</td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度 (見込み)</td></tr><tr><td>計画値</td><td>2,491 人</td><td>2,443 人</td><td>2,367 人</td><td>2,302 人</td><td>2,297 人</td></tr><tr><td>実績値</td><td>1,515人</td><td>2,513人</td><td>2,901人</td><td>3,670 人</td><td>3,660 人</td></tr></table> 病児型は2か所、体調不良児対応型は8か所で実施しています。 病児型では、こどもが一時的な病気の際も保護者が安心して仕事ができるよう対応しています。体調不良児対応型では、保育中の急な発熱等で集団での保育が困難になった際も、保護者が迎えにくるまで看護師等がケアに当たることにより、通勤時間が長いなどの保護者ニーズに対応しています。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用が少なくなりましたが、令和3年度以降は、様々な感染症の拡大や病児型でのオンライン予約が開始したこと等から利用人数が増え、計画値を上回っています。			利用延べ人数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)	計画値	2,491 人	2,443 人	2,367 人	2,302 人	2,297 人	実績値	1,515人	2,513人	2,901人	3,670 人	3,660 人						
利用延べ人数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)																						
計画値	2,491 人	2,443 人	2,367 人	2,302 人	2,297 人																						
実績値	1,515人	2,513人	2,901人	3,670 人	3,660 人																						
見込み量 と確保量	<table><tr><td>利用延べ人数</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td>見込み量</td><td>3,489人</td><td>3,451 人</td><td>3,414 人</td><td>3,378 人</td><td>3,343 人</td></tr><tr><td>確保量</td><td>3,489人</td><td>3,451 人</td><td>3,414 人</td><td>3,378 人</td><td>3,343 人</td></tr><tr><td>不足</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr></table> ※今後の対象児童数の推計値と過去の利用実績をもとに見込み量を算出			利用延べ人数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	見込み量	3,489人	3,451 人	3,414 人	3,378 人	3,343 人	確保量	3,489人	3,451 人	3,414 人	3,378 人	3,343 人	不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
利用延べ人数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度																						
見込み量	3,489人	3,451 人	3,414 人	3,378 人	3,343 人																						
確保量	3,489人	3,451 人	3,414 人	3,378 人	3,343 人																						
不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																						
確保策に ついての 考え方	病児型が2か所、体調不良児対応型が8か所あり、これらの施設において見込み量を確保することが可能です。今後も保育士や看護師の確保のための支援を行うなどして、見込み量を確保します。																										

事業6	放課後児童健全育成事業(学童保育)					区域	全市
事業の 目的・内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。						
実績							
	在籍児童数(※各年度5月1日時点)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
	計画値	合計	1,809人	1,752人	1,719人	1,676人	1,581人
		低学年	1,263人	1,218人	1,189人	1,144人	1,075人
		高学年	546人	534人	530人	532人	506人
	実績値 ※民設民営の学童保育施設を含む	合計	1,881人	1,845人	1,886人	1,934人	2,026人
		1年生	485人	454人	494人	497人	472人
		2年生	447人	473人	441人	479人	486人
		3年生	372人	346人	396人	378人	433人
		4年生	285人	259人	264人	300人	312人
		5年生	194人	193人	162人	182人	206人
		6年生	98人	120人	129人	98人	117人
		低学年	1,304人	1,273人	1,331人	1,354人	1,391人
		高学年	577人	572人	555人	580人	635人
	学童施設数	公設民営	27か所	27か所	27か所	27か所	27か所
		民設民営	6か所	6か所	7か所	7か所	7か所
計画では利用者数の減少を見込んでいましたが、共働き家庭、利用人数も増加傾向にあります。							
民設民営の学童保育施設について、現在7か所で運営されています。							

見込み量 と確保量	必要利用定員数		R7年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	合計	1,933 人	1,974 人	2,013 人	2,049 人	2,084 人
		1年生	484 人	497 人	509 人	521 人	532 人
		2年生	466 人	478 人	490 人	500 人	511 人
		3年生	394 人	407 人	419 人	430 人	441 人
		4年生	289 人	297 人	305 人	313 人	321 人
		5年生	183 人	179 人	175 人	171 人	166 人
		6年生	117 人	116 人	115 人	114 人	113 人
		低学年	1,344 人	1,382 人	1,418 人	1,451 人	1,484 人
		高学年	589 人	592 人	595 人	598 人	600 人
	確保量 ※公設民営の 学童保育施設 のみ	合計	1,933 人	1,974 人	2,013 人	2,049 人	2,084 人
		1年生	484 人	497 人	509 人	521 人	532 人
		2年生	466 人	478 人	490 人	500 人	511 人
		3年生	394 人	407 人	419 人	430 人	441 人
		4年生	289 人	297 人	305 人	313 人	321 人
		5年生	183 人	179 人	175 人	171 人	166 人
		6年生	117 人	116 人	115 人	114 人	113 人
		低学年	1,344 人	1,382 人	1,418 人	1,451 人	1,484 人
		高学年	589 人	592 人	595 人	598 人	600 人
	不足	合計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		1年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		2年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		3年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		4年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		5年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		6年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		低学年	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		高学年	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	※今後の対象児童数の推計値と、過去の利用実績をもとに見込み量を算出						
	確保策に ついての 考え方	市内には各小学校に1か所以上の公設民営の学童保育施設と、小学校外に民設民営の学 童保育施設があります。利用児童数の増加に対しては、民設民営の新規参入等の促進を図 ります。					

(2) 母子保健

事業7	妊婦健康診査				区域	全市	
事業の 目的・内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の必要に応じた医学的検査を実施します。						
実績			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
	計画値	妊娠届出者数	798 件	780 件	760 件	739 件	718 件
		健康診査 利用延べ人数	9,174 人	8,835 人	8,508 人	8,193 人	7,890 人
	実績値	妊娠届出者数	683 件	651 件	642 件	600 件	596 件
		健康診査 利用延べ人数	8,254 人	8,150 人	8,053 人	7,496 人	7,390 人
	妊娠届出(母子手帳交付)時にマタニティコンシェルジュが妊娠中の疑問や不安についてお話を聞き、生駒市の妊娠・出産・子育てに関わるサービスの案内等、切れ目のない支援につなげています。 妊婦健康診査にかかる費用の助成のため、妊娠届出時に「妊婦健康診査補助券綴り」を渡し、妊婦健康診査の助成(上限14回)をしています。令和5年度からは、妊婦健康診査助成額の増加に加え、産婦健診・新生児聴覚検査及び1か月児健診にかかる費用助成並びに多胎妊婦への追加助成を実施しています。						
見込み量 と確保量			R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	妊娠届出者数	655 件	653 件	650 件	648 件	646 件
		健康診査 利用延べ人数	8,127 人	8,102 人	8,065 人	8,040 人	8,016 人
	確保量	妊娠届出者数	655 件	653 件	650 件	648 件	646 件
		健康診査 利用延べ人数	8,127 人	8,102 人	8,065 人	8,040 人	8,016 人
	不足	妊娠届出者数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
健康診査 利用延べ人数		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
※妊娠届出については、翌年度の0歳児の人口推計をもとに見込み量を算出 ※妊婦健康診査利用延べ人数については、妊娠届出者数と、過去の一人あたりの平均利用回数をもとに見込み量を算出							
確保策に ついての 考え方	国が示す標準的な健診回数は満たしていることから、見込み量分については十分確保することができます。						

事業8	妊婦等包括相談支援事業	区域	全市			
事業の 目的・内容	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況を確認するとともに、母子保健や子育てに関する情報提供等を行い、母子が安心して日常生活を過ごせるよう支援します。					
見込み量 と確保量						
	面談実施延べ回数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	1,965 件	1,959 件	1,950 件	1,944 件	1,938 件
	確保量	1,965 件	1,959 件	1,950 件	1,944 件	1,938 件
	不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
※妊娠届出数に一人あたりの面談回数(3回)を掛け合わせて見込み量を算出。 ※面談実施延べ回数には、アンケートの実施(1回)を含む。						
確保策に ついての 考え方	現在実施している、妊産婦に対する保健指導や新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問等の他事業の実施機会を活用しながら、面談回数の確保に努めます。					

事業9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	区域	全市																										
事業の 目的・内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。																												
実績	<table><tr><td>訪問件数</td><td>R2年度</td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度 (見込み)</td></tr><tr><td>計画値</td><td>812 件</td><td>798 件</td><td>780 件</td><td>760 件</td><td>739 件</td></tr><tr><td>実績値</td><td>632 件</td><td>596 件</td><td>645 件</td><td>554 件</td><td>542 件</td></tr></table>					訪問件数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)	計画値	812 件	798 件	780 件	760 件	739 件	実績値	632 件	596 件	645 件	554 件	542 件						
	訪問件数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)																							
	計画値	812 件	798 件	780 件	760 件	739 件																							
	実績値	632 件	596 件	645 件	554 件	542 件																							
	計画値は人口推計をもとに算出しており、出生数が計画値を下回ったため、実績値も下回りましたが、対象者の 95.8%(令和2～5年度平均)を訪問し、育児の支援及び家庭の状況確認を行いました。																												
出産後の不安を抱えやすい時期に、専門職による訪問を行うことで、育児に関する知識の普及や不安の解消を図り、母親の心身の健康状態の安定を図っています。																													
見込み量 と確保量	<table><tr><td>訪問件数</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td>見込み量</td><td>658 件</td><td>655 件</td><td>653 件</td><td>650 件</td><td>648 件</td></tr><tr><td>確保量</td><td>658 件</td><td>655 件</td><td>653 件</td><td>650 件</td><td>648 件</td></tr><tr><td>不足</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr></table>					訪問件数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	見込み量	658 件	655 件	653 件	650 件	648 件	確保量	658 件	655 件	653 件	650 件	648 件	不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	訪問件数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度																							
	見込み量	658 件	655 件	653 件	650 件	648 件																							
	確保量	658 件	655 件	653 件	650 件	648 件																							
	不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																							
※0歳児の推計人口をもとに見込み量を算出																													
確保策に ついての 考え方	必要に応じて助産師に委託すること等を通して、体制確保を図ります。																												

事業 10	産後ケア事業				区域	全市	
事業の 目的・内容	母子に対して身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。						
実績	利用延べ人数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
	実績値	ショートステイ	20人	37人	58人	88人	258人
		デイケア	5人	25人	21人	46人	570人
出産後、母親が安心して子育てができるよう、助産師による授乳指導・育児相談や母子のケアなど産後ケアを必要とする方を対象に実施しています。							
見込み量 と確保量	利用延べ人数		R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	ショートステイ	287 人	291 人	294 人	297 人	301 人
		デイケア	629 人	631 人	632 人	633 人	635 人
	確保量	ショートステイ	287 人	291 人	294 人	297 人	301 人
		デイケア	629 人	631 人	632 人	633 人	635 人
	不足	ショートステイ	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		デイケア	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
※今後の人口推計とこれまでの利用実績をもとに算出							
確保策に ついての 考え方	妊娠届出の機会に周知をすること等により、産後ケア事業の利用促進に努めます。 産後ケア事業の実施にあたっては、受託事業者の拡充を行い提供体制を確保するとともに、利用手続きの簡便化を図ることなどにより、利用しやすい環境づくりに努めます。						

(3) その他の子ども・子育て支援

事業 11	利用者支援事業	区域	全市																										
事業の 目的・内容	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。 利用者支援事業では、基本型として「みっきランドでの相談」、特定型として「保育コンシェルジュ」、母子保健型として「マタニティコンシェルジュ」を設置しています。																												
実績	<table><tr><td>実施拠点数</td><td>R2年度</td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度 (見込み)</td></tr><tr><td>計画値</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td></tr><tr><td>実績値</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td></tr></table>					実施拠点数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)	計画値	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	実績値	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所						
	実施拠点数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)																							
	計画値	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所																							
	実績値	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所																							
	計画どおり3か所で事業を実施できています。 「みっきランドでの相談」 アドバイザーが子育て相談や各種事業の情報発信をして子育て家庭への支援を行っており、子育て家庭の孤立化防止と児童虐待予防につながっています。 「保育コンシェルジュ」 保育コンシェルジュを配置し、市内保育所で勤務経験のある保育士が保護者の相談に応じ、就学前のこどもの預け先や子育て支援に関する情報等の案内を行っています。 それにより、年度当初には定員を下回っていた新規開設園を紹介するなど、希望園の分散につながりました。また相談内容により関係機関との連携を図ったり、保育所入所基準の見直しを行うことにつながりました。 「マタニティコンシェルジュ」 助産師等の専門職を配置し、母子手帳交付時にすべての妊婦と面接し、育児についての心配ごとの相談やケアプランの案内等を行っています。 相談件数も増え、それぞれが身近な相談先として周知されつつあります。																												
見込み量 と確保量	<table><tr><td>実施拠点数</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td>見込み量</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td></tr><tr><td>確保量</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td><td>3 か所</td></tr><tr><td>不足</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td></tr></table>					実施拠点数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	見込み量	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	確保量	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	不足	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	実施拠点数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度																							
	見込み量	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所																							
	確保量	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所																							
不足	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所																								
確保策に ついての 考え方																													
	市の窓口を中心としながら、市民の身近な場所で、情報提供や相談が受けられるよう利用者の支援を行い、引き続き利用者支援の充実に努めます。																												

事業 12	地域子育て支援拠点事業		区域	全市																																														
事業の 目的・内容	乳幼児及びその保護者が一緒に遊んだり、保護者同士が交流するための施設を運営するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 生駒市内では、「みっきランド」「はばたきみっき」「てくてく(いこま乳児保育園)」「ほっとスマイル(生駒ピュアこども園)」「ちどりであそぼ(いちぶちどり保育園)」「集いの森(もり保育園)」「うみのいえ(うみ保育園)」「COCO テラス(たかやまこども園)」「すくすく(あいづ生駒保育園)」「こもれびひろば(あいづ壱分保育園)」があります。																																																	
実績	<table><tr><td colspan="2"></td><td>R2年度</td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度 (見込み)</td></tr><tr><td rowspan="2">計画値</td><td>利用延べ 人数</td><td>46,136 人</td><td>47,035 人</td><td>46,466 人</td><td>45,457 人</td><td>44,337 人</td></tr><tr><td>実施か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td></tr><tr><td rowspan="2">実績値</td><td>利用延べ 人数</td><td>26,104 人</td><td>23,868 人</td><td>29,917 人</td><td>33,833 人</td><td>35,286 人</td></tr><tr><td>実施か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td></tr></table> 実施か所については、計画値どおり10か所を運営し、身近な地域で親子の交流や仲間づくりのしやすい環境を整えました。利用人数については、新型コロナウイルス感染症の影響、また感染症拡大防止のために定員制を導入したことから、計画値に比べ大きく減少しましたが、再び増加傾向にあります。なお、新型コロナウイルス感染症5類移行後も衛生面・安全面から定員制を継続しています。 各地域子育て支援拠点同士のネットワークの強化や、母子保健担当と妊娠期から切れ目のない支援での連携も図り、利用してもらいやすい拠点づくりを行っています。また、親子の交流促進だけでなく、子育ての相談もでき、子育て中の親の孤立感や不安感を緩和する場所でもあり、こどもたちの健やかな育ちを支援しています。						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)	計画値	利用延べ 人数	46,136 人	47,035 人	46,466 人	45,457 人	44,337 人	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	実績値	利用延べ 人数	26,104 人	23,868 人	29,917 人	33,833 人	35,286 人	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所													
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)																																												
計画値	利用延べ 人数	46,136 人	47,035 人	46,466 人	45,457 人	44,337 人																																												
	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所																																												
実績値	利用延べ 人数	26,104 人	23,868 人	29,917 人	33,833 人	35,286 人																																												
	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所																																												
見込み量 と確保量	<table><tr><td colspan="2"></td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">見込み量</td><td>利用延べ 人数</td><td>37,540 人</td><td>37,518 人</td><td>37,378 人</td><td>37,260 人</td><td>36,989 人</td></tr><tr><td>実施か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td></tr><tr><td rowspan="2">確保量</td><td>利用延べ 人数</td><td>37,540 人</td><td>37,518 人</td><td>37,378 人</td><td>37,260 人</td><td>36,989 人</td></tr><tr><td>実施か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td><td>10か所</td></tr><tr><td rowspan="2">不足</td><td>利用延べ 人数</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr><tr><td>実施か所</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td></tr></table> ※0～2歳の未就園児数の推計値と過去の利用実績をもとに見込み量を算出						R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	見込み量	利用延べ 人数	37,540 人	37,518 人	37,378 人	37,260 人	36,989 人	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	確保量	利用延べ 人数	37,540 人	37,518 人	37,378 人	37,260 人	36,989 人	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	不足	利用延べ 人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	実施か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度																																												
見込み量	利用延べ 人数	37,540 人	37,518 人	37,378 人	37,260 人	36,989 人																																												
	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所																																												
確保量	利用延べ 人数	37,540 人	37,518 人	37,378 人	37,260 人	36,989 人																																												
	実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所																																												
不足	利用延べ 人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																												
	実施か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所																																												
確保策に ついての 考え方	現在開設・運営している地域子育て支援拠点を維持することで、見込み量を満たすことができます。各地域子育て支援拠点のネットワーク強化に努めていきます。																																																	

事業 13	ファミリー・サポート・センター事業		区域	全市			
事業の 目的・内容	地域で行う子育て支援の一環として、こどもを一時的に預けたい人(依頼会員)と預かる人(援助会員)が会員となり、子育てを一時的・補助的に支援する相互援助活動に関する連絡、調整を行います。						
実績	小学生の保護者の利用推移						
	利用延べ人数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
	計画値		1,071 人	1,093 人	1,114 人	1,137 人	1,159 人
	実績値		526 人	676 人	628 人	808 人	698 人
	主な援助内容は、学童保育・保育園・幼稚園の送迎や、習いごとの送迎となっています。 令和5年11月に、援助活動の場所を拡充し、広報への注力等を行ったことで、依頼会員(育児の援助を受けたい人)・援助会員(援助をしたい人)ともに増加しています。 援助会員を確保するため、交流会や新規援助会員講習、人材育成のためのスキルアップ講座を開催しました。						
見込み量 と確保量	利用延べ人数		R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	未就学児	1,524 人	1,527 人	1,530 人	1,534 人	1,537 人
		小学生	774 人	776 人	778 人	779 人	781 人
		合計	2,298 人	2,303 人	2,308 人	2,313 人	2,318 人
	確保量	未就学児	1,524 人	1,527 人	1,530 人	1,534 人	1,537 人
		小学生	774 人	776 人	778 人	779 人	781 人
		合計	2,298 人	2,303 人	2,308 人	2,313 人	2,318 人
	不足	未就学児	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		小学生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		合計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
※過去の利用実績をもとに見込み量を算出 ※第3期の計画より、計画値に未就学児も含めるものとします。 ※令和7年度から、ひとり親家庭や経済的に困難な世帯等に属する依頼会員への利用料助成を開始します。							
確保策に ついての 考え方	引き続き、援助会員が活動しやすい環境づくりや広報紙等で事業の認知度を高めるなど、様々な対策を講じることで援助会員の確保に努めます。						

事業 14	子育て短期支援事業	区域	全市																								
事業の 目的・内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に児童を預けることができます。 (事業の種類) ショートステイ(短期入所生活援助)事業 7日以内の期間 トワイライト(夜間養護等)事業 午後4時～10時の間で4時間																										
実績	<table><tr><td>利用延べ人日</td><td>R2年度</td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度 (見込み)</td></tr><tr><td>計画値</td><td>124 日</td><td>124 日</td><td>124 日</td><td>124 日</td><td>124 日</td></tr><tr><td>実績値</td><td>53 日</td><td>56 日</td><td>32 日</td><td>73 日</td><td>75 日</td></tr></table> 新型コロナウイルス感染症の影響で、計画値を下回っていますが、保護者の疾病や育児疲れ等の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合等に利用することで、こどもの安全・安心につながっています。 実施施設として、いこま乳児院・愛染寮・いかるが園(斑鳩町)があり、提供体制を確保しています。			利用延べ人日	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)	計画値	124 日	124 日	124 日	124 日	124 日	実績値	53 日	56 日	32 日	73 日	75 日						
利用延べ人日	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)																						
計画値	124 日	124 日	124 日	124 日	124 日																						
実績値	53 日	56 日	32 日	73 日	75 日																						
見込み量 と確保量	<table><tr><td>利用延べ人日</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td>見込み量</td><td>140日</td><td>140日</td><td>140日</td><td>140日</td><td>140 日</td></tr><tr><td>確保量</td><td>140日</td><td>140日</td><td>140日</td><td>140日</td><td>140 日</td></tr><tr><td>不足</td><td>0 日</td><td>0 日</td><td>0 日</td><td>0 日</td><td>0 日</td></tr></table> ※対象児童の推計値と、過去の利用実績をもとに見込み量を算出			利用延べ人日	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	見込み量	140日	140日	140日	140日	140 日	確保量	140日	140日	140日	140日	140 日	不足	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
利用延べ人日	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度																						
見込み量	140日	140日	140日	140日	140 日																						
確保量	140日	140日	140日	140日	140 日																						
不足	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日																						
確保策に ついての 考え方	乳児院や児童養護施設において見込み量を受け入れることが可能です。																										

事業 15	養育支援訪問事業				区域	全市	
事業の 目的・内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭が適切に養育を実施し、保護者が安心して子育てができるよう支援します。						
実績			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
	計画値	訪問家庭数	30 件	30 件	30 件	30 件	30 件
	実績値	訪問家庭数	32 件	23 件	14 件	17 件	21 件
	子育て支援事業や母子保健を通じ把握した育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、育児相談や養育の技術支援等により、子育ての不安を解消し安心して子育てをしていただけるよう対応しています。関係機関との連携を図り、支援が必要な家庭の把握に努めました。						
見込み量 と確保量			R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	訪問家庭数	30 件	30 件	30 件	30 件	30 件
	確保量	訪問家庭数	30 件	30 件	30 件	30 件	30 件
	不足	訪問家庭数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
※過去の訪問家庭数をもとに見込み量を算出							
確保策に ついての 考え方	子育て支援に関する事業等を通じ把握した育児に不安を抱える家庭を、養育支援訪問事業につなげ、育児相談や養育技術の指導・助言等により、子育ての不安を解消できるよう支援します。						

事業 16	子育て世帯訪問支援事業	区域	全市			
事業の 目的・内容	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。					
見込み量 と確保量						
	利用延べ人数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量		1,270 人	1,270 人	1,290 人	1,290 人
	確保量		1,270 人	1,270 人	1,290 人	1,290 人
	※対象世帯が、一世帯当たり20日利用すると仮定し算出するとともに、既存の「産前産後ホームヘルプサービス」の利用者が本事業を一世帯当たり10日利用すると仮定し、その数を足し合わせて見込み量を算出。 ※本事業は、令和6年4月の改正法施行により、市町村における実施の努力義務が課せられたことから、生駒市においては令和8年度から実施する予定。					
確保策に ついての 考え方	必要な家庭へ適切な支援が行えるよう、訪問支援員の確保や関係機関との連携体制等、実施体制の整備を進めます。					

事業 17	親子関係形成支援事業	区域	全市			
事業の 目的・内容	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。					
見込み量 と確保量	利用人数	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
	見込み量	142 人	146 人	150 人	154 人	158 人
	確保量	142 人	146 人	150 人	154 人	158 人
	不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	※本事業に類する既存事業の過去の利用実績をもとに見込み量を算出					
確保策に ついての 考え方	既存の事業を活用しながら、保護者がこどもとの関わり方を学び、子育てに対する悩みや不安の軽減につながるよう、事業の充実を図ります。 また、参加促進のため、事業の周知啓発に取り組みます。					

事業 18	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	区域	全市
事業の目的・内容	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関との連携強化を図ります。		
実績	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、関係機関等との連携を密に図るとともに、関係機関向けの研修等の実施により、関係機関の専門性強化に取り組みました。		

※量の見込み・確保策を作成する事業の対象外

事業 19	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	区域	全市
事業の目的・内容	保育の受け皿の確保や、子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者に対し、巡回支援等の支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。 また、特別な支援が必要なこどもの受入れに対して、職員の加配に必要な費用の補助を行い、こどもの状況に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。		
実績	新規参入施設等への巡回支援について、下記のとおり行いました。 ・事業開始前に事業実施に関する相談・助言、手続きに関する支援 ・事業開始後、事業運営が軌道に乗るよう相談・助言、広報等の支援 ・小規模保育事業について、連携先の紹介等の支援 ・指導主事、管理栄養士等による巡回 また、新規参入施設等を含む全園を対象に、私立保育園給食担当者会議・私立保健担当者会議等を開催しています。		

※量の見込み・確保策を作成する事業の対象外

6. 子ども・子育て支援事業の推進方策等

① 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(ア) 待機児童対策

生駒市では、共働き世帯の増加により保育ニーズが年々増加しており、中でも低年齢層(1・2歳児)の待機児童が多くなっています。

このことから、小規模保育所の新設や既存保育所・こども園の増築等による利用定員の増員や保育コンシェルジュの配置等の取組を進めてきましたが、利用定員までの受入れに必要な保育士の不足や交通に便利な保育所に利用希望が偏ってしまうミスマッチ等により、待機児童が解消できていない状況です。

待機児童対策の重要な柱の一つとなる保育人材確保のために、保育士の処遇改善、潜在保育士を対象にした相談会、市内の保育所、こども園の見学会等、民間施設とも協働して賃金面、採用面での取組を行っています。

今後も、私立保育所の分園等の保育施設の誘致や保育人材確保に取り組み、待機児童の解消を目指します。

(イ) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設となることから、さらなる少子化が見込まれている生駒市においても現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、既存の幼稚園及び保育所から認定こども園化を進めてきました。

今後、園児数が著しく減少する市立幼稚園の再編(こども園化)に際しては、多様化する保護者ニーズに応えることができる認定こども園への移行を、民間による運営も視野に入れて推進します。

(ウ) 質の高い教育・保育の提供のための基本的な考え方及び推進方策

生駒市では、令和6年6月、教育行政の根本方針となる「第3次生駒市教育大綱」を策定しました。これに基づき、保護者のニーズや社会変化も踏まえながら、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ就学前教育の充実や、一人ひとりに寄り添った保育の充実に取り組めます。

教育・保育の質の向上のため、全国的に報告されている保育施設内での不適切な保育の事例等から手掛かりを得て、より質の高い適切な教育・保育とは何かを考え、学び合い、こどもの人権を尊重した教育・保育のあり方を再確認し、実践するために研修内容の充実を図ります。

(エ) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供のための基本的な考え方及び推進方策

妊娠期から就学後に至るまで、子育て家庭への多様な支援を提供することで、子育てに対

する負担や不安・孤立感を軽減し、安心して子育てできるよう、子育て支援施策を推進します。

園庭開放・子育てひろばなど、地域子育て支援拠点の充実に加えて、自治会や地域の各種団体等への情報発信を積極的に行い、地域ぐるみで子どもを見守り、多世代の交流機会の拡大につながるよう、地域との連携・協働を進めます。

また、園児数の減少が著しい幼稚園において、園と保護者、地域コミュニティが連携してこどもの育ちのためにコミュニティ・スクールの取組を進めます。既に、なばた幼稚園・俵口幼稚園・あすか野幼稚園で取り組んでいますが、今後、園児数の減少が進む幼稚園においても取組を進めます。

(オ) 教育・保育施設及び地域型保育事業との相互連携

生駒市では、これまでに私立保育施設の保育士も参加対象とした研修会の開催等により、市内の保育士同士の連携強化を図ってきました。また、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように、引き続き支援を行います。

(カ) 幼稚園、保育所及び認定こども園の小学校等との連携についての基本的考え方と推進方策

幼稚園、保育所及びこども園の学びを、小学校教育に連続性・一貫性のある教育としてつないでいくために、保幼小接続カリキュラムを活用し幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

職員同士の意見交換や合同研修、参観等の機会を設け、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿や主体的・対話的で深い学びについて、互いの教育を理解し共有するなど、連携を図ります。また、共通の視点を持ち、こどもの育ちや学びにつなげるための交流や学校訪問等の取組を積極的に行います。

(キ) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設の利用、幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用における、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたって、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、子ども・子育て支援施策のさらなる推進を図ります。

(ク) 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や乳幼児健診及び相談事業、並びに利用者支援事業(こども家庭センター)による情報提供や相談支援を実施します。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入園申し込みのため、育児休業の取得をためらうことや、育児休暇期間を途中で切り上げることなく、安心して育児休業を取得できるよう、育児休業満了時(原則1歳到達時)から、利用できるよう環境の整備を進めます。

② 母子保健の推進について

近年の子育てをめぐる状況として、産後うつ、育児放棄その他の虐待等の問題が生じており、その対策が急務となっています。加えて、少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等のこどもを取り巻く環境の変化に対応して、こどもを安心して産み育てることのできる環境をつくるために、母子保健事業の充実が必要となっています。

安心して妊娠・出産でき、またこれからの未来を担うこどもたちが健やかに育っていけるように、マタニティコンシェルジュを配置し、妊娠届出時から生後4か月までの期間、一人ひとりの相談を受け産後ケアや家庭訪問事業等の利用、その後の保健師による支援等、関係機関とも連携して妊娠・出産・子育て期にわたって切れ目のない支援の充実に取り組めます。

③ 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進

こども家庭センターが中心となり、子育て支援の関係機関と十分な連携を行うことで、子育て家庭に必要な支援につなげるとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行います。そのために、子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図ります。

第6章 計画の推進



1. 計画の進行管理

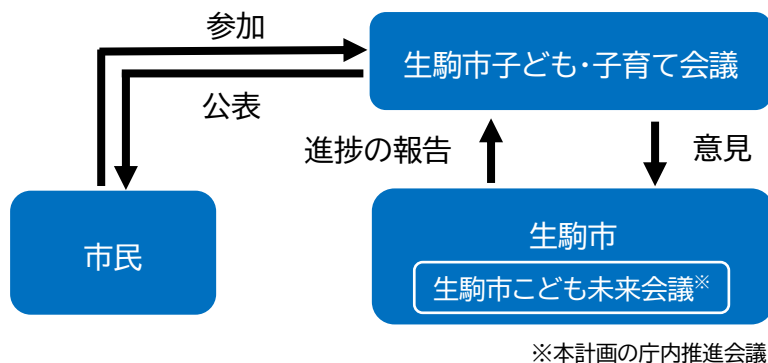
①計画の推進体制

生駒市では、生駒市子ども・子育て会議条例に基づき、「生駒市子ども・子育て会議」(以下、「子ども・子育て会議」という)を設置しています。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、生駒市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議します。

子ども・子育て会議の委員は、条例に基づき、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者等で構成することとなっています。

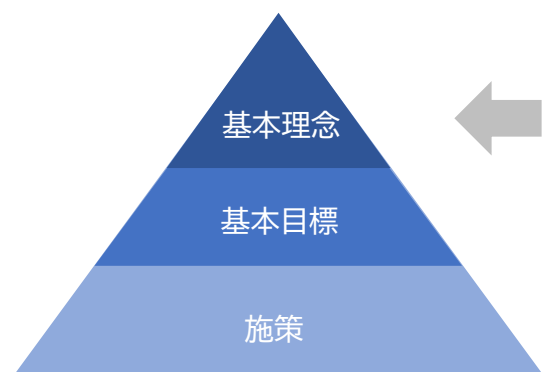
本計画に基づいて、人材確保や質の担保に努めて具体的な事業を実施した上で、市において、本計画の進捗状況を毎年点検・評価し、子ども・子育て会議に諮った後、評価結果を市民へ公表します。



②計画の評価・見直し

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)」により、計画に基づく事業の評価・見直しを行います。評価にあたっては、成果指標を用いて毎年度進捗状況を把握します。定量的な評価だけでなく定性的な評価を加えつつ、施策を実施する中で得られた副次的効果にも焦点をあてながら、必要に応じて事業の見直しを行います。

なお、関連する法制度や社会状況に大きな変化があった場合には、子ども・子育て会議に諮った上で、本計画を見直すこととします。



基本理念の達成状況について、成果指標を評価尺度として測定するとともに、定性的評価を加味して評価していきます。

2. 関係機関等や地域の人材との連携

①関係機関等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、就学前教育・保育施設、小中学校、子育てに関わる関係機関、地域で活動する団体等を含めて社会全体が連携することが必要です。また、本計画に関連する施策は、法律や制度に基づくものもあるため、国や奈良県との連携も必要です。

本計画の実施にあたっては、関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、家庭・地域・行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

また、必要な人が必要な支援を受けたり、サービスを利用したりできるよう、母子健康手帳交付時や妊婦健診時等、早い段階からの子育て支援サービス等の周知とともに広報紙やホームページ、SNS、アプリなど、様々な媒体を通じて情報提供を行います。

②地域の人材との連携

少子化や核家族化の進行により、子育て家庭の孤立感や不安感が高まる中、こどもや子育て中の保護者が日常的に接する地域の人々とのあたたかい交流は、こどもの成長や子育ての大きな支えになります。こどもの育ちと保護者の子育て・親育ちを支えるために、こどもの成長や子育てを支える制度や取組に加えて、市民一人ひとりがこどもの権利を認め、意見を尊重し、こどもたちのウェルビーイングを大切にする意識を醸成していきます。

本計画のキーメッセージ「こどもは大丈夫。オトナは大丈夫？」が、オトナが意識を変えるきっかけとなり、本計画が目指す「こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち」を市民と共有し、こどもも保護者も地域社会のあたたかい支え合いの中で健やかに成長できるよう、あらゆる機会を通じた連携と協力の取組を進めます。

3. 計画のロードマップ

計画に掲げる具体的な取組の工程をロードマップにしています。それぞれの取組は、進捗状況や課題の把握などを行い、事業内容の充実を図るため、必要に応じて見直しを行いながら進めていきます。

基本目標① こどもの権利が尊重されるまち

施策1 こどもの権利の理解促進

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こどもの権利について学び、考える機会の創出	学校教育内での授業(こども対象)	実施				
	こどもの権利について学び、対話する事業(大人対象)	新規 実施				
	こどもの権利に関する条例制定の検討			新規 検討		

施策2 こどもの意見表明、意見反映の機会創出

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こどもの意見表明機会の創出	こども議会(仮称)の開催	新規 実施				
	地域の団体等と連携したヒアリング		新規 実施			
	奈良県と連携したこども・若者が意見を表明する機会の確保の推進	新規 実施				
市政全般についてこどもの意見を反映させることができる仕組みの構築・運営	こども委員会(仮称)の設置・開催	新規 実施				

施策3 こどもの権利保障

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
個々のこどもに 応じたきめ 細かいじめ・ 不登校等への 対応	スクールカウンセ ラー・スクールソー シャルワーカーの 周知・拡充	実施				
	校内サポートルー ムの運営	実施				
	のびのびほっとル ーム・いきいきほっ とルームの運営	実施				
ヤングケアラー 支援体制の強 化	ヤングケアラーに 関する調査	新規 実施				
	ヤングケアラー・コ ーディネーターの 配置	新規 実施				
	子育て世帯訪問支 援事業		新規 実施			
児童虐待防止 対策の体制強 化	オレンジリボン・児 童虐待防止推進キ ャンペーン取組	実施				
	こどもと家庭の相 談、児童虐待相談 (こども家庭センタ ー)	実施				
	相談員のスキルア ップに向けた取組	実施				

基本目標② こどもが健やかに育つまち

施策 4 遊び・体験活動の充実

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
多様なこども と一緒に遊ぶ ことができる 施設の充実	小平尾南児童館	実施				
	みっきランド利用 者のきょうだいが 遊べる場の検討	新規 検討				
	公共施設の活用検 討	検討				
	公園の施設や使い 方等あり方の検討	検討				
こどもが自由 に遊ぶことが できる場の充 実	公園の施設や使い 方等あり方の検討 (再掲)	検討				
	公共施設の活用検 討(再掲)	検討				
	遊び場の安全対策 の推進	実施				
体験を通して 学ぶ場の充実 体験を通して 学ぶ場の充実	いこまっこチャレ ンジ教室	実施				
	親子ふれあい農業 体験	実施				
	森林整備体験(森 林環境譲与税の活 用)	実施				
	地域学校協働活動	実施				
	放課後子ども教室	実施				
	新たな地域クラブ 活動推進事業	実施				

施策5 こどもの居場所づくり

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域住民によるこどもの居場所づくりへの支援	複合型コミュニティ(まちのえき)づくりの推進	実施				
	こどもの居場所づくり事業	新規 実施				
	こどもと大人との交流機会創出事業			新規 実施		
	放課後子ども教室等の空き教室の活用	実施				
	地域の居場所の周知	新規 実施				
こどもの居場所の確保	公共施設の活用検討(再掲)	検討				
	民間学童保育施設の誘致	実施				
	いばしょ支援ステーション GIFT	実施				

施策6 こどもの心のケア

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
オンラインを活用した相談支援体制の整備	24時間365日誰でも使える無料・匿名のチャット相談	実施				
	メタバースを活用した相談窓口(いこまる相談会)	実施				
	親子のための相談LINEの周知	実施				
地域のこどもの施設・居場所等との連携体制の整備	こどもの居場所づくり事業(再掲)	新規 実施				
相談窓口による相談支援体制の整備	こどもと家庭の相談、児童虐待相談(こども家庭センター)(再掲)	実施				

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）	実施				
	教育相談室	実施				
	公共施設の活用検討(再掲)	検討				
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの周知・拡充(再掲)	実施				
	いこまる相談窓口・いこまる相談会(メタバース)	実施				
相談窓口のさらなる周知・啓発	タブレット端末への相談先一覧掲載	実施				
	相談先を掲載したこども計画(こども向け概要版)の全校配布	新規 実施				

施策7 こどもの発達支援

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳幼児の育児相談や集団健診での相談体制の充実	3 か月児・7 か月児・12 か月児・3 歳 6 か月児健康診査	実施				
	3 歳児歯科健康診査・子育て相談	実施				
	1 歳 6 か月児健康診査(集団健診)	実施				
	1 か月児健康診査及び 5 歳児健康診査の体制整備	新規 実施				
	とことこ相談(公立幼稚園・保育所へのことばの教室指導員の巡回)	実施				

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	臨床心理士等による保育所への巡回相談	実施				
切れ目のない支援体制の整備	障害者手帳の交付	実施				
	障害福祉サービス	実施				
	たけまるノートの活用	実施				
支援が必要な子どもに対する保育・教育の推進	加配保育士・幼稚園教諭の配置	実施				
	自校式通級指導教室の拡充	実施				
	ことばの教室	実施				
	特別支援学級	実施				
	医療的ケアが必要な児童・生徒に対する校外学習等における支援	新規 実施				

基本目標③ 若者が望むライフデザインを実現できるまち

施策8 社会参加の促進や多様な働き方の推進

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
若者をエンパワメントしてまちを変えるための仕組み構築	若者と大人との協創的プロジェクトの実施		新規 実施			
	公共施設の活用検討(再掲)	検討				
多様な働き方を考える機会の創出	多様な働き方を考える講座の実施	新規 実施	未定			
	多様な働き方推進事業	実施				
	奈良県女性が輝くワークチャレンジ事業(有給インターン)の周知	実施				
相談支援体制の充実	生駒市孤独・孤立支援ポータルサイト「ここぼ」	実施				
	生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)(再掲)	実施				
	いこまる相談窓口・いこまる相談会(メタバース)(再掲)	実施				
若者の社会参加・就労に関する意識・現状の把握	若者の社会参加・就労に関する意識・現状調査の実施	新規 実施				

施策9 ライフデザインに対する支援の充実

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ライフデザインの普及啓発	ライフデザインセミナーの開催	新規 実施				
	こどもと接する機会創出事業	新規 実施				
出合いの場の創出	マッチングアプリセミナーの開催	新規 実施				
	地域の若者同士の交流機会創出事業					新規 実施
	奈良県及び近隣の地方公共団体と連携した出合いの場の検討	新規 実施				

基本目標④ 安心して子育てができるまち

施策 10 妊娠前からの切れ目のない支援

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
性や妊娠に関する正しい知識を身につける機会・こどもに接する機会の創出	奈良県と連携した性と生殖に関する健康と権利(SRHR)等を知る機会の充実	新規 実施				
	プレコンセプションケアの推進	新規 実施				
	こどもと接する機会創出事業(再掲)	新規 実施				
妊娠・出産に関する相談窓口のさらなる周知・啓発	奈良県性と健康の相談センターの周知	実施				
	奈良県妊娠等の悩み相談窓口の周知	実施				
妊娠に関する経済的負担の軽減	不育症治療費の助成	実施				
	一般不妊治療費助成	実施				
	妊婦健康診査費用助成	実施				
出産に関する経済的負担の軽減	産婦健康診査費用助成	実施				
	新生児聴覚検査への助成	実施				
	乳幼児健康診査に係る経費の助成	実施				
	出産育児一時金の支給	実施				
	妊婦のための支援給付(出産・子育て応援給付金事業)	実施				
	産前産後の国民健康保険税の軽減措置	実施				
	産前産後の国民年金保険料の免除	実施				

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産前産後支援 の充実	妊産婦オンライン 相談	実施				
	産後ケア事業	実施				
	マタニティコンシエ ルジュによる伴走 支援	実施				
	パパママ教室	実施				
	パパ講座	実施				
	妊産婦・新生児訪 問指導	実施				
	乳児家庭全戸訪問	実施				
	産前産後家事支援 サービス・子育て 世帯訪問支援事業	新規 実施				
育児に関する 相談会・講座の 開催	ママとベビーのお っぱい相談会	実施				
	はじめての離乳食 講習会	実施				
	個別栄養相談	実施				
	10 か月児すくすく 子育て相談	実施				
	2 歳 6 か月児歯の 相談・子育て相談	実施				
	3 歳児歯科健康診 査・子育て相談	実施				
	おやこ教室	実施				
	たっちの子育て講 座	実施				

施策 11 多様な保育サービスの提供

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前の保育機能の強化	生駒駅、東生駒駅周辺での保育所の分園等の新設	実施				
	幼稚園のこども園化	実施				
	延長保育（幼稚園の預かり保育を含む）	実施				
	一時預かり事業	実施				
	休日保育	実施				
	病児等保育（小学生含む）	実施				
	保育の質向上に関する取組	実施				
保育人材の確保	潜在保育士の確保、保育補助者の活用	実施				
	私立園の保育士等の処遇改善	実施				
放課後児童クラブ（学童保育）の充実	民間学童保育施設の誘致（再掲）	実施				

施策 12 子育て家庭への支援と相談・情報提供等の充実

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育てに関する経済的負担の軽減	第2子保育料無償化	実施				
	子ども医療費助成	実施				
	心身障害者医療費助成	実施				
子育て以外の時間の確保	一時預かり事業（再掲）	実施				
	子育て短期支援事業	実施				
	ファミリー・サポート・センター事業	実施				

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	たっちの短時間預かり	実施				
	乳児等通園支援事業		新規 実施			
分かりやすい情報発信	子育て支援まとめサイトの開設・運用	実施				
	多様な手段による情報発信	実施				
親の養育力の向上支援	親子関係形成支援事業	実施				
	休日開催の子育てひろば・講座の検討	実施				
	ティーンのプロテクター向けトリプル P の実施	実施				
相談支援体制の充実	こどもと家庭の相談、児童虐待相談（こども家庭センター）（再掲）	実施				
	24時間365日誰でも使える無料・匿名のチャット相談（再掲）	実施				
	いこまる相談窓口・いこまる相談会（メタバース）（再掲）	実施				
	生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）（再掲）	実施				
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの周知・拡充（再掲）	実施				

施策 13 配慮が必要な家庭への支援

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
経済的支援の充実	小中学校の就学援助	実施				

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	ひとり親家庭等医療費助成	実施				
	公正証書等作成支援事業補助金の交付	実施				
	生活困窮子育て世帯への食料品等の配布	実施				
家事・育児支援の充実 (こどもと過ごす時間の確保)	養育支援訪問事業	実施				
	産前産後家事支援サービス・子育て世帯訪問支援事業(再掲)	新規 実施				
	奈良県ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知	実施				
こどもの学習機会の確保	こどもの学習支援事業	実施				
親子の孤立化防止	こどもの居場所づくり事業(再掲)	新規 実施				
相談支援体制の充実	奈良県ひとり親コンシェルジュのさらなる周知	実施				
	女性の悩みの相談窓口	実施				
	こどもと家庭の相談、児童虐待相談(こども家庭センター)(再掲)	実施				
	生駒市孤独・孤立支援ポータルサイト「ここぼ」(再掲)	実施				
	いこまる相談窓口・いこまる相談会(メタバース)(再掲)	実施				
	生駒市子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)(再掲)	実施				

基本目標⑤ 地域でこども・若者・子育て家庭を応援するまち

施策 14 地域の力の活用

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域住民によるこどもの居場所づくりへの支援	こどもの居場所づくり事業(再掲)	新規 実施				
地域でこども・子育てを支える体制の強化	ファミリー・サポートの利用促進のための取組	実施				
	こどもと接する機会創出事業(※中高生のボランティア機会として)(再掲)	新規 実施				
	子育て応援サポーターの養成	実施				
	子育て支援ボランティアの養成	実施				
	複合型コミュニティ(まちのえき)づくりの推進(再掲)	実施				
	こども関係団体の連携強化	実施				

施策 15 安全・安心な環境の整備

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登下校防犯の推進	登下校時の見守り活動	実施				
	こども 110 番の家	実施				
こどもの交通安全の確保	通学路安全点検	実施				
	交通安全教室	実施				
こども・子育て家庭の防災対策	防災講座	実施				
	乳幼児用品(紙おむつや液体ミルク等)の備蓄	実施				
	小中学生のいる家庭への防災啓発	実施				

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育・保育現場における犯罪の防止	教育職員等による児童・生徒性暴力等相談・通報窓口の設置	実施				
	日本版 DBS の推進			新規 実施		
情報モラル教育の推進	情報モラル授業の実施	実施				
地域のこどもの施設・居場所等との連携体制の整備	こどもの居場所づくり事業(再掲)	新規 実施				

施策 16 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の啓発

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発	企業向けセミナー	実施				
	イクボス宣言の普及・啓発	実施				
	多様な働き方推進事業(再掲)	実施				
家事・育児の分担に関する啓発、意識改革	父親の育児参加等の講座	実施				
	パパひろば	実施				
	夫婦で考えよう パパの子育て力向上ゼミ	実施				
	パパママ教室(再掲)	実施				
	パパ講座(再掲)	実施				
	父親向けリーフレットの配布	実施				
ジェンダーギャップの解消	ジェンダーギャップ解消に向けた啓発	実施				
	ライフデザインセミナーの開催(再掲)	新規 実施				

施策 17 地域でこどもを大切にする文化の醸成

取組	主な事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
若い世代がこどもに接する 機会の創出	こどもと接する機会創出事業(再掲)	新規 実施				
こどもを大切にする地域づくり	こどもの権利について学び、対話する事業(大人対象)(再掲)	新規 実施				
	子育て応援サポーターの養成(再掲)	実施				
	こどもの居場所づくり事業(再掲)	新規 実施				

資料編



1. 生駒市こども計画策定経緯

令和5年8月21日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議 －第3期子ども・子育て支援事業計画について
令和5年12月21日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議 －第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画にかかる「量の見込み」の算出等のための基礎調査について －自治体こども計画について
令和6年 2月1日～3月8日	生駒市子育て支援に関するアンケート調査の実施 (対象:市内在住の就学前のこどもがいる保護者 2,000 名、市内在住の就学中の小学生がいる保護者 1,200 名)
令和6年5月21日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議 諮問 －生駒市こども計画(※仮称)、及び第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画について(諮問) －第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート結果について
令和6年5月27日	市議会に文書報告 こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画の策定に着手したことについて文書で報告
令和6年5月～6月	地域でこどもや子育て家庭への支援を行う民間団体等へのインタビュー調査の実施 (対象:アトリエ e.f.t./ いこま育児ネット/生駒市子ども・子育て会議委員/生駒市民生児童委員/一般社団法人無限/一般社団法人和草/社会福祉法人いこま福祉会/宝山寺福祉事業団/リトルパイン 総合型地域スポーツクラブ)
令和6年6月～7月	生駒市居場所に関するアンケート調査の実施 (対象:市内公立小中学校に通う小学校4年生～中学校3年生)
令和6年7月27日	ワークショップ「みんなで考えよう ご機嫌な居場所」の実施 (対象:市内公立小中学校に通う小学校4年生～中学校3年生)
令和6年8月21日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議 －第2期子ども・子育て支援事業計画の令和5年度事業実績報告及び第3期計画の計画値について －生駒市こども計画(※仮称)について
令和6年9月27日	こども計画の理念に係るワーキングの実施
令和6年10月23日	こども未来会議 －こども計画策定の進捗報告
令和6年11月1日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議 －生駒市こども計画について －生駒市こども計画策定に係るパブリック・コメントの実施について
令和6年12月12日	厚生文教委員会 生駒市こども計画(案)に係るパブリックコメントの実施について報告
令和6年12月19日 ～令和7年1月24日	パブリックコメントの実施

令和6年12月 ～令和7年1月	こども版パブリックコメントの実施 (1)令和6年12月26日、27日(第1回プロジェクトチーム) アンケートの設問・アンケートへの協力を呼びかける動画の作成 (2)令和7年1月10日～1月22日 アンケート調査の実施 (対象:市内公立小中学校に通う小学校4年生～中学校3年生) (3)令和7年1月25日(第2回プロジェクトチーム) アンケート結果を踏まえた対面での意見聴取
令和7年1月～2月	成果指標の設定に係る現状調査の実施
令和7年2月12日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議 －生駒市こども計画についての意見募集結果について －こども版パブリックコメントについて －生駒市こども計画及び第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画について(答申)
令和7年2月25日	生駒市こども・子育て会議 答申 答申事項 生駒市こども計画
令和7年3月1日	生駒市こども計画 策定
令和7年3月13日	厚生文教委員会 生駒市こども計画の策定を報告

2. 生駒市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第26号

生駒市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

生駒市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、生駒市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令5条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(令5条例4・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができな

い。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月条例第4号)抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 生駒市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・選出区分別の氏名50音順)

◎＝会長、○＝副会長

選出区分	所属母体・役職等	氏名
学識経験のある者	学校法人帝塚山学園帝塚山大学 教授	◎ 清水 益治
	学校法人冬木学園畿央大学 准教授	○ 三木 美香
子どもの保護者	奈良佐保短期大学附属生駒幼稚園保護者会 本部役員	古川 治永
	生駒市 PTA 協議会 副会長	三木 恵介
	東生駒ソフィアこども園 保護者	山田 奈桜
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	かるがもの会 副会長	今川 康子
	生駒市保育会 会長	岩本 博子
	生駒市小学校校長会 会長	城野 聖一
	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 愛染寮施設長	末松 保喜
	民生児童委員連合会 生駒市民生・児童委員連合会 理事	谷猪 富貴子
	生駒市社会福祉協議会 事務局長	辻中 伸弘
	学校法人白百合学園白百合幼稚園 園長	畠山 佳子
	阪奈中央こぐま園 園長	宮内 恵理子
その他市長が必要と認める者	公募市民	嬉野 咲花
	公募市民	中西 和己
臨時委員	一般社団法人無限 代表理事	石田 慶子
	一般社団法人和草 代表理事	溝口 雅代
	アトリエ e.f.t. 代表	吉田田 タカシ

※生駒市子ども・子育て会議条例第3条及び第5条による区分

4. 生駒市こども計画策定についての諮問

生 こ 第 3 9 号

令 和 6 年 5 月 2 1 日

生駒市子ども・子育て会議

会長 清水 益治 様

生駒市長 小紫 雅史

生駒市こども計画(仮称)、及び 第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画について(諮問)

生駒市こども計画(仮称)、及び第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画について、
生駒市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、下記の事項について貴会議の意見を求めます。

記

諮問事項 生駒市こども計画(仮称)の策定について

令和5年4月施行のこども基本法第10条において、「市町村はこども大綱(中略)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(中略)を定めるよう努めるものとする」と定められている。このことから、生駒市としては、当該法律その他の関連する法令等の趣意を鑑み、生駒市こども計画(仮称・令和7年～11年)を策定する。

第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画の期間(令和2年～6年度)が終了することに伴い、市民の子育て状況や子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するためのニーズ調査等を踏まえ、パブリックコメントも実施の上、第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画(令和7～11年度)案を策定する。

資料編

5. 生駒市こども計画策定についての答申

令和 7 年 2 月 25 日

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市子ども・子育て会議

会長 清水 益治

生駒市こども計画及び第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画について(答申)

令和6年5月21日付け生こ第39号で諮問のあった生駒市こども計画及び第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定について、慎重に審議を重ね、パブリックコメントを実施した結果、下記のとおり取りまとめたので答申します。

記

答申事項

別添「生駒市こども計画」

生駒市こども計画

編集・発行 生駒市 子育て健康部 こども政策課

〒630-0257 生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号

電話:0743-73-5582

.....

公式ホームページ <https://www.city.ikoma.lg.jp/>